

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年4月14日

【計算期間】 第8期（自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日）

【発行者名】 フォーカス・シキャブ
（Focused SICAV）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
マイケル・ケール（Michael Kehl）
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン（Thomas Portmann）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2010、B.P.91、L - 1855、J.F.ケネディ通り33A
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, B.P.91, L-2010 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注1）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2016年1月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝120.87円）による。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、ファンドは米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してまたは切り捨てて記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【外国投資法人の概況】

（１）【主要な経営指標等の推移】

（フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド）

（別段の記載がない限り金額は米ドル表示）

	2011年10月末日 に終了する 会計年度末	2012年10月末日 に終了する 会計年度末	2013年10月末日 に終了する 会計年度末	2014年10月末日 に終了する 会計年度末	2015年10月末日 に終了する 会計年度末
(a) 営業収益 ⁽¹⁾	86,757,116.42	33,901,158.95	61,353,020.73	9,623,313.64	- 23,595,994.00
(b) 経常利益金額 または経常損失金額	86,757,116.42	33,901,158.95	61,353,020.73	9,623,313.64	- 23,595,994.00
(c) 当期純利益金額 または当期純 損失金額	86,757,116.42	33,901,158.95	61,353,020.73	9,623,313.64	- 23,595,994.00
(d) 出資総額 ⁽²⁾	1,854,559,809.58	1,951,526,055.68	2,102,915,309.50	782,101,939.96	754,171,605.94
(e) 発行済投資口総数	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 4,047,225.520口	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 4,976,172.703口	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 5,257,905.030口	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 2,067,694.194口	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 2,186,564.742口
(f) 純資産額	1,854,559,809.58	1,951,526,055.68	2,102,915,309.50	782,101,939.96	754,171,605.94
(g) 資産総額	1,903,376,157.86	1,967,608,465.80	2,167,830,977.45	790,122,194.34	811,698,085.20
(h) １口当たり純資産 価格	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 112.82	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 120.56	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 121.28	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 127.93	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 130.37
(i) １口当たり当期 純利益金額または 当期純損失金額	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 1.47	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 8.09	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 0.67	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 6.59	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 1.85
(j) 分配総額	1,503,453.61	1,370,970.34	1,599,559.67	1,862,194.75	1,058,224.77
(k) １口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	97.44%	99.18%	97.01%	98.98%	92.91%
(m) 自己資本利益率 ⁽³⁾	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 1.39%	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 6.86%	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 0.60%	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 5.48%	(クラス米ドルF - a c c 投資証券) 1.91%

(１) 営業収益には投資収益および実現および未実現利益（損益）を含めている。以下同じ。

(２) ファンドは変動資本を有する会社型投資信託であり、純資産総額を記載している。以下同じ。

(３) 自己資本利益率は、当該会計年度の１口当たり純資産価格の前年度に対する増減の比率であるが、当該会計年度に初めて当該投資証券が発行された場合には、当初募集価格に対する増減の比率で表すものとする。以下同じ。

(４) 「主要な経営指標等の推移（e）発行済投資口総数、（h）１口当たり純資産価格、（i）１口当たり当期純利益金額または当期純損失金額および（m）自己資本利益率」は、日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

（２）【外国投資法人の目的及び基本的性格】

a．外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人（「本投資法人」）の名称		フォーカス・シキャブ （ Focused SICAV ）	
法的形態		2010年法パート に従い設立された可変資本投資会社（ S I C A V ） の法的形態によるオープン・エンド型投資ファンド	
設立日		2005年 7 月15日	
ルクセンブルグ商業・ 法人登記所登録番号		R.C.S. B 109.505	
会計年度		11月 1 日から10月31日	
定時投資主総会		本投資法人の登録された事業所において、毎年 2 月24日の午前10時に開催する。 2 月24日がルクセンブルグの営業日（ルクセンブルグの銀行が通常の営業時間で営業を行っている日）でない場合は翌営業日に開催する。	
定款			
	当初公告	2005年 7 月28日	メモリアルで公告された。
	修正	2007年 2 月27日	2007年 4 月21日にメモリアルに預託通知を掲載した。
		2011年 5 月 9 日	メモリアルで公告された。
		2014年 7 月18日	メモリアルで公告された。
管理会社		U B S ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （ UBS Fund Management (Luxembourg) S.A. ） R.C.S. ルクセンブルグB 154.210	

本投資法人の基本定款の統合版は、閲覧に供するためにルクセンブルグの商業会社登記所に預けられている。修正版は、メモリアル、ルクセンブルグの日刊紙および必要な場合は本投資法人の投資証券を販売するそれぞれの国の公的刊行物に預託通知を掲載することで公告し、投資主総会で承認を受けた後、法的に拘束力のあるものとなる。

個々のサブ・ファンドの純資産は、全体として本投資法人の純資産総額を構成し、常に本投資法人の株式資本に相当する。本投資法人の株式資本は全額払込済株式と無額面株式で構成される。

本投資法人は、投資者に対し、本投資法人への投資後に投資主名簿に投資者自身の氏名を記載された場合に投資主の権利（特に総会に参加する権利）からのみ利益を得ることに留意するよう求める。しかし、投資者が仲介機関を通じ間接的に本投資法人に投資し、かかる仲介機関が投資者のためにその名義で投資を行い、その結果として当該仲介機関が投資者のために投資主名簿に記載される場合、上記の投資主の権利は投資者ではなく仲介機関に認められることがある。従って、投資者は、投資判断を行う前に自らの投資者としての権利について助言を求めることが望まれる。

投資主は、総会において、サブ・ファンドの株式価格の違いに関係なく、保有する投資証券一口につき一票の議決権を有する。特定のサブ・ファンドに係る総会での議決に際して、当該サブ・ファンドの投資証券には一票の議決権が付与されている。

本投資法人は、法主体を構成する。投資主との関係において、各サブ・ファンドは、独立した法主体とみなされ、あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債のみを相殺するために使用することができる。

本投資法人は、随時、既存のサブ・ファンドを清算し、新たなサブ・ファンドを設立し、サブ・ファンド内で個別的な特性を有する様々な投資証券クラスを設定する権限を有する。販売目論見書は新たなサブ・ファンドまたは追加の投資証券のクラスが設定される度に更新される。

本投資法人に存続期間および総資産に関する制限はない。

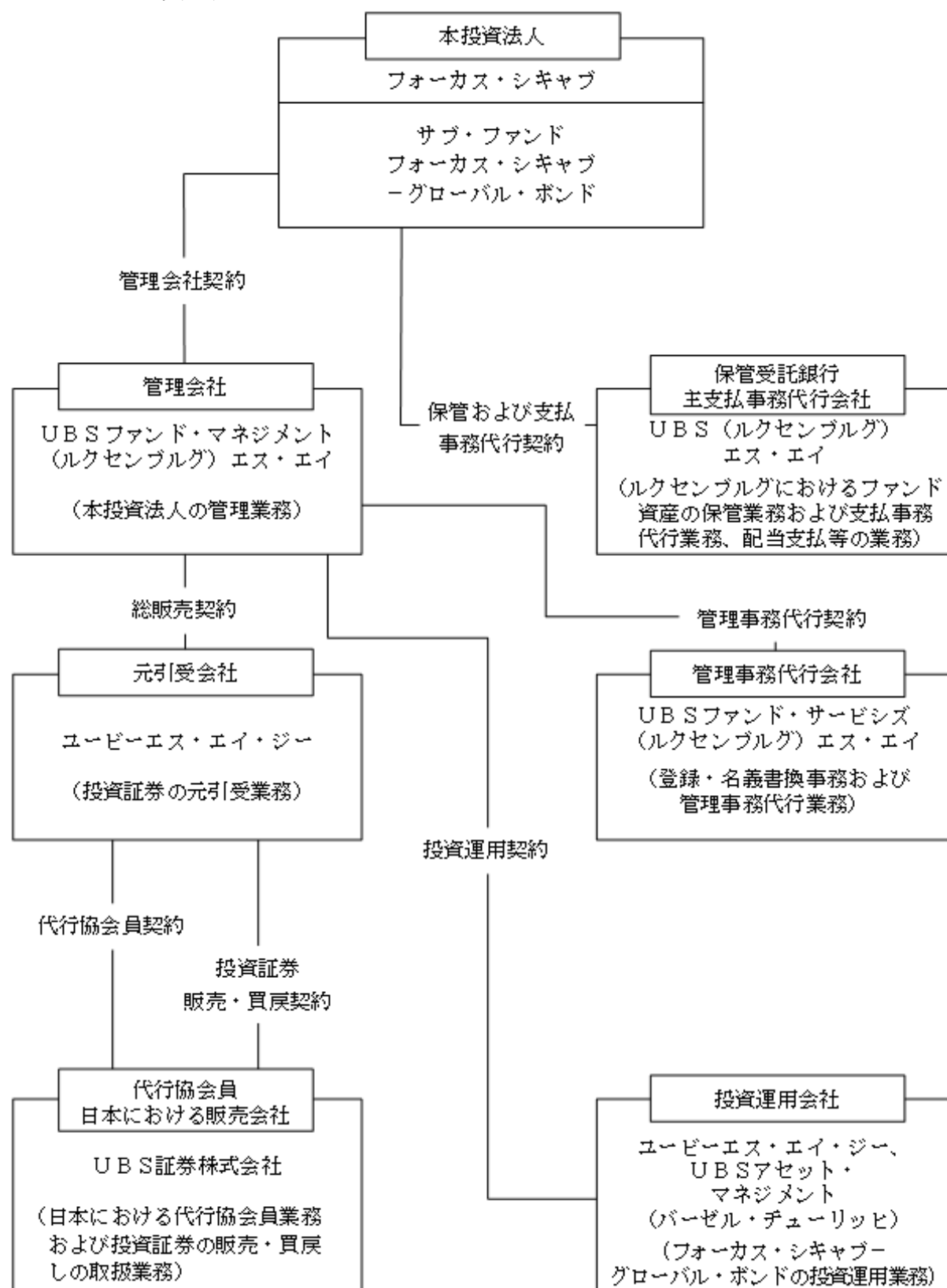
本投資法人は、2002年12月20日に制定された集合投資事業に関するルクセンブルグ法パート に従い S I C A V形態によるオープン・エンド型投資ファンドとして2005年7月15日に設立された。2011年5月16日を発効日として、本投資法人はU B S ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイを管理会社に任命した。本投資法人は、2014年6月26日付で、2010年法パート に従い、譲渡性ある証券を投資対象とする投資信託へと移行した。

b．外国投資法人の特色

本投資法人の目的は、資本の保全および本投資法人の資産の流動性を十分に考慮した上で、高い成長および／または当期利益を達成することである。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

a . ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
フォーカス・シキャブ (Focused SICAV)	外国投資法人	2005年7月15日付で定款を締結。ファンド資産の運用、管理、投資証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	2011年12月15日付で2011年5月16日より効力が生じるものとして本投資法人との間で管理会社契約（注1）を締結。集合投資事業に関する法律に基づき、管理会社の職務および責任について規定している。
UBS (ルクセンブルグ) エス・エイ (UBS (Luxembourg) S.A.)	保管受託銀行 主支払事務代行会社	2012年8月3日付で本投資法人との間で保管および支払事務代行契約（注2）を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
UBSファンド・サービスズ (ルクセンブルグ) エス・エイ (UBS Fund Services (Luxembourg) S.A.)	管理事務代行会社	2013年6月11日付で2011年5月16日より効力が生じるものとして管理会社との間で管理事務代行契約（注3）を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務について規定している。
ユービーエス・エイ・ジー、 UBSアセット・マネジメント (パーゼル・チューリッヒ) (UBS AG, UBS Asset Management, Basel and Zurich)	投資運用会社	2014年10月27日付で2014年7月22日より効力が生じるものとして管理会社との間で投資運用契約（注4）を締結。フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンドに關しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)	元引受会社	2014年8月22日付で2011年5月16日より効力が生じるものとして管理会社との間で総販売契約（注5）を締結。投資証券の元引受業務について規定している。
UBS証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2015年11月11日付で元引受会社との間で代行協会員契約（注6）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。2015年11月23日付で投資証券販売・買戻契約（注7）を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。

（注1）管理会社契約とは、本投資法人により任命され、ルクセンブルグの法律に従い管理会社として行為し、本投資法人に対し、ポートフォリオの管理、管理事務代行ならびに登録・名義書換代行業務を行う他、当該契約に詳述される業務を提供することを約する契約である。

- （注２）保管および支払事務代行契約とは、定款の規定に基づき、本投資法人によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。
- （注３）管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、投資証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。
- （注４）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- （注５）総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、投資証券の元引受業務を行うことを約する契約である。
- （注６）代行協会員契約とは、ファンドのために元引受会社によって任命された日本における代行協会員が投資証券に関する目論見書の配布、投資証券１口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。
- （注７）投資証券販売・買戻契約とは、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

（４）【外国投資法人の機構】

統治に関する事項

本投資法人は３名以上のメンバー（以下、それぞれを「取締役」という。）で構成される取締役会によって運営される。取締役会のメンバーが本投資法人の投資主である必要はない。

取締役会のメンバーは最長６年の在任期間に関して投資主総会により任命され、再任されることができる。取締役が任期の指定なしに選任された場合、当該取締役は、選任された日より６年間にわたり選任されたものとみなされる。さらに、投資主総会では、取締役会メンバーの人数、これらの報酬およびこれらの任期を決定する。取締役会メンバーは、投資主総会において本人または代理人が出席した投資主が保有する投資証券の単純多数をもって選任される。

随時、投資主総会で採択された決議によって取締役を理由の有無を問わずに解任する、または交代させることができる。

投資主総会で任命された取締役会メンバーの職が任期満了前に空位となった場合は、その時に任命されている取締役会の残りのメンバーが一時的に新規メンバーを選出することができ、投資主は当該任命直後の投資主総会で当該事項に関して最終決定を下す。

取締役会はメンバーの中から議長を１名選び、また副議長を１名以上選ぶ。取締役会は、秘書役も１名任命することができ、秘書役は取締役会のメンバーである必要はなく、取締役会会議および投資主総会の議事を記録し、保管する。

議長は取締役会会議および投資主総会の議長を務める。議長が不在の場合、投資主または取締役会メンバーは、単純多数をもって別の取締役会メンバーを、投資主総会の場合はその他の者を、議長に任命することができる。

取締役会会議は、議長または取締役会メンバー２名によって招集され、会議の通知に記載する場所で開催する。

緊急の場合（立証を要する。）を除き、取締役会会議の招集通知は、書面によって、かかる会議の日に先立つ２４時間前までに送付されるものとする。当該通知は、各取締役のテレファックス、電子メールまたはその他の類似の通信手段による書面同意をもって放棄することができる。取締役会が採択した決議に定める時間および場所で開催する会議に関しては、別途通知を送付する必要はないものとする。

取締役会メンバーは、電子メール、テレファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で、取締役会会議において別の取締役に自己の代理権を付与することができる。取締役は、複数の取締役会メンバーの代理人を務めることができる。

取締役は、参加している各取締役を識別可能な電話会議、テレビ会議または同様の通信手段によって取締役会会議に参加することができる。これらの手段は、会議に参加する全員が互いの声を絶えず聞けるように、かつ、かかる者の会議への効果的参加を可能にするように、会議への効果的参加を保証する技術上の仕様に従わなければならない。これらの手段による会議への参加は、かかる会議での本人による参加と同等である。かかる通信手段を通じて開催された会議は、本投資法人の登録事務所

で開催されたとみなされる。参加している各取締役は、テレビもしくは電話または同様の通信手段をもって投票する権利を付与されるものとする。

取締役は、取締役会の決議により特に授權される場合を除き、取締役個人の署名によって本投資法人を拘束してはならない。

取締役会は、少なくとも取締役会メンバーのうち本人または代理人により半数以上が出席した場合に限って有効に審議または行為することができる。ただし、定款が、その他に、かつ、特定の法規定を侵害することなく、定める場合はこの限りではない。

取締役会の決議は議事録に記録しなければならない、議事録は取締役会の議長または議長が不在の場合にはかかる会議を仕切る臨時の議長もしくは取締役2名の署名を付さなければならない。司法手続またはその他において作成するかかる議事録の抜粋の写しには会議の議長または取締役2名により有効に署名が付される。

取締役会による決議は、本人または代理人が出席するメンバーの単純多数をもって行われる。会議において決議に関する賛成票および反対票が同数の場合、会議の議長は決定票を有するものとする。

取締役会メンバー全員が承認し、署名した書面決議は、取締役会会議で採択された決議と同じ効力を有するものとする。かかる決議は、テレファックス、電子メールまたは同様の通信手段をもって書面による取締役会の各メンバーの承認を得ることができる。かかる承認は一または複数の個別の書類で付与することができ、いかなる場合も、書面および書面決議に添付される確認書により確認されなければならない。

取締役会は、本投資法人のために、かつ、これを代理して、定款に定める投資方針および投資制限に従って、本投資法人の目的の範囲内で、すべての処分行為、運用行為および管理行為を行う最も幅広い権限を付与されている。

法律または定款で投資主総会に明確に留保されていないすべての権限は取締役会の権限とする。

取締役会は、2010年法付属 に記載されているとおり、当投資法人のための当該機能を実行するために、2010年法第15章に従った運用会社を任命することができる。

運用体制

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。

（５）【外国投資法人の出資総額】

各会計年度末および2016年１月末日現在の発行済投資証券総数および出資総額は以下のとおりである。

なお、発行可能投資口総口数には制限がない。

（フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド）

	出資総額		発行済投資証券総数 （口）	
	米ドル	百万円		
2011年10月末日に終了する 会計年度末	1,854,559,809.58	224,161	クラス米ドル F - a c c 投資証券	4,047,225.520
2012年10月末日に終了する 会計年度末	1,951,526,055.68	235,881	クラス米ドル F - a c c 投資証券	4,976,172.703
2013年10月末日に終了する 会計年度末	2,102,915,309.50	254,179	クラス米ドル F - a c c 投資証券	5,257,905.030
2014年10月末日に終了する 会計年度末	782,101,939.96	94,533	クラス米ドル F - a c c 投資証券	2,067,694.194
2015年10月末日に終了する 会計年度末	754,171,605.94	91,157	クラス米ドル F - a c c 投資証券	2,186,564.742
2016年１月末日現在	618,221,980.54	74,724	クラス米ドル F - a c c 投資証券	2,103,511.754

（注）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2016年１月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝120.87円）による。以下同じ。

（６）【主要な投資主の状況】

1993年４月５日付ルクセンブルグ法第41条により課されるルクセンブルグ銀行機密規定（改訂済）により、当該サブ・ファンドの主要な投資主に関する情報は公開できない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

一般投資方針

サブ・ファンドの資産は、リスク分散の原則に従って投資される。サブ・ファンドは、それぞれの資産を、世界中のエクイティ、集合投資証券、配当請求権付証券および利益参加証券（エクイティおよび持分の権利）等のその他の種類の持分型資本参加証券、短期証券、短期金融商品、有価証券のワラントならびに債務証券および債権、その他すべての法律で認められた資産に投資する。さらに、サブ・ファンドは、米国預託証券（ＡＤＲｓ）、国際預託証券（ＧＤＲｓ）およびエクイティ・リンク債等のエクイティに連動する仕組み商品に投資することができる。

下記「（４）投資制限」における「投資原則」の1.1（g）および５の項に定められるとおり、本投資法人は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主要要素として、法令により認められる範囲内で、派生商品ならびに証券貸付取引、証券レボおよびリバース・レボ取引等、ポートフォリオの効率的運用のための手法を利用することができる。

新株予約権証券、オプション、先物およびスワップの市場は変動が激しく、有価証券への投資に比べて利益を上げる可能性も損失を被るリスクも大きい。これらポートフォリオの効率的運用のための手法は、個々のサブ・ファンドの投資方針に適合しかつその質を貶めない場合にのみ利用される。

各サブ・ファンドは、付随的に流動資金を保有することができる。

サブ・ファンドは、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別の幅広い分散投資を確保するように留意されている。そのため、各サブ・ファンドの投資方針に異なる定めがない限り、サブ・ファンドは、純資産の10%を限度に既存のＵＣＩＴＳおよびＵＣＩに投資することができる。

英国の販売会社の地位の資産クラスを有するサブ・ファンドは、その資産の５%を上限としてのみ、英国法に基づき「非適格オフショアＵＣＩ」に分類されるＵＣＩＴＳおよびＵＣＩに投資することができる。かかる投資制限は、関係するサブ・ファンドの投資方針の不可欠な部分である。

「非適格オフショアＵＣＩ」とは、（a）英国外に所在する会社、（b）その受託会社が英国に所在しないユニット・トラスト、または（c）英国外の実法に基づき有効となるその他の契約のいずれかであり、かかる法律に基づき共同所有による請求権を生じ、英国の課税目的上「分配型ファンド」には認められず、分配型ファンドに認定されないオープンエンド型集合投資事業をいう。

かかる投資制限は、実務上、当該制限が適用される各サブ・ファンドが、英国の投資者に販売されていない他のＵＣＩＴＳおよびＵＣＩに原則として投資できないことを意味する。

債務証券および債権には、国際機関および超国家機関、公的機関および民間の借り手ならびに半公的発行体により発行される債券、ノート（ローン・パーティシペーション・ノート、クレジット・デフォルト・ノートおよびインフレ連動債を含む。）、あらゆる種類の資産担保証券、転換社債、転換債券、ワラント、転換無担保社債、債務担保証券（ＣＤＯ）およびこれらに類似する固定利付および変動利付の担保付社債または無担保社債、ならびにこれらの類似する有価証券が含まれる。

転換無担保社債は、債券の保有者および／または債券の発行体に対し、指定された将来の日に債券を株式に転換する権利を付与する。

クレジット・デフォルト・ノート（ＣＤＮ）は、クレジット・デリバティブが組み込まれた固定利付証券で、その取扱いはクレジット・デフォルト・スワップの取扱いに類似する。ＣＤＮへの投資は、下記「（４）投資制限」における「投資原則」の５の項の規定に従う。

インフレ連動債（ＩＬＮ）は、その受取利息がインフレ率に連動する固定利付証券および変動利付証券である

エクイティおよび持分権は、協同投資証券、配当権証券および利益参加証券等の株式および株式型証券である。

エクイティ・リンク債は、その収益がある株式の動向に連動する債券である。

「短期金融商品」は、通常短期金融市場で取引される商品で、流動性があり、時価をいつでも確定することができる。短期金融商品は、主に、一流銀行の預託証書、一流企業が発行するコマーシャルペーパーおよび一流の発行体が発行または保証するその他の固定または変動利付の短期金融商品で構成される。

債務証券および債権、株式および持分権ならびに短期金融商品とは、以下に詳述される投資制限の条項に基づき必要である場合、すべて2010年法第41条に規定する有価証券である。

サブ・ファンドおよび特定の投資方針

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

一般投資方針の枠内で、当該サブ・ファンドは、その資産を、主として上記で定義される世界中の債務証券および債権に投資する。

当該サブ・ファンドは、その純資産の40%を上限として、CからBB+（スタンダード・アンド・プアーズ）の格付け、同等の格付機関による同等の格付け、もしくはまだ公的な格付がない新規発行銘柄または格付けが一切ない銘柄に関してはユービーエス社内の同等格付けを有する証券に投資することができる。

これらの投資対象のうち、CCCからC（スタンダード・アンド・プアーズ）の格付け、同等の格付け機関による同等の格付け、もしくはまだ公的な格付がない新規発行銘柄または格付けが一切ない銘柄に関してはユービーエス社内の同等格付けを有する債券については、サブ・ファンドの純資産の10%を上限として投資することができる。格付けが低い投資対象、特にCCCからCまでの格付けの投資対象は、平均を上回る利回りがあるが、一流の発行体の証券への投資に比べて信用リスクが大きい。

かかる40%の上限の範囲において、社債およびCDO、ならびに新興市場諸国に所在するかまたはそこで主に事業を営む借り手が発行または保証する債務証券および債権に投資することもできる。すべての投資対象を、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別に幅広く分散化するため、サブ・ファンドは純資産の100%を限度として、既存のUCIおよびUCITSに投資することができる。こうした投資手法および関連費用については「3 投資リスク a. リスク要因、UCIおよびUCITSへの投資」の項で説明する。

ただし、当該サブ・ファンドは、UCITSおよび/または英国法により「非適格オフショアUCI」に分類されるUCIに対しては、その資産の5%までしか投資することができない。

派生商品は、投資目的を達成するために使用され、ポートフォリオの市場エクスポージャーの増大および減少の両方の目的で使用される予定である。投資戦略を実施するにおいて、原商品を直接取得せずに投資方針に記載される法律で認められた資産に投資するため、ポートフォリオ・マネジャーは、派生商品（金利先物/オプション、店頭派生商品等。）を取得すると考えられる。これらの投資対象について、投資者は、「3 投資リスク a. リスク要因、派生商品の利用に伴うリスク」および「レバレッジ」の項に記載のリスク情報を特に検討すべきである。

当該サブ・ファンドにおける通貨の指定は、サブ・ファンドの会計通貨の指定であり、集中的投資対象を意味しない。よって会計通貨は、申込みおよび買戻しの決済、あらゆる分配金の支払いならびに運用成果の算出において使用される。

サブ・ファンドはまた、以下の目的で、先物、スワップ、ノン・デリバラブル・フォワード（NDF）および通貨オプションを購入または売却することができる。

- ・当該サブ・ファンドの投資対象の通貨リスクの全部または一部を当該サブ・ファンドの会計通貨に対しヘッジすること。これは、直接的（基準通貨に対する通貨のヘッジ）または間接的（第三通貨に対する通貨のヘッジ。これは後に基準通貨に対しヘッジされる。）に発生しうる。
- ・会計通貨または他の自由に交換可能な通貨に対する通貨ポジションを確立すること

NDFは、当該通貨の現物の移転または現地市場での取引を行わずに、通貨ポジションを確立し、為替リスクに対し当該ポジションをヘッジすることを可能とする。これにより、現地の相手方リスクおよ

び現地通貨保有コストの回避を可能とする。また、通常、2者のオフショア契約パートナー間の米ドル建てNDFについて現地の為替管理は行われない。

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会的、政治的および経済的に不確定な大きなリスクを負っている。新興市場への投資に伴うリスクは、「リスク情報」に記載されている。よって当該サブ・ファンドは、これらのリスクを認識している投資者に特に適している。

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、世界中の多様な債務証券および債権に投資することを希望する、中期的投資視野を有し、適度にリスク許容度のある投資家に適している。ファンドは、資産運用委託に伴うUBSマンデートのモジュールとして、包括的な投資戦略の枠組みの中で独占的に使用される。直接販売は、投資顧問業において行っていない。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【分配方針】

各サブ・ファンドの投資主総会では、本投資法人の取締役会の提案に従って、年次決算後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配金を支払うか否か、またどの程度の分配金を支払うかを決定するものとする。分配金は、収益（例えば、受取配当金および受取利息）、元本およびキャピタル・ゲインから成る可能性があり、また、手数料および費用を含み、または含まない場合がある。特定諸国の投資者は、分配された資本について、サブ・ファンドの投資証券の売却によるキャピタル・ゲインに対する税率よりも高い税率を課せられる可能性がある。従って、投資者の中には、分配型（-dist、-mdist）投資証券クラスよりも累積型（-acc）投資証券クラスの申込みを好む者もある。投資者は、分配型（-dist、-qdist、-mdist）投資証券クラスに投資した場合に比べて累積型（-acc）投資証券クラスに投資した場合の方が、発生する収益および資本に対する課税がより遅い時期に行なわれる可能性がある。投資者は、自ら税務上の助言を求めるべきである。サブ・ファンドの投資証券の1口当たり純資産価格は、各分配によって、直ちに減少することになる。また分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産が2010年法に定める法人の最低資産額を下回ってはならない。分配を行う場合、会計年度が終了してから4か月以内に支払いを行うものとする。

本投資法人の取締役会は、中間配当を支払うか否かおよび分配金の支払いを中止するか否かを決定する権限を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金および割当金に対する権利は失効し、関係するサブ・ファンドまたはその投資証券クラスに返還される。当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスが既に清算している場合、分配金および割当金は本投資法人の残存するサブ・ファンドまたは関係するサブ・ファンドの残存する投資証券クラスにそれぞれの純資産に応じて計上される。本投資法人の取締役会の提案に従って、総会で正味投資収入およびキャピタル・ゲインの割当てに関連して無償投資証券を発行することを決定することができる。収入調整金は分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように計算する。

（４）【投資制限】

投資原則

各サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

１．本投資法人が可能な投資

1.1 本投資法人の投資対象は以下の一項または複数の項のみとする。

- a) 金融商品の市場に関する2004年4月21日の欧州議会／理事会指令2004／39／ECに定義する規制された市場に上場され、または取引されている有価証券および短期金融商品。
- b) EU加盟国の定期的取引が行われ、公認されかつ公開されている別の市場で取引される有価証券および短期金融商品。「EU加盟国」とは欧州連合加盟国を指す。欧州経済地域に関する契約の当事者であるが、欧州連合の加盟国ではない国は、当該契約およびその関係契約の制限範囲内で欧州連合の加盟国と同じであるとみなされる。
- c) EU非加盟国の証券取引所に正式に上場されている、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカまたはオーストラリアの国々（以下「承認された国」という。）において定期的取引が行われ、公認され公開されている別の市場で取引されている有価証券および短期金融商品。
- d) 新規発行の有価証券および短期金融商品。ただし、発行条件に1.1 a)乃至1.1 c)の各項に定める証券取引所または規制された市場での上場または取引許可を申請済みであり、かかる上場／許可は有価証券が発行されてから一年以内に認められる旨を明記した条項が盛り込まれていることを条件とする。
- e) 2010年法に定めるEU加盟国またはEU非加盟国に登録上の事務所を置く、指令2009／65／ECに基づき認められているUCITSの受益証券ならびに／または指令2009／65／ECの第1条(2) a)およびb)に該当するその他のUCIの受益証券、ただし、
- ルクセンブルグ金融監督委員会（以下「CSSF」という。）の判断に従ってヨーロッパ共同体法に基づく監督と同程度の監督が適用される法令に従って承認されたその他のUCIであること、当局間の協力を確保する十分な規定が存在すること、
 - その他のUCIの受益者に与えられる保護のレベルが本投資法人の受益者に与えられる保護のレベルと同等であり、特にファンド資産の分別保有、借入れ、有価証券および短期金融商品の貸付および空売りに適用される規則が指令2009／65／ECに定める基準と同等であること、
 - その他のUCIの事業運営が年次報告書および半期報告書に記載され、報告期間中に起因する資産、負債、所得および取引の評価が可能であること、
 - 受益証券を取得したUCITSまたは当該他のUCIが約款またはその設立書類に従って資産の10%を限度にその他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資できることを条件とする。
- サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの投資方針に反対趣旨の定めがない限り、その資産の10%を限度に他のUCITSまたはUCIに投資する。
- f) 期間が12か月までの金融機関の要求払預金または通知預金。ただし、金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあること、EU非加盟国に登録上の事務所がある場合はCSSFがヨーロッパ共同体法に基づく監督規則と同等とみなす監督規則が適用されることを条件とする。
- g) 上記のa)、b)およびc)に記載する規制された市場で取引されている金融派生商品（以下「派生商品」といい、現金等価商品を含む。）または証券取引所で取引されていない派生商品（以下「店頭派生商品」という）。ただし、
- 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致しており、その達成に適していること、
 - 原証券は上記の1.1のa)および1.1のb)の各項に規定する商品または本投資法人の投資方針により、直接、または既存のUCIもしくはUCITSを通じて投資することが許可されている金融指数もしくはマクロ経済指数、金利、通貨またはその他の裏付け商品であること、
 - サブ・ファンドが原資産の適切な分散を通じて、「2．リスク分散」の項に記載されるサブ・ファンドに適用される分散要件を確実に遵守すること、

- 店頭派生商品に関する取引の相手が、C S S F が承認し、本投資法人が明確に承認した種類に該当する公式監督に服する機関であること。本投資法人による承認手続きが、U B S アセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成され、取引相手方の資本提供の意思に加え、とりわけ同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に関連する原則に基づくものであること。本投資法人が自ら承認した取引相手方のリストを保持していること、
- 店頭派生商品は日々行われる信頼できる検証可能な方法により評価され、本投資法人の戦略に基づき常に適切な市場価値により売却することができるか、処分できるか、または、バック・ツー・バック取引の方法で決済することができること、
- 各取引相手方が、各サブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入銘柄(トータル・リターン・スワップもしくは類似の性格を有する金融派生商品等の場合)、または各店頭派生商品の原資産の構成につき裁量権を付与されていないことを条件とする。

h) 規制された市場で取引されていない「投資方針」の項に定義する短期金融商品。

ただし、短期金融商品の発行または発行体に投資者および投資対象を保護する規則が適用されていること、またかかる商品は、

- E U 加盟国の中央、地域もしくは地方機関または中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合または欧州投資銀行、E U 非加盟国、または連邦国家の場合に連邦のE U 加盟国または少なくとも一E U 加盟国が属する国際機関が発行または保証していること、
- 1.1のa)、b)およびc)の各項に定める規制された市場で有価証券が取引されている事業体が発行していること、または
- ヨーロッパ共同体法に定める基準に基づく公式監督に服す機関またはヨーロッパ共同体法に定める監督と少なくとも同程度に厳格な監督に服し、遵守しているとC S S F が判断する機関が発行もしくは保証し、またはC S S F が承認した種類に属するその他の発行体が発行していることを条件とする。ただし、かかる商品への投資には上記の第1項、第2項および第3項に定める基準と同等の投資者を保護する規則が適用されること、発行体は1,000万ユーロ以上の自己資本を有し、第4号理事会指令78/660/E E C に定める規定に基づいて年次決算書を作成、公表する法人であるか、または一社以上の上場企業を擁するグループ内の資金調達を担当する法人であるか、または銀行が提供する信用供与枠を利用し、原債務証券の資金を調達する法人であることを条件とする。

1.2 1.1項に定める投資制限にかかわらず、各サブ・ファンドは純資産の10%を限度に1.1項に定める以外の有価証券および短期金融商品に投資することができる。

1.3 本投資法人は派生商品に関係する全体のリスクが本投資法人の純資産総額を超えないように配慮しなければならない。投資戦略の一環として、各サブ・ファンドは2.2および2.3の各項に定める制限の範囲内で派生商品に投資することができる。ただし、原商品全体のリスクが第2項に定める投資制限を超えないことを条件とする。

1.4 各サブ・ファンドは付随的に流動資金を保有することができる。

2. リスク分散

2.1 リスク分散原則に従って、本投資法人はサブ・ファンドの純資産の10%を超えて同一金融機関が発行した有価証券または短期金融商品に投資してはならない。本投資法人はサブ・ファンドの純資産の20%を超えて同一金融機関の預金に投資してはならない。サブ・ファンドの純資産の5%以上を占める金融機関が保有する有価証券および短期金融商品のポジションの総価値が当該サブ・ファンドの純資産の40%を超えてはならない。当該制限は監督に服する金融機関における預金およびかかる金融機関との店頭派生商品の取引には適用されない。

2.2 2.1項に定める制限に関係なく、各サブ・ファンドは同一金融機関に対し

- 当該機関が発行した有価証券および短期金融商品
 - 当該機関の預金および／または
 - 当該機関との間で取引される店頭派生商品
- を組み合わせ、純資産の20%を超えて投資してはならない。

2.3 上記の規定に反して、以下の規定が適用される。

- a) E U加盟国に本拠地を有し、当該国において投資者を保護するために公的機関による特別な法律上の監督に服す金融機関が発行した一定の負債証券に関して2.1項に定める10%の制限は25%に引き上げられる。特にかかる債券の発行に起因する資金は法律に従って、債券の存続期間中に当該債券から発生した債務を十分にカバーする資産に投資するものとし、借主が破産した場合、元利の支払いに関して優先権が付与されなければならない。サブ・ファンドが同一発行体の債券に純資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の総額はサブ・ファンドの純資産価額の80%を超えてはならない。
- b) 本10%制限はE U加盟国またはE U加盟国の中央、地域および地方機関、その他の承認された国または一か国以上のE U加盟国がメンバーである公法的性格の国際機関が発行または保証した有価証券または短期金融商品に関しては35%に引き上げられる。2.3のa) およびb) に定める特別規則に該当する有価証券および短期金融商品は上記のリスク分散の40%制限を計算する際には計算に入れない。
- c) 2.1、2.2、2.3のa) およびb) の各項に定める制限は累計することはできないため、これらの各項において定める同一発行体が発行した有価証券または短期金融商品、当該金融機関への預金または派生商品への投資はそれぞれサブ・ファンドの純資産の35%を超えてはならない。
- d) 理事会指令83 / 349 / E E Cまたは国際的に認められた会計基準に基づく連結財務諸表の作成に関連して同じ企業グループに属す企業は、本項に定める投資制限を計算する際には同一発行体とみなす必要がある。ただし、同一グループ企業が発行した有価証券および短期金融商品への投資は合計してサブ・ファンドの資産の20%を限度とする。
- e) リスク分散のために、本投資法人はサブ・ファンドの純資産の100%を限度としてE U加盟国またはE U加盟国の地方政府、その他公認のOECD加盟国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一か国以上のE U加盟国が属する公法に基づく国際機関が保証または発行した各種の有価証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、かかる有価証券および短期金融商品は少なくとも6回の発行分で構成され、一回の発行分がサブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

2.4 その他のUCITSまたはUCIへの投資に関しては以下の規定が適用される。

- a) 本投資法人はサブ・ファンドの純資産の20%を限度として同一UCITSまたは他のUCIの受益証券に投資することができる。本投資制限の履行上、複数のサブ・ファンドから成るUCIのそれぞれのサブ・ファンドは、第三者について個別に債務を負うことが保証され得る場合には独立した発行体とみなされる。
- b) UCIITS以外のUCIの受益証券に対する投資は、サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。UCITSまたは他のUCIの投資資産は2.1、2.2および2.3の各項に定める上限の計算には含まれない。
- c) 投資方針に従って大半の資産をその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に投資するサブ・ファンドに関して、サブ・ファンドおよびサブ・ファンドが投資する意図があるその他のUCITSおよび／またはその他のUCIが徴収する管理報酬の上限については「4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」の項に記載する。

2.5 サブ・ファンドは、一または複数の本投資法人の他のサブ・ファンドが発行するまたは発行された投資証券を購入し、取得しおよび／または保有することができるが、以下を条件とする。

- ターゲット・サブ・ファンドは自ら、当該ターゲット・サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと、
- 取得される複数のターゲット・サブ・ファンドがその他のUCIの受益証券に投資することができる資産は、販売目論見書または定款に従い、合計で10%を超えてはならないこと、
- 当該有価証券に関連する議決権は、当該サブ・ファンドが当該証券を保有している期間中、財務書類および定期報告書における適正評価にかかわらず、停止されること、
- 関連するサブ・ファンドが当該有価証券を保有している限り、2010年法に規定される最低純資産の確定の目的上、サブ・ファンドの純資産の計算においてはこれらの有価証券の価値は考慮されないこと、および
- ターゲット・サブ・ファンドに投資したサブ・ファンドまたはターゲット・サブ・ファンドのいずれのレベルでも、管理事務/申込みまたは買戻しの手数料は重複して請求されないこと。

2.6 該当するサブ・ファンドの投資方針が、CS SFにより認定された一定のエクイティまたは債券の指数の構成の模写を目的とする旨を規定している場合、本投資法人は、当該サブ・ファンドの投資対象の20%を限度に同一発行体のエクイティおよび/または債券に投資することができる。ただし、以下を条件とする。

- 指数の構成が十分に分散されていること、
- 指数が、その参照する市場の適正ベンチマークを示していること、
- 指数が適切に公開されていること。

例外的市況および特に一部の有価証券または短期金融商品が支配的なポジションを占めている規制された市場に基づき正当であると判断される場合、制限は35%とされる。かかる上限までの投資は、同一発行体の場合にのみ認められる。

意図せずに、または新株引受権の行使によって1.および2.の各項に記載する制限を超えた場合、本投資法人は投資主の利益を十分に考慮した上で事態を是正するために有価証券の売却を最優先しなければならない。

新たに設立されたサブ・ファンドは、引き続きリスク分散投資の原則を遵守することを条件として、当局から認可されてから6か月間は2.1乃至2.4項に記載のリスク分散制限を逸脱することができる。

3. 投資制限

本投資法人は、以下の行為をしてはならない。

- 3.1 継続販売について契約書による制限を遵守しなければならない証券を取得すること。
- 3.2 本投資法人が、または、本投資法人の管理下にある他の投資信託と共同で、発行体の経営に重大な影響力を行使することを可能とする議決権付株式を取得すること。
- 3.3 以下を超えて取得すること。
 - 同一発行体の議決権のない投資証券の10%
 - 同一発行体の社債の10%
 - 同一UCITSまたはUCIの受益証券の25%
 - 同一発行体の短期金融商品の10%

後3者について、債務証券または短期金融商品の総額および発行済受益証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はない。

3.2および3.3の各項の適用が免除されるのは以下の証券である。

- EU加盟国またはその中央、地域および地方機関もしくは別の承認国が発行または保証している有価証券および短期金融商品
- EU非加盟国が発行または保証している有価証券および短期金融商品
- 一または複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行した有価証券および短期金融商品

- EU非加盟国の法律に基づき当該出資が当該非加盟国の発行体の証券に投資することができる唯一の方法である場合に、EU非加盟国で設立された会社で、当該非加盟国に所在する発行体の証券にその資産を主に投資する会社の資本として保有される株式、かかる場合、2010年法の規定を遵守しなければならない。
 - 受益者の請求による受益証券の買戻しについて、子会社が所在する国で本投資法人の代理としてのみ一定の運営管理、助言または売却業務を実行する子会社の資本として保有される投資証券。
- 3.4 証券、短期金融商品または1.1のe)、g)およびh)の各項に規定されるその他の金融商品の空売りを行うこと。
- 3.5 貴金属またはそれに関連する証書を取得すること。
- 3.6 不動産に投資すること、コモディティまたはコモディティ契約を購入し、販売すること。
- 3.7 借入れを行うこと。ただし、下記の場合は除外される。
- バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
 - 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ
- 3.8 第三者のためにローンを認めまたは保証人となること。ただし、本制限は、全額払込済でない証券、短期金融商品、または1.1のe)、g)およびh)に挙げられるその他金融商品の取得を妨げるものではない。
- 3.9 上記の投資の禁止にかかわらず、本投資法人は、以下の金融商品に投資することができる。
- 指令2007/16/ECの第2条に定める証券要件にしたがい、指数の運用実績に連動する組み込み派生商品を含まない、広義で個別の貴金属を裏付け資産とする証書
 - 指令2007/16/ECの第2条に定める証券要件にしたがい、指数の運用実績に連動する組み込み派生商品を含まない、広義で個別のコモディティまたはコモディティ指数を裏付け資産とする証書

本投資法人は、投資主の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権利を有する。ただし、かかる追加的制限は、本投資法人の投資証券が募集および販売される国々の法令を遵守する必要がある。

4.資産の統合

本投資法人は効率性のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および/または共同管理することを許可することができる。この場合、様々なサブ・ファンドの資産を一緒に管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼ぶ。プールは内部管理目的に限定して使用され、別箇の受益証券ではなく、投資主が直接プールを利用することはできない。

プーリング

本投資法人は2つ以上のサブ・ファンド（かかる目的上、以下「参加サブ・ファンド」という。）のポートフォリオ資産の一部または全部をプール形式で投資し、運用することができる。こうした資産プールは各参加サブ・ファンドから現金ならびにその他の資産を（プールの投資方針に合致している場合）資産プールに移し替えることによって設定される。その後、本投資法人は更に個々の資産プールへの移し替えを行なうことができる。同じく、その参加額を限度とする資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。

各資産プール内で参加サブ・ファンドが保有する投資証券は、同じ価値を有するみなし受益証券を基準にして評価する。資産プールを設定した際、本投資法人は（本投資法人が適当と判断する通貨で）みなし受益証券の当初価値を定め、各参加サブ・ファンドに対してサブ・ファンドが拠出した現金（またはその他の資産）の合計額に相当するみなし受益証券を配分する。その後、資産プールの純資産を既存のみなし受益証券の口数で除して、みなし受益証券の価値を決定する。

追加の資金または資産が資産プールに拠出され、または資産プールから引き出された場合、拠出されたりもしくは引き出された現金の額または資産の価値をプールの参加サブ・ファンドの投資額の現在価値で除して決定した数だけ関係する参加サブ・ファンドに配分されたみなし受益証券の口数を増減させる。資産プールに現金が拠出される場合、計算上、かかる現金の投資に関連する取引費用および取得費用に加え税務費用を考慮して本投資法人が適当と判断する金額を減額する。現金の引き出しの場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分に関連する費用の額を織り込んだ減額が行なわれる。

資産プールの資産から得た配当、利息およびその他の分配金所得は当該資産プールに配分され、その結果として各純資産が増加することになる。本投資法人が清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の各持分に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、幅広い分散投資を可能にするために、本投資法人は1つ以上のサブ・ファンドの資産の一部または全部をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業に帰属する資産と一緒に管理することを決定することができる。以下の段落で「共同管理ファンド」とは、本投資法人およびその各サブ・ファンドおよびすべてのファンドで共同管理契約が存在するものをいい、「共同管理資産」とは、上記の契約に従って管理が行なわれる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理契約の一環として、各ポートフォリオ・マネジャーは、共同管理ファンドに関しては連結ベースで、本投資法人およびそのサブ・ファンドのポートフォリオの構成に影響を及ぼす投資と資産の売却に関する決定を下すことができる。それぞれの共同管理ファンドは共同管理資産における持分を有し、共同管理資産の全体価値に対して各共同管理ファンドの純資産が占める割合に相当する。こうした比例ベースの資産保有（かかる目的上、「参加比率取決め」と称する。）は、共同管理に関連して保有または取得したすべての投資カテゴリーに適用される。投資および／または資産の売却に関する決定は、上記の参加取決めには影響しないが、追加の投資分は同じ割合で共同管理ファンドに割り当てられる。一方、資産を売却した場合、これらは、個々の共同管理ファンドが保有する共同管理資産から比例的に差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込みの恩恵を受ける共同管理ファンドは純資産が増加するため、それによる変化を織り込んだ参加比率取決めに従って購入申込代金を各共同管理ファンドに配分する。その際、共同管理ファンド間で資産を移し替えることによって、変化した参加比率取決めに合致するように投資レベルを調整する。同様に、ある共同管理ファンドに買戻しがあった場合、買戻しの対象となった共同管理ファンドは純資産が減少するため、それによる変化を織り込んだ参加比率取決めに従って共同管理ファンドの流動資金から必要な資金を引き出し、変化した参加比率取決めと合致するようにすべての投資の個々のレベルを調整する。

本投資法人または本投資法人の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係する出来事に影響される点に投資主の注意を喚起する。その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行なうことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができるほか、本投資法人または本投資法人の委託先がいつでもサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りを決定できるため、本投資法人および投資主の利益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに帰属する（本投資法人または当該サブ・ファンドに帰属するとは見なされない）報酬および費用の支払いによって、本投資法人またはその

一もしくは複数のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、本投資法人または当該サブ・ファンドに適用される投資制限に違反する場合、変更を実施する前の資産を共同管理契約の対象外として、上記調整の影響を受けないようにすることができる。

サブ・ファンドの共同管理資産は、投資決定が個々のサブ・ファンドの投資方針とすべての点で合致するように、同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。また、共同管理資産は同じポートフォリオ・マネジャーが投資と資産の売却に関する決定を下す権限を有し、かつ保管受託銀行が預託機関を務め、本投資法人およびそのサブ・ファンドに適用される2010年法および適用される法規定に従って任務を履行することができる資産に限って共同で管理される。保管受託銀行は常に本投資法人の資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管受託銀行は個々のサブ・ファンドの資産を常に正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないが、個々のサブ・ファンドの投資方針よりも制限的になる可能性がある。

本投資法人はいつでも、予告なしで共同管理契約を終了させることを決定することができる。

投資主はその時点で共同管理契約が結ばれている共同管理資産の比率と共同管理ファンドについて、本投資法人の登録事務所に問合せを行なうことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、（１）ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する契約がルクセンブルグの法律を準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または（２）各共同管理ファンドにルクセンブルグ籍以外のファンドの債権者および破産管財人に対して資産の利用を禁じる権利が備わっており、かかる資産を凍結する権限を有することを条件に許可される。

５．派生商品およびポートフォリオの効率的運用のための技法

また、本投資法人はかかる技法および商品がC S S Fの定める条件および制限に従った効率的なポートフォリオ運用（「技法」）のために使用されることを条件に、有価証券および短期金融商品を特色とした技法および商品を用いる権利を与えられている。かかる取引が派生商品の使用に関わる場合には、条件および制限は2010年ルクセンブルグ法の規定に合致しなければならない。かかる技法および商品の利用は、投資者の最善の利益に一致するものでなければならない。

本投資法人はいかなる場合であってもこれらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、かかる技法の利用により該当するサブ・ファンドのリスク水準が、本来のリスク水準（つまり当該技法を利用しなかった場合）に比べて著しく上昇してはならない。

かかる技法の利用に付随するリスクは、基本的に派生商品の利用に関わるリスク（特に取引相手方リスク）と同様である。したがって、「３ 投資リスク a．リスク要因、派生商品の利用に伴うリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

本投資法人は、自身または自身が任命したサービス提供会社のうち一社が、リスク管理手続の一環として、取引相手方リスクを中心に、当該技法の利用を通じて発生したリスクの監視および管理を確実に行う。本投資法人および管理会社の関連会社との取引から生じた潜在的利益相反の監視は、主に、定期的な契約の見直しおよび手順の対応により実施する。

本投資法人はまた、いつでもポートフォリオの効率的運用のためにかかる技法および商品を利用する枠組み内で締結した契約を取り消すか、またはそれぞれの取引相手方に譲渡した有価証券および／もしくは流動性のある資金を本投資法人が回収できることを確保する。さらに、かかる流動性のある資金に、回収時点までに発生した利息が含まれる場合がある。

さらに、本投資法人は、当該技法および商品の利用に関わらず、投資者の買戻申込みをいつでも処理することを確保する。

本投資法人は、ポートフォリオの効率的運用のための技法および商品の使用の枠組みにおいて、第三者に組入証券の一部を貸し付けることもできる（証券の貸付）。一般に、クリアストリーム・インター

ナショナルまたはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流金融機関を利用して、当該機関が定める手順に従ってのみ、証券の貸付が認められる。

証券貸付取引の場合、本投資法人は、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に等しい金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により容認された金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、取引が貸付証券価額の返済を本投資法人に保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合は、不要である。

「３ 投資リスク a. リスク要因、担保の運用」の項の規定は、証券貸付の範囲内で本投資法人に提供された担保の運用に対して適宜適用される。「担保の運用」の項の例外規定として、金融セクターから取得する株式は、証券貸付の枠組みの範囲内で有価証券として認められる。

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。かかる直接および間接報酬ならびにその他の直接および間接報酬の受領者、個々の報酬金額と共に報酬受領者が本投資法人、管理会社および／または保管受託銀行の関係会社であるか否かについての調査結果は、それぞれの年次報告書または半期報告書に記載される。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬および本投資法人が受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、証券貸付取引からの担保として承認し、これらの金融商品に対して以下のヘアカットを適用する旨決定した。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
固定及び変動利付金融商品	
G10参加国（米国、日本、英国、ドイツおよびスイスを除く国々。発行体として当該国の連邦州および小郡を含む。）により発行され、格付けがA [*] 以上の金融商品。	2 %
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（その連邦州および小郡 ^{**} を含む。）により発行された証券。	0 %
格付けがA以上の債券。	2 %
国際的組織によって発行された金融商品。	2 %
法主体によって発行され、格付けがA以上の銘柄の金融商品。	4 %
地方機関によって発行され、格付けがA以上の金融商品。	4 %
株式	8 %
以下の指数に組み込まれている株式は、容認できる担保として認められる。	ブルームバーグ I D
オーストラリア（S&P/ASX 50 INDEX）	AS31
オーストリア（AUSTRIAN TRADED ATX INDX）	ATX
ベルギー（BEL 20 INDEX）	BEL20
カナダ（S&P/TSX 60 INDEX）	SPTSX60
デンマーク（OMX COPENHAGEN 20 INDEX）	KFX
欧州（Euro Stoxx 50 Pr）	SX5E
フィンランド（OMX HELSINKI 25 INDEX）	HEX25
フランス（CAC 40 INDEX）	CAC
ドイツ（DAX INDEX）	DAX
香港（HANG SENG INDEX）	HSI
日本（NIKKEI 225）	NKY
オランダ（AEX-Index）	AEX
ニュージーランド（NZX TOP 10 INDEX）	NZSE10
ノルウェー（OBX STOCK INDEX）	OBX
シンガポール（Straits Times Index STI）	FSSTI
スウェーデン（OMX STOCKHOLM 30 INDEX）	OMX
スイス（SWISS MARKET INDEX）	SMI
スイス（SPI SWISS PERFORMANCE IX）	SPI
英国（FTSE 100 INDEX）	UKX
米国（DOW JONES INDUS. AVG）	INDU
米国（NASDAQ 100 STOCK INDX）	NDX
米国（S&P 500 INDEX）	SPX
米国（RUSSELL 1000 INDEX）	RIY

* 上記の表における「格付」は、スタンダード・アンド・プアーズが使用する格付尺度を意味する。スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチによる格付は、それぞれに対応する尺度をもって使用される。これらの格付機関がある発行体に付与した格付が一致しない場合、一番低い格付を適用する。

* * これらの国による格付のない銘柄も容認される。かかる銘柄について、ヘアカットは行われない。

本投資法人はまた、サブ・ファンドのために、販売／購入した証券を設定時間内にある（より高い）価格で買い戻す／売り戻すことに合意した場合、証券の販売／購入を含む買戻取引（買戻契約または逆買戻契約）を締結することができる。

いずれの買戻取引も、以下の条件に従うものとする。

- 取引相手方が当該種類の取引を専門とする一流金融機関の場合に限り、証券を買戻契約に基づいてのみ販売／購入することができる。
- 買戻契約の存続期間中、購入した証券はかかる証券を買い戻す権利が行使されるかまたは買戻し期間が満了するまでは、売却することができない。
- 金融派生商品の裏付資産となる証券、貸し付けられている証券または逆買戻契約の条件に基づき取得された証券は、買戻契約の条件に基づき売却することができない。

3【投資リスク】

a．リスク要因

サブ・ファンドの投資は大幅な価格変動を伴い、本投資法人の投資口価格が取得時の価格を下回らないとの保証はない。投資法人は預貯金と異なる。

こうした価格変動を発生させる要因またはその影響は以下のとおりであるが、これらに限定されない。

- ・個別企業に特有の要因の変化
- ・金利の変動
- ・為替レートの変動
- ・原料およびエネルギー資源の価格の変動
- ・雇用、公共支出および負債、インフレ等の経済要因に関係する変化
- ・法環境の変化
- ・特定の資産クラス（持分証券）、市場、国、業種および部門に対する投資者の信頼の変化、および
- ・原材料の価格の変化

投資を分散させることにより、ポートフォリオ・マネジャーは、サブ・ファンドの価格に対する上記リスクのマイナスの影響を軽減させる努力をしている。

その投資の性質によって特定のリスクにさらされるサブ・ファンドについて、関係するリスク情報は当該サブ・ファンドの投資方針に規定される。

一般的リスク情報

UCIおよびUCITSへの投資

特定の投資方針に従って、既存のUCIおよびUCITSにその資産の少なくとも半分を投資したサブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの構造を有する。

ファンド・オブ・ファンズの一般的利点は、ファンドに直接投資する場合に比べて幅広い投資またはリスクの分散化が図られることにある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（以下「ターゲット・ファンド」という。）自体も厳格なリスク分散原則が適用されるためポートフォリオの分散化は自己の投資対象だけにとどまらない。ファンド・オブ・ファンズの投資者は、二重にリスクを分散した商品に投資できるため、個々の投資対象に内在するリスクは最小限に抑えられ、大部分の投資の対象となるUCITSおよびUCIの投資方針は、本投資法人の投資方針と可能な限り一致しなければならない。本投資法人が一種類の商品への投資しか許可していない場合でも、投資家は多数の有価証券に間接的に投資できることになる。

既存のファンドに投資する場合、一部の手数料と費用の支払いが二回以上発生することがある（例として、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料、投資先のUCIおよび／またはUCITSに支払う運用報酬／顧問報酬および発行手数料／買戻手数料）。こうした手数料および費用の支払いはターゲット・ファンドだけでなく、ファンド・オブ・ファンズのレベルでも徴収される。

サブ・ファンドはまた、ユービーエス・エイ・ジーまたは共同経営もしくは支配によるかもしくは多額の直接持分もしくは間接持分を有するその関連会社が運用しているUCIおよび／またはUCITSにも投資することができる。かかる場合、それらの受益証券の申込みまたは買戻し時に発行手数料または買戻手数料は請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

既存のファンドに投資する際の一般的費用およびコストについては「4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」と題する項に記載する。

新興市場への投資

以下は、新興市場への投資に伴う一般的なリスクの概要である。

- 偽造証券

監督システムの脆弱さにより、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることもありうる。

- 流動性に関する困難

証券の売買が、先進国市場よりコスト高で、期間がかかり、一般に難しい可能性がある。流動性に関する困難により価格の変動性が高まることも考えられる。多くの新興市場は小規模で取引高が少ないため、流動性が低く価格の変動性が高い。

- 変動性

新興市場への投資は、先進国市場への投資より値動きが激しいことがある。

- 通貨の変動

サブ・ファンドが投資を行う国の通貨は、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの通貨に比べ大幅に変動する可能性がある。そうした変動は、サブ・ファンドの収益に大きく影響する。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することは不可能である。

- 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限するまたは一時的に停止する可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが販売手取金を遅延なく引き出すことができない場合がある。買戻請求に対する影響を最小限にとどめるため、サブ・ファンドは、数多くの市場に投資を行う予定である。

- 決済および保管リスク

新興市場国における決済および保管システムは、先進国市場のシステムのように発達していない。基準がそれほど高くなく、監督機関は経験豊富とはいえない。したがって、決済が遅延し流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

場合によっては、新興市場が外国人投資家の売買に制限を設けることがある。したがって、外国人株主に許可される最大所有株数を超過したために、サブ・ファンドが入手できない株式もある。さらに、外国人投資家の収益、キャピタルおよび分配への参加が制限や政府による許可の対象となることもありうる。新興市場が、外国人投資家による証券販売を制限する可能性もある。そのような制限によりある新興市場において証券の販売を制限される場合、サブ・ファンドは関連当局から例外的な認可を入手する、または別の市場へ投資を行うことでそうした制限の悪影響に対処することを試みることになる。サブ・ファンドは、制限が容認できるような市場にのみ投資する予定である。ただし、追加の制限を課せられることを避けることは不可能である。

- 会計

新興市場の企業に求められる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、投資家への情報提供の内容、質および期限に関して先進国市場とは異なる。したがって、投資選択を正確に評価することは難しい。

- 政治的リスク

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、押収と考えられる税金および国有化ならびに社会的、政治的および経済的に不確定な大きなリスクを負っている。

派生商品の利用

「2 投資方針（4）投資制限 2．リスク分散」に規定される制限を遵守する一方、本投資法人は、各サブ・ファンドにつき金融派生商品を活用することができる。金融派生商品とは、その他の金融商品（つまり原資産）から価値を派生する商品である。

派生商品は、条件付の場合と無条件の場合とがある。条件付派生商品（条件付請求権）は、合法的取引の一当事者に金融派生商品（オプション等）を利用する権利（義務ではない。）を付与するものである。無条件派生商品（先物）は、両当事者に対して、契約書に規定される特定の時点において支払を行う業務の履行を義務付けるものである（先渡し、先物、スワップ等）。

派生商品は、取引所で取引されるもの（上場派生商品）に加え、店頭で取引されるもの（店頭派生商品）がある。取引所で取引される金融派生商品（先物等）の場合、取引所自身も各取引の一当事者となる。かかる取引は、清算機関（清算代理人）を通じて清算および決済される。店頭派生商品（先渡しおよびスワップ等）は二当事者により直接締結されるが、上場派生商品は仲介人を利用して締結される。

派生商品取引（信用デリバティブ等）は、第三者の債務不履行リスクに対するヘッジのために利用することができる。各当事者はこのようなヘッジを行うために、売り手が第三者の債務不履行に伴う買い手のリスクを補償する見返りとして、買い手から継続的な保証料（プレミアム）を受領する、いわゆるクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を締結することができる。このような補償は、指定される有価証券の受け渡しまたは現金による支払いを通じて行うことができる。このような種類の派生商品取引は、保険に似たもので、いずれかのサブ・ファンドが、売り手または買い手のどちらの立場においても締結することができる。サブ・ファンドは（買い手の側からの）ヘッジまたは（売り手の側からの）投資という目的で、信用デリバティブを利用できる。2014年から、CDSはセントラル・クリアリング・ハウスにおいて決済が行われている。

派生商品の利用に伴うリスク

派生商品への投資は、一般的な市場リスク、決算リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

しかしながら、上記リスクの性質は、派生商品の特性により変化することがあり、時として原商品への投資に伴うリスクに比べてより高いリスクとなることもある。

このため、派生商品の利用は原商品についての理解のみならず、派生商品自体についてのより深い知識が求められる。

派生商品に関する信用リスクとは、一当事者が特定または複数の契約に基づく支払義務を履行しなくなる（または履行できない）リスクである。証券取引所で売買されている派生商品の信用リスクは、市場で売買されている各派生商品の取引相手として行為する清算代理人（上記参照のこと。）が決済保証を行うため、一般論として公開市場で取引されている店頭派生商品のリスクに比べて低い。上記の保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために清算人が維持する日払いシステムによって支えられ、かかるシステムにおいてこれをまかなうために必要な資産が計算される（下記参照のこと。）。かかる決済保証のない派生商品を除き、通常、その不履行リスクは、「2 投資方針（4）投資制限、投資原則」およびその中の「2. リスク分散」の項に記載される投資制限により限定される。原資産の引渡しまたは交換（オプション、先渡し、クレジット・デフォルト・スワップ等）とは違い、双方の支払義務の差額（金利スワップ、トータル・リターン・スワップ等）を負担する場合でも、取引相手方による債務不履行時に本投資法人が負う潜在的損失は、かかる差額分に限定される。信用リスクは担保の設定により軽減される。証券取引所で派生商品を取引する場合、参加者は流動性のある資金により清算代理人に担保を預託しなければならない（当初証拠金）。清算代理人は、各参加者の持高を評価（および、適切な場合、決済）すると共に、残存する担保を日次ベースで再評価する。担保の価値が一定の基準（維持証拠金額）を下回る場合、当該参加者は、追加の担保（変動証拠金）を支払うことで元の水準までその評価額を引き上げることを清算代理人により要求される。また、店頭派生商品に関する信用リスクは、各取引相手方の提供する担保（下記参照のこと。）、当該取引相手方との間で締結された異なる派生商品の持高による相殺に加え、取引相手方の選択を慎重に吟味することにより、低減される場合がある（「2 投資方針（4）投資制限 1. 本投資法人が可能な投資」の1.1 g）4項を参照のこと。）。

一部の商品は売買が難しいため、流動性リスクもある。特に派生商品取引の規模がとりわけ大きい場合または関係する市場が流動性を欠いている場合（公開市場の店頭派生商品の多くはそうであるといえる。）、一部の場合に、取引を完全に執行することが常に可能というわけではなく、またはこれによって上昇した価格でしかポジションを処分することが不可能なことがある。

派生商品の利用に伴うその他のリスクとしては、派生商品の価格の評価または決定の不正確さがある。派生商品が原資産、金利、または指数と完全に相関しない可能性もある。派生商品は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価は取引相手に関連する支払要求額がより大きくなり、各サブ・ファンドに損失が発生する結果となる。

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュー・アット・リスク（V a R）アプローチやコミットメント・アプローチにより行なわれる。リスク管理手続はC S S F通達11 / 512に従い、適用されるものとする。

レバレッジ

バリュー・アット・リスク（以下「V a R」という。）アプローチを用いるU C I T Sのレバレッジは、C S S F通達11 / 512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「額面総額」として確定される。投資主は、これにより、レバレッジ額が人為的に増加することがあり、そのため、とりわけ、以下の理由で実際の経済的リスクを正確には反映しない場合があることに留意すべきである。

- 派生商品が投資またはヘッジ目的で利用されているか否かにかかわらず、派生商品が、額面総額のアプローチに従って算定されるレバレッジ額を増加させるため。
- 金利派生商品のデュレーションが考慮されていないため。その結果、短期金利派生商品が極めて低い経済的リスクを生じさせるにもかかわらず、短期金利派生商品は、長期金利派生商品と同じレバレッジとなる。

V a Rアプローチを用いるU C I T Sの経済的リスクには、U C I T Sのリスク管理手法が適用される。かかる手法は、とりわけ、V a Rの制限を含み、派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクを伴う。V a Rは、包括的なストレス・テスト・プログラムによって補足される。

V a Rアプローチを用いる各サブ・ファンドのレバレッジの平均水準は、以下に記載される範囲とどまるものと予測される。レバレッジは、額面総額と問題のサブ・ファンドの純資産価額との比率として示される。一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることがある。

サブ・ファンド	グローバルリスク 計算法	想定される レバレッジ範囲	参照ポートフォリオ
フォーカス・シキャブ・ グローバル・ボンド	相対的V a R アプローチ	0 - 5	参照ポートフォリオは、広く分散投資された世界の債務証券ポートフォリオ資産を反映する。

担保の運用

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券（以下「担保」という。上記を参照のこと）を預託することにより軽減することができる。担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。本投資法人は、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に換金が可能であるとされる金融商品のみを、担保として認める。本投資法人または本投資法人が任命するサービス提供会社は、最低一日一

回、担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていないなければならない。ただし、かかる評価額は、2回続く評価の間で、変更する場合がある。もっとも、それぞれの評価後、かかる担保が、（適切な場合は、追加の担保を請求することで）各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していることを確保しなければならない（値洗い）。当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、本投資法人は、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（ヘアカット）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。本投資法人は、受け入れる担保の種類、各担保の加算額および差引き額に加え、担保として預託された流動性のある資金の投資方針を中心に、上記の要件および評価額の詳細を決定する社内枠組み合意につき決定を行う。かかる枠組み合意は、適切な場合本投資法人により定期的に検討され、適合される。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、店頭取引派生商品からの担保として承認し、これらの金融商品に対して以下のヘアカットを適用する旨決定した。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
固定および変動利付き商品	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金。	0 %
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国、米国のうちのいずれか1か国が発行する短期商品（1年以内）（発行国の最低格付はA）	1 %
上記と同じ要件を満たし、かつ満期までの残存期間が中期（1 - 5年）の商品。	3 %
上記と同じ要件を満たし、かつ満期までの残存期間が長期（5 - 10年）の商品。	4 %
上記と同じ要件を満たし、かつ満期までの残存期間が超長期（10年超）の商品。	5 %
満期までの残存期間が10年以内の米国TIPS（インフレ連動債）。	7 %
米国債ストリップス債またはゼロクーポン債（満期までの残存期間を問わない。）。	8 %
満期までの残存期間が10年を超える米国TIPS（インフレ連動債）。	10%

証券貸付からの担保に対して適用されるヘアカットについては、適用ある場合、「2 投資方針（4）投資制限 5．派生商品およびポートフォリオの効率的運用のための技法」において説明されている。

担保として預託された有価証券は、相対する店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性がある。このため、金融セクターの有価証券は担保として認められない。担保として預託された有価証券は、本投資法人に代わり保管受託銀行／保管会社が保有し、本投資法人が売却、投資、および担保設定を行うことができない。

本投資法人は、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に、十分に分散することを確保する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

上記の項の免除として、かつ、2014年8月1日のETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン（ESMA/2014/937）の改正後の第43条（e）に従い、本投資法人は、EU加盟国、その一もしくは複数の現地当局、第三国または一もしくは複数の欧州連合加盟国が属する公的国際機関により発行または保証される様々な譲渡性のある証券および短期金融商品により完全に担保されることができる。この場合、本投資法人は、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受領することを確保しなければならないが、一銘柄の証券は各サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

本投資法人の取締役会は、上記の免除条項を利用し、各サブ・ファンドの純資産価額の50%を上限として、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスにより発行または保証される国債による担保を受領する旨決定した。

流動性のある資金として預託される担保は、本投資法人が投資することができる。投資対象は、「2 投資方針（4）投資制限 1．本投資法人が可能な投資」第1.1（f）項に従う要求払預金または

通知預金、高格付の政府債、「２ 投資方針（４）投資制限 ５．派生商品およびポートフォリオの効率的運用のための技法」に規定される買戻取引（当該取引の相手方が、「２ 投資方針（４）投資制限 １．本投資法人が可能な投資」第1.1（f）項に規定される金融機関であり、かつ、本投資法人がいつでも当該取引を中止し、投資額（発生済利息を含む。）の返還を請求する権利を有することを条件とする。）、ならびに欧州マネー・マーケット・ファンドの定義に関するCESRガイドライン10 - 049に規定される短期マネー・マーケット・ファンドのみに限定される。前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。

保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークが関与する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、本投資法人の担保に対する権利が遅らされるかまたはその他の方法で制限されることがある。本投資法人が該当契約に基づき店頭取引相手方に担保を供すべき場合、当該担保は本投資法人と店頭取引相手との合意により店頭取引相手に移転されることになる。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関連する本投資法人の権利または認定が遅らされる、制限されるかまたは削減されることすらあり、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたにもかかわらず、本投資法人は店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなると思われる。

b．投資リスクに対する管理体制

投資運用会社はリスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図る。リスク特性の分析に当たっては、投資運用会社はUBSアセット・マネジメントが開発したリスク管理および統制基準ならびにUBSアセット・マネジメントが管理する全ての資産に関するリスク問題の識別、測定、モニタリング、報告に活用する。

UBSアセット・マネジメントでは、法規制度遵守（コンプライアンス）に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員およびディレクターはUBSの内部規則、ガイドラインおよび手続きと同様に、UBSが営業を行う国の法律、規則、規定に従うことが求められている。業務機能から独立した統制プロセスは、リスクの性質や大きさに相応して実行される。統制機能は、業務部門のリスク管理およびリスク負担活動の監督の効果を独立して監視する。リスク・エクスポージャーの統制、リスク集中の早期識別、明確かつ方法論的に適切な会社全体のリスク測定原則および透明性のあるリスク報告は、会社全体のリスクに対する緊密に結びついた管理および統制に不可欠である。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改訂済）の下で認められた相対的VaRアプローチにより管理している。

c．投資リスクの変更

提出日現在、上記投資リスクに関して重要な変更はない。

d．重要事象等

ファンドが将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他ファンドの経営に重要な影響を及ぼす事象は、本書提出日現在、存在しない。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

a．海外における申込手数料

申込手数料は、投資証券１口当たり純資産価格の最大２％とする。

b．日本国内における申込手数料

該当事項なし。

（２）【買戻し手数料】

a．海外における買戻し手数料

該当事項なし。

b．日本国内における買戻し手数料

該当事項なし。

（３）【管理報酬等】

本投資法人は、クラス米ドルF - a c c 投資証券に関し、サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド名 フォーカス・シキャブ	上限報酬料率（上限管理報酬） （クラス米ドル F - a c c）投資証券
- グローバル・ボンド	年率2.000%（年率1.600%）

（注）括弧内の料率は、定率報酬の80％にあたる上限管理報酬料率を示している。

管理会社は、本投資法人の運用、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬を受領する。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。

定率報酬に適用される実際の最大料率については、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

2015年10月末日に終了する会計年度中のサブ・ファンドの報酬は以下のとおりである。

- フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド	1,544,513.66米ドル
--------------------------	-----------------

（４）【その他の手数料等】

上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加の費用を含まない。

- 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値／売呼値のスプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、「純資産価格の計算」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。

- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む。)
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、K I I、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。)
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率(T E R)の開示において考慮される。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人は、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

定率報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

個々のサブ・ファンドに配分可能なすべての費用は当該サブ・ファンドに請求される。

個々の投資証券のクラスに配分可能な費用は当該投資証券のクラスに請求される。ただし、費用が複数または全部のサブ・ファンド/投資証券のクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド/投資証券のクラスに請求される。

各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のU C IまたはU C I T Sに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係するターゲット・ファンドのレベルでも費用が発生する。サブ・ファンドの資産が投資されるターゲット・ファンドの管理報酬の上限は、あらゆる付随的な報酬も含めて最大で3%とする。

管理会社により、または共同運用もしくは支配によるまたは多額の直接的もしくは間接的な保有により管理会社と関係する別の会社により、直接的もしくは間接的に運用されるファンドの受益証券への投資に関して、投資を行うサブ・ファンドは、ターゲット・ファンドの発行または買戻しの手数料を請求されないことがある。

2015年10月末日に終了する会計年度中のサブ・ファンドのその他の費用は以下のとおりである。

- フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

2,007,960.95ドル

(5) 【課税上の取扱い】

日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- (1) ファンドの投資証券への投資に対する課税については、原則として非上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。

- (2) 日本の個人投資主についてのファンドの配当金は、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等以外の配当課税の対象とされ、20.42%（所得税20%、復興特別所得税0.42%）の税率による源泉徴収が行われる（平成50年1月1日以後は20%（所得税20%）の税率となる。）。ファンドの配当金について確定申告を行った場合、総合課税の対象となる。上場株式等の配当等に係る申告分離課税の適用はない。
- (3) 日本の法人投資主については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの配当金に対して、20.42%（所得税20%、復興特別所得税0.42%）の税率による源泉徴収が行われる（平成50年1月1日以後は20%（所得税20%）の税率となる。）。
- (4) 日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記（ 2 ）における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等以外の譲渡益課税の対象とされ、投資証券の譲渡損益（譲渡価額（みなし配当額を除く）から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.42%（所得税15%、復興特別所得税0.42%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となる。
- (5) 日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の投資主は、個人であるか法人であるかに関わらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンドの投資証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いに変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - X、およびU - Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。

投資者は、2005年6月21日付ルクセンブルグ法が金利収入の形の貯蓄収入への課税に関する2003年6月3日付ルクセンブルグ法化された欧州連合指令2003/48/ECを置き換えたとの助言を受ける。これは、2005年7月1日から源泉徴収税または自動情報交換の対象となる欧州連合内の個人居住者に対する国際的な利払を見越している。影響を受ける支払には、欧州連合利息課税に基づき定義される債務証券および債務請求権において、15%以上の投資を行う投資ファンドにより支払われる分配金および配当金、ならびに25%以上の投資を行う投資ファンドの受益証券の譲渡または買戻しによる利益が含まれる。必要な場合、販売代理店または販売会社は、購入後、投資者に、同人が税法上の居住国により提供される課税認証番号（「TIN」）を付与するよう求めることができる。提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

関連するサブ・ファンドが欧州連合利息課税の対象ではないか、または投資者がその影響を受けない限り、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは投資者がルクセンブルグに住所を有するか、ルクセンブルグに居住するか、または恒久的な機関を維持する場合、あるいはルクセンブルグに以前住所を有しており、本投資法人の投資証券の10%以上を保有する場合を除く。

2008年11月13日、欧州委員会は、貯蓄課税指令の改正案を承認した。改正案が実施された場合、特に、（ ）欧州連合貯蓄課税指令の適用範囲が拡大され、（欧州連合加盟国に登録上の事務所を設置するか否かを問わず）その最終受益者が欧州連合に居住する個人である一部の仲介機関が分配した支払も含むことになり、また（ ）欧州連合貯蓄課税指令の適用範囲に該当する利息の定義が拡大されることになる。本書の日付現在において、改正案が実施されるか否かおよび実施の時期については不明である。

上記は財務上の効果に関する概要にすぎず、完全であると断言するものではない。投資証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する投資証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）

FATCAの目的において、本投資法人は、ルクセンブルグおよびアメリカ合衆国（米国）の間における政府間協定（以下「IGA」という。）の条項に従い、「遵守しているとみなされる金融機関」に分類されている。FATCAの主な目的は、IGAにおいて定義される「特定米国人」により保有される口座に関する情報の報告および開示を金融機関に義務付けることである。この義務を履行するため、投資主は、追加的な個人情報の提供を求められる場合がある。2014年7月1日以降、本投資法人は、特定米国人により保有される金融口座に関する情報をルクセンブルグの税務当局に提供するものとし、ルクセンブルグの税務当局は、当該情報を米国の税務当局（内国歳入庁）に提供するものとする。要求された情報の提供を拒否する投資主もまた報告されるものとする。

投資予定者は、連邦、州、地方および米国外のレベルでの米国の税金申告ならびに本投資法人への投資に関連する証明要件に関して個人の税務アドバイザーに相談するべきである。

さらに、投資予定者は、将来において追加的な情報交換制度が導入され、これが本投資法人における持分に適用される可能性があることに留意するべきである。

F A T C Aにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、（ ）米国の裁判所が適用法に基づき信託会社の経営の何らかの面に関して命令または判決を発行することを認められている場合、または（ ）一または複数の特定米国人が信託会社または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するかもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託会社を指す。本項は、米国内国歳入法に一致していなければならない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド)

(2016年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率 （％）
債券	アメリカ合衆国	106,010,637.69	17.03
	イタリア	57,057,490.03	9.16
	イギリス	50,614,252.94	8.13
	オランダ	42,805,677.72	6.87
	オーストラリア	37,541,291.51	6.03
	日本	37,266,543.89	5.99
	フランス	32,066,580.84	5.15
	ドイツ	30,713,033.41	4.93
	ニュージーランド	22,756,905.77	3.65
	アイルランド	18,602,437.84	2.99
	スウェーデン	15,332,432.77	2.46
	カナダ	14,711,009.78	2.36
	大韓民国	10,149,088.03	1.63
	スペイン	8,754,568.73	1.41
	ベルギー	7,473,874.63	1.20
	国際機関	5,930,591.39	0.95
	ケイマン諸島	5,882,666.59	0.94
	イギリス領ヴァージン諸島	3,066,531.50	0.49
	ジャージー	3,031,352.09	0.49
	フィンランド	2,893,508.28	0.46
	ルクセンブルグ	2,567,341.40	0.41
	香港	2,535,966.17	0.41
	チェコ共和国	1,990,081.69	0.32
	デンマーク	1,824,991.92	0.29
	バミューダ	1,529,098.31	0.25
	ガンジー	1,283,149.65	0.21
	ポルトガル	1,272,013.62	0.20
	メキシコ	1,171,334.70	0.19
	ブラジル	1,024,782.80	0.16
	スイス	780,717.85	0.13
	小計	528,639,953.54	84.90

不動産担保証 券、アセット バック証券およ びその他のディ スカウント債券	アメリカ合衆国	55,985,861.52	8.99
	オランダ	638,322.93	0.10
	ルクセンブルグ	527,499.38	0.08
	小計	57,151,683.83	9.18
投資信託	ルクセンブルグ	14,210.15	0.00
	小計	14,210.15	0.00
ポートフォリオ合計		585,805,847.52	94.09
現金・その他資産（負債控除後）		36,826,074.31	5.91
資産総額		622,631,921.83	100.00
負債総額		4,409,941.29	0.71
合計 （純資産総額）		618,221,980.54 （約74,724百万円）	99.29

（注）投資比率とは、ファンドの資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド）

（2016年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率（％）	満期（年/月/日）	株数 / 数量（1,000）	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
							単価	金額	単価	金額	
1	NEW ZEALAND 3.0000% 13-15.04.20	ニュージーランド	債券	3.0000	2020/04/15	34,700	0.6795	23,579,986.67	0.6558	22,756,905.77	3.65
2	ITALY, REPUBLIC OF-BTP 5.50000% 12-01.09.22	イタリア	債券	5.5000	2022/09/01	16,010	1.5248	24,411,267.03	1.4049	22,492,122.68	3.61
3	JAPAN 2.30000% 05-20.06.35	日本	債券	2.3000	2035/06/20	2,042,000	0.0107	21,802,296.80	0.0105	21,420,717.45	3.44
4	AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	オーストラリア	債券	2.7500	2024/04/21	23,560	0.7481	17,625,674.94	0.7195	16,951,640.21	2.72
5	AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 13-31.10.20	アメリカ合衆国	債券	1.7500	2020/10/31	15,000	1.0141	15,211,514.65	1.0185	15,277,155.00	2.45
6	GERMANY, REPUBLIC OF 3.25000% 10-04.07.42	ドイツ	債券	3.2500	2042/07/04	9,170	1.6631	15,250,582.77	1.6483	15,114,789.64	2.43
7	AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 15-15.04.20	アメリカ合衆国	債券	0.1268	2020/04/15	14,550	1.0098	14,693,155.69	1.0160	14,782,278.37	2.37
8	IRELAND 3.40000% 14-18.03.24	アイルランド	債券	3.4000	2024/03/18	9,180	1.3808	12,675,418.78	1.3149	12,070,351.07	1.94
9	ITALY, REPUBLIC OF-BTP 5.00000% 09-01.03.25	イタリア	債券	5.0000	2025/03/01	8,130	1.5533	12,628,623.36	1.4251	11,586,176.44	1.86
10	FRANCE, REPUBLIC OF-OAT 1.75000% 14-25.11.24	フランス	債券	1.7500	2024/11/25	9,340	1.2442	11,620,414.10	1.2029	11,234,720.64	1.80
11	NETHERLANDS, KINGDOM OF THE-144A-REG-S 1.75000% 13-15.07.23	オランダ	債券	1.7500	2023/07/15	9,200	1.3201	12,145,284.50	1.2127	11,156,909.34	1.79
12	KOREA, REPUBLIC OF 5.75000% 08-10.09.18	大韓民国	債券	5.7500	2018/09/10	11,000,000	0.0010	11,101,390.25	0.0009	10,149,088.03	1.63
13	AMERICA, UNITED STATES OF 3.62500% 13-15.08.43	アメリカ合衆国	債券	3.6250	2043/08/15	8,020	1.1345	9,099,014.84	1.1842	9,497,436.38	1.53
14	FRANCE, REPUBLIC OF OAT 2.25000% 12-25.10.22	フランス	債券	2.2500	2022/10/25	7,480	1.3361	9,994,370.09	1.2363	9,247,495.79	1.49
15	JAPAN 1.70000% 14-20.09.44	日本	債券	1.7000	2044/09/20	859,000	0.0092	7,910,330.19	0.0095	8,160,872.50	1.31
16	JAPAN 2.10000% 09-20.12.29	日本	債券	2.1000	2029/12/20	755,000	0.0102	7,694,435.09	0.0102	7,684,953.94	1.23
17	BELGIUM, KINGDOM OF-144A-REG-S 2.60000% 14-22.06.24	ベルギー	債券	2.6000	2024/06/22	5,855	1.4574	8,532,991.67	1.2765	7,473,874.63	1.20
18	GINNIE MAE 3.50000% 16-01.01.46	アメリカ合衆国	不動産担保証券、アセットバック証券およびその他のデスカウント債券	3.5000	2046/01/01	7,050	1.0449	7,366,491.70	1.0564	7,447,679.22	1.20
19	NRW.BANK-REG-S 2.12500% 12-09.02.17	ドイツ	債券	2.1250	2017/02/09	6,250	0.9980	6,237,312.50	1.0126	6,328,531.25	1.02
20	UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 4.00000% 09-22.01.60	イギリス	債券	4.0000	2060/01/22	2,940	1.8739	5,509,140.79	2.1333	6,271,849.53	1.01
21	ITALY, REPUBLIC OF-BTP 0.70000% 15-01.05.20	イタリア	債券	0.7000	2020/05/01	5,560	1.0964	6,095,708.16	1.1001	6,116,668.50	0.98
22	ITALY, REPUBLIC OF-BTP 2.100%/CPI LINKED 10-15.09.21	イタリア	債券	2.2764	2021/09/15	4,480	1.3110	5,873,248.50	1.3025	5,835,267.79	0.94
23	UNITED KINGDOM TREASURY GILT 1.75000% 13-22.07.19	イギリス	債券	1.7500	2019/07/22	3,690	1.6442	6,067,220.61	1.4688	5,419,819.69	0.87
24	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 2.62500% 12-25.01.22	ドイツ	債券	2.6250	2022/01/25	4,900	1.0226	5,010,598.36	1.0501	5,145,710.50	0.83
25	ITALY, REPUBLIC OF-BTP 4.75000% 08-01.08.23	イタリア	債券	4.7500	2023/08/01	3,540	1.3339	4,721,994.06	1.3745	4,865,638.01	0.78
26	UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 3.25000% 12-22.01.44	イギリス	債券	3.2500	2044/01/22	2,870	1.7195	4,935,007.02	1.6782	4,816,512.50	0.77

27	EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.12500% 07- 23.01.17	国際機関	債券	6.1250	2017/01/23	6,250	0.9137	5,710,553.23	0.7332	4,582,611.19	0.74
28	AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 13-15.01.23	アメリカ 合衆国	債券	0.1287	2023/01/15	4,500	0.9848	4,431,687.05	1.0051	4,523,003.03	0.73
29	SWEDBANK HYPOTEK AB- REG-S 2.37500% 12- 05.04.17	スウェー デン	債券	2.3750	2017/04/05	4,230	0.9979	4,220,990.10	1.0141	4,289,643.00	0.69
30	ALSTRIA OFFICE REIT-AG- REG-S 2.25000% 15- 24.03.21	ドイツ	債券	2.2500	2021/03/24	3,800	1.0613	4,032,782.00	1.0853	4,124,002.02	0.66

【投資不動産物件】

該当事項なし（2016年1月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2016年1月末日現在）。

（３）【運用実績】

【純資産等の推移】

（フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド）

	資産総額		純資産総額		１口当たり 純資産価格 （クラス米ドル F - a c c 投資証券）	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円
2008年10月末日に 終了する会計年度末	2,058,485.30	248,809	2,038,901.96	246,442	96.68	11,686
2009年10月末日に 終了する会計年度末	2,099,642.18	253,784	2,054,457.94	248,322	104.86	12,674
2010年10月末日に 終了する会計年度末	1,991,293.60	240,688	1,970,983.71	238,233	111.27	13,449
2011年10月末日に 終了する会計年度末	1,903,376.16	230,061	1,854,559.81	224,161	112.82	13,637
2012年10月末日に 終了する会計年度末	1,967,608.47	237,825	1,951,526.06	235,881	120.56	14,572
2013年10月末日に 終了する会計年度末	2,167,830.98	262,026	2,102,915.31	254,179	121.28	14,659
2014年10月末日に 終了する会計年度末	790,122.19	95,502	782,101.94	94,533	127.93	15,463
2015年10月末日に 終了する会計年度末	811,698.09	98,110	754,171.61	91,157	130.37	15,758
2015年２月末日	700,292.72	84,644	696,955.83	84,241	131.39	15,881
３月末日	707,213.75	85,481	692,901.69	83,751	132.10	15,967
４月末日	849,692.16	102,702	841,800.12	101,748	131.55	15,900
５月末日	860,426.54	104,000	832,699.96	100,648	130.92	15,824
６月末日	824,168.68	99,617	815,966.67	98,626	128.92	15,583
７月末日	811,774.60	98,119	808,210.79	97,688	130.20	15,737
８月末日	797,213.09	96,359	792,870.88	95,834	129.45	15,647
９月末日	780,301.98	94,315	772,419.44	93,362	129.79	15,688
10月末日	811,698.09	98,110	754,171.61	91,157	130.37	15,758
11月末日	720,460.25	87,082	715,219.78	86,449	130.20	15,737
12月末日	623,406.47	75,351	620,212.69	74,965	129.36	15,636
2016年１月末日	622,631.92	75,258	618,221.98	74,724	130.64	15,790

（注１）フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンドは2008年２月20日に運用を開始し、クラス米ドルF - a c c 投資証券は2008年２月20日に運用が開始された。

（注２）各取引に使用された１口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合がある（財務書類に対する注記１参照）。

【分配の推移】

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

クラス米ドルF - a c c 投資証券 該当事項なし

【自己資本利益率（収益率）の推移】

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

クラス米ドルF - a c c 投資証券

会計年度	収益率（％） （クラス米ドルF - a c c 投資証券）
2008年10月末日に終了する会計年度末	- 3.32
2009年10月末日に終了する会計年度末	8.46
2010年10月末日に終了する会計年度末	6.11
2011年10月末日に終了する会計年度末	1.39
2012年10月末日に終了する会計年度末	6.86
2013年10月末日に終了する会計年度末	0.60
2014年10月末日に終了する会計年度末	5.48
2015年10月末日に終了する会計年度末	1.91

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額）

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配前の額）

ただし、最初の会計年度については、1口当たり当初発行価格（フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド クラス米ドルF - a c c 投資証券については100.00米ドル）

以下同じ。

第2【外国投資証券事務の概要】

（1）投資証券の名義書換

本投資法人が発行する記名投資証券は、本投資法人または本投資法人に指定された1名以上の者が記帳する投資証券登録簿に登録されなくてはならない。当該投資証券登録簿には、記名投資証券の保有者1人ひとりの氏名、自宅住所または本投資法人に知らせたその他の住所、当該者が保有する投資証券口数ならびに関係する投資証券のサブファンドおよび場合により投資証券クラスおよび各投資証券の払込済み金額を記載する。記名投資証券の譲渡またはその他の形態の法的譲渡が行われる都度その旨および当該譲渡またはその他の法的譲渡の日付を投資証券登録簿に登録しなくてはならない。

投資証券登録簿への記載は記名投資証券に対する所有権の証拠となる。本投資法人は、保有する投資証券の確認書を発行することができる。

記名投資証券の譲渡は、譲渡の十分な証拠となる書類を本投資法人に引き渡すか、または投資証券登録簿に記載され、そのように行為するのに適切な委任状を保持している譲渡人および譲受人もしくは授權された者が署名と日付を付す譲渡申告書を通じて実施される。

投資証券が複数の者の名前で登録されている場合、登録簿に最初に記載された投資主がその他すべての共同保有者を代理して行為する権限を有するとみなされ、本投資法人側の通知を受領する権利を有する唯一の者とする。

日本の投資主については、投資証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続を行う。

（2）投資主総会

年次投資主総会は、ルクセンブルグの法律の規定に従い、集会の通知に記載されるとおりに本投資法人の登録事務所またはルクセンブルグ大公国内のその他の場所で年に一度2月24日の午前10時に開催する。

前記の日がルクセンブルグにおける銀行営業日でない場合、年次投資主総会はルクセンブルグにおける翌銀行営業日に開催される。文脈上、「銀行営業日」とは、個別または制定法によらない休日を除くルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間内に営業を行う日）をいう。

追加的な臨時の投資主総会は集会の通知に記載する場所および時刻に開催することができる。

投資主総会の招集通知は法律による所定の書式で作成されるものとする。投資主総会の招集通知は、投資主総会における定足数および過半数に関する要件が投資主総会の5日前の深夜12時（ルクセンブルグ時間）（以下「基準日」という。）の発行済投資証券に従って決定されることを定めている場合がある。投資主総会に出席するためおよび保有する投資証券に付帯する議決権を行使するための投資主の権利は、当該投資主が基準日において保有する投資証券に従って決定される。召集通知は法律上の要件に従って、および（該当する場合）取締役会が定める追加的な新聞紙面において、投資主に対して公表される。

（3）投資証券に対する特典、譲渡制限等

本投資法人の投資証券は、米国内において募集、譲渡または交付を行うことができない。

本投資法人の投資証券は、米国国民または米国居住者ならびに／または所得および／もしくは収益が出生地にかかわらず米国の所得税の対象となるその他の自然人または法人に対して、それぞれ1933年米国証券取引法（改正済）レギュレーションSおよび／または米国商品取引法（改正済）に基づいて米国人として認められる者と同様に、募集、譲渡または交付が行われない。

第二部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

2005年7月15日	本投資法人の設立
2005年7月28日	本投資法人の定款のルクセンブルグのメモリアルへの公告
2007年2月27日	定款の修正
2011年5月9日	定款の修正
2014年7月18日	定款の修正

2【役員の状況】

（2016年1月末日現在）

氏 名	役 職 名	略 歴	所有株式
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会長	ユービーエス・エイ・ジー、パーゼ ル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
マイケル・ケール (Michael Kehl)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ユービーエス・エイ・ジー、パーゼ ル・アンド・チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ユービーエス・ファンド・マネジメ ント(スイス)エイ・ジー、パーゼ ル エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
カイ・ギャメルリン (Kai Gammel lin)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ユービーエス・エイ・ジー、パーゼ ル・アンド・チューリッヒ エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

（注）本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティ
ブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

a．準拠法の名称

本投資法人は、ルクセンブルグの会社法、特に1915年8月10日の商事会社に関する法律（改正済み）（以下「1915年8月10日法」という。）の下で変動資本を有する会社型投資信託として設立され、2010年法の下で投資信託としての資格を有している。

また、本投資法人は、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Sector Financier）（「C S S F」）の通達に従っている。

b．準拠法の内容

1915年8月10日法

1915年8月10日改正済商事会社法は、契約型投資信託における管理会社、（投信法により明確に適用除外されていない限り）S I C A Vであると株式会社であるとを問わず会社型の投資信託会社、および会社型投資信託における買戻会社に対し適用される。

以下の要件は、株式会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある程度適用される。

イ．会社設立の要件（改正済1915年8月10日法第26条）

- ・最低1名の株主が存在すること。
- ・公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

ロ．定款の必要的記載事項（改正済1915年8月10日法第27条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- （i）定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
- （ ）会社の形態および名称
- （ ）登録事務所の所在地
- （ ）会社の目的
- （v）発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- （ ）当初払込済の発行済資本の額
- （ ）発行済資本および授權資本を構成する株式の種類に記載
- （ ）記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- （ ）現金払込み以外の出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
- （注）1915年8月10日法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- （x）発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- （ ）資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載
- （ ）取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- （ ）会社の存続期間
- （ ）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

ハ．公募により設立される会社に対する追加要件（1915年8月10日法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- （i）設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをメモリアルに公告すること
- （ ）応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

ニ．発起人および取締役の責任（1915年8月10日法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2010年法

2010年法は、2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/EC(「欧州連合通達」)(ルクセンブルグの投資信託制度における同国法律ならびにその他の変更を2001/107/ECおよび2001/108/ECにより修正済)の規定を組み入れている。

イ. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS(以下「パート 」という。)

パート その他のUCI(以下「パート 」という。)

パート 外国のUCI(以下「パート 」という。)

パート 管理会社(以下「パート 」という。)

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定(以下「パート 」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「UCITS」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「UCI」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

ロ. 欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート ファンド」という。)としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

ハ. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)。

4【監督官庁の概要】

本投資法人は、C S S Fの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

イ) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

ロ) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつヨーロッパ共同体理事会の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、C S S Fに事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつC S S Fが、かかる通知および書類の提出から法令上の期限以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

ハ) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S Fへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはC S S Fに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

目論見書に対する査証の交付

投資証券の販売に際し使用される目論見書もしくは説明書等は、C S S Fに提出されなければならない。C S S Fは書類が適用ある法律、勅令、通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

5【その他】

a．定款の変更

本投資法人の定款は、投資主総会で補足またはその他に変更することができる。変更は、1915年法の規定における定足数および過半数に関する要件に従う。

b．事業譲渡または事業譲受

合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたU C I T Sは、吸収される側のU C I T Sとしてもまたは吸収する側のU C I T Sとしても、U C I T SまたはU C I T Sのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- U C I T S（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のU C I T S」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のU C I T S（以下「吸収する側のU C I T S」という。）に移転する場合
- 2つ以上のU C I T S（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなU C I T Sに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のU C I T S（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のU C I T Sの別のコンパートメントまたは別のU C I T S（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のU C I T S（一部または全部が吸収される）がルクセンブルグで設立された場合、合併はC S S Fから事前の承認を受ける。

吸収する側のU C I T Sがルクセンブルグで設立された場合、C S S Fの役割は、吸収される側のU C I T Sの所在国規制機関と緊密に共同して、当該U C I T Sの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T S双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がU C I T S文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のU C I T Sがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、C S S Fは以下の一連の情報を提供されなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のU C I T Sが別の加盟国で設立された場合、通達2009 / 65 / E C第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f) およびg) に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのU C I T Sの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sの各預託機関による声明書。吸収する側のU C I T Sが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のU C I T Sの預託機関により発行されたこの声明書は、通達2009 / 65 / E C第41条に従い、2010年法第40条第1項a)、f) およびg) に記載された詳細が、通達2009 / 65 / E CおよびU C I T Sの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、C S S Fは吸収する側のU C I T Sの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条（1）によれば、吸収される側のU C I T Sおよび／または吸収する側のU C I T Sがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにU C I T Sにより留

保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としなが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅するFCPである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該UCITSの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、メモリアルに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に係るコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

資産の譲渡

SICAVの投資主またはFCPの管理会社の決定に基づき、UCITSは、その資産のすべてを別のUCITSに譲渡することができ、その後、空のUCITSが清算される。

UCITSは、特別な状況において、またCSSFおよび適用法により要求される手続に従い（例えば、サブ・ファンドの合併によるかまたは分離により）、その資産の一部を相手方のUCITSに譲渡することができる。

c. 出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

d. 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の計算」の項に従って計算する。

当初発行以降、発行価格は、別途規定されない限り、投資証券1口当たりの純資産価格に販売代行会社に支払う純資産価額の2%を上限とする発行手数料を加えた価格に基づく。さらに、各販売国で発生する租税、手数料およびその他の料金がかかる。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、販売代行会社および支払代理人がサブ・ファンドの発行価格で受け付ける。販売代行会社および支払代理人は購入申込みを本投資法人に取り次ぐ。

保管受託銀行および/または購入申込金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの会計通貨および購入申込みが行われる投資証券クラスの申込み通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。上記にかかわらず、人民元（RMB）建ての投資証券に関する申込価格の支払いは、人民元（オフショア人民元）（CNH）でのみ行なわれるものとする。かかる投資証券クラスの申込みに関しては、他のいかなる通貨も受理されないものとする。

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は注文日（評価日）から起算して3ファンド営業日までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

支払事務代行会社の支店は、最終投資者または名義人に代わり、当該取引を請け負うことができる。支払事務代行会社によるこのサービスのために発生する費用は、投資者に請求することができる。

本投資法人は、その裁量により一部または全部が現物による購入申込みを受け付けることができる。その場合、現物による購入申込みは関係するサブ・ファンドの投資方針および投資制限に合致しなければならない。さらに、かかる投資対象は本投資法人が任命した監査人が検査を行う。関連費用は投資者に請求される。

投資証券は記名式投資証券としてのみ発行される。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券の無記名式投資証券への乗換えは要求されない。投資主は、記名式投資証券がクリアストリームならびにユーロクリアのような承認された外部の清算機関を通じ清算されることに留意すべきである。

すべての発行された投資証券には同じ権利が付与されている。ただし、基本定款には特定のサブ・ファンド内で異なった特徴を有する様々な投資証券クラスを発行できることが定められている。

さらに、すべてのサブ・ファンド/投資証券クラスについて端株も発行することができる。端株は小数点以下第三位まで表示され、総会での議決権は付与されないが、関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスが清算した場合は清算代金の分配または比例分配を受ける権利を認める。

日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日であり、かつ、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日でありかつ日本における銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、ファンド払込日（申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業

日目）までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。その場合、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上0.001口単位とする。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める条件による。

投資証券1口当たり販売価格は、継続申込期間は、原則として、ファンドが当該申込みを受領した翌ファンド営業日に計算される1口当たりの純資産価格である。日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目に受渡しを行うものとする。

申込金額は、原則として円貨で支払われるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

買戻し申込みは、発行された証書を添付してなされ、管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行または他の適正に授權された販売代行会社もしくは支払代理人が受け付ける。

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の対価は注文日（評価日）の遅くとも3ファンド営業日後に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情により買戻し申込みが提出された国に買戻代金を送金できない場合はこの限りではない。

サブ・ファンドの投資証券クラスの純資産総額評価額が、取締役会が決定した投資証券クラスの経済効率の良い運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された営業日に、取締役会は当該投資証券クラスのすべての投資証券を買戻価格で買い戻すことを決定することができる。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価（i）純資産価格の計算」に記載されるシングル・スイング・プライシングの原理が適用される。

異なる通貨で表示された複数の投資証券クラスを有するサブ・ファンドについて、投資主は、原則として、当該投資証券クラスの通貨または各サブ・ファンドの会計通貨で買戻代金と同等の金額を受け取ることができるのみである。

保管受託銀行および／または買戻代金の支払いを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの会計通貨および買戻しが行われる投資証券クラスの表示通貨以外の通貨で支払いを行うことができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。かかる手数料ならびに販売が行なわれた各国において発生した一切の税金、手数料およびその他の費用は、該当する投資者に請求されるものとし、買戻代金から差し引かれるものとする。上記にかかわらず、人民元（RMB）建ての投資証券に関する買戻代金の支払いは、人民元（オフショア人民元）（CNH）でのみ行なわれるものとする。投資者は、人民元（オフショア人民元）（CNH）以外の通貨建ての買戻代金の支払いを要求することはできない。

各販売国で発生する租税、手数料およびその他の料金がかかる。

買戻手数料は課せられない。

純資産価額の変化により、買戻価格が投資者が支払った価格を上回る場合もあれば、下回る場合もある。

買戻申込みが大量に上った場合、本投資法人は本投資法人の関係資産を不要な遅延なく売却するまで買戻申込みの執行を延期することができる。こうした措置が必要な場合、同じ日に受け取ったすべての買戻申込みは同じ価格で計算される。

支払事務代行会社の支店は、最終投資者または名義人に代わり、当該取引を請け負うことができる。支払事務代行会社によるこのサービスのために発生する費用は、投資者に請求することができる。

投資主の依頼により、本投資法人はその裁量により投資者に対し一部または全部が現物による買戻しを受け付けることができる。その場合、本投資法人は、現物による買戻後でも残存するポートフォリオは関係するサブ・ファンドの投資方針ならびに投資制限に合致し、かかるサブ・ファンドの残存する投資者が現物による買戻しにより不利を被ることがないように保証する。さらに、かかる支払は本投資法人が任命した監査人が検査を行う。関連費用は投資者に請求される。

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日であり、かつ、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日でありかつ日本における銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。この場合の「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻手数料なしで支払われる。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、ファンドが買戻請求を受領した日の翌ファンド営業日に決定される1口当たりの純資産価格とする。買戻し代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われた取引日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、表示通貨と円貨との換算は裁量により日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

3【乗換え手続等】

海外市場における乗換え

人民元建ての投資証券クラスを除き、投資主は適宜あるサブ・ファンドから別のサブ・ファンドまたは同じサブ・ファンド内のある投資証券クラスから別の投資証券クラスに乗り換えることができ、乗換え申込みには投資証券の発行および買戻しの手続と同じ手続が適用される。

人民元建ての投資証券クラスの乗換えは、会計通貨または基準通貨が人民元であるサブ・ファンドまたは投資証券クラスの間においてのみ可能である。

投資主が自らの投資証券の乗換えを希望する投資証券の数は以下の公式に従って計算する。

$$A = \frac{B * C * D}{E}$$

A = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたはクラスの投資証券の数。

B = 乗換え元のサブ・ファンドまたはクラスの投資証券の数。

C = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価額。

D = 関係するサブ・ファンドまたはクラスの為替レート。両方のサブ・ファンドまたはクラスが同じ会計通貨で評価されている場合、係数は1である。

E = 乗換え先のサブ・ファンドまたはクラスの純資産価額に租税、手数料およびその他の料金を加えた額。

乗換えに際して、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの最大発行手数料と同額の最大手数料を徴収する場合がある。その場合、「2 買戻し手続等 海外における買戻し手続等」の項の規定に従い、買戻し手数料は課されない。

保管受託銀行および／または乗換え支払金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの会計通貨および／または乗換えが行われる投資証券クラスの基準通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。手数料ならびにサブ・ファンドの乗換えに際して個々の国で発生する料金、租税および印紙税は投資主に請求される。

日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

4【その他】

投資証券の発行と買戻しに関する条件

サブ・ファンドの投資証券は各営業日に発行され、買い戻される。この項において「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日）をいい、法定外休日およびそれぞれのサブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を十分に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止」と題する項に定める要領で本投資法人が純資産価額の計算を行わないことを決定した日に発行または買戻しは行われない。さらに、本投資法人はその裁量により購入申込みを拒絶する権限を有する。

本投資法人は、「売買タイミング」、「事後取引」等、投資主の利益を損なうと判断する取引を許可しない。本投資法人は上記の実務に関係すると判断した場合、購入または乗換えの申込みを拒絶する権利を有する。また、本投資法人は投資主を当該実務から保護するために必要とみなす措置を講じる権利を有する。

購入および買戻しの申込み（以下「申込み」という。）は、あるファンド営業日（以下「注文日」という。）の中央ヨーロッパ標準時間16時または2015年7月1日以降は中央ヨーロッパ標準時間15時（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された場合に、翌ファンド営業日（以下「評価日」という。）に計算した純資産価額に基づいて同日中に処理される。ファクシミリで送られるすべての注文は、遅くともファンド営業日の関係するサブ・ファンドの前述の締切時間の1時間前に管理事務代行会社に受領されなければならない。

しかし、管理事務代行会社またはスイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関への正確な申込みの提出を保証するため、ルクセンブルグ内外の販売会社に提出される申込みについては前述の特定した時刻より早い締切時間が、適用される。かかる締切時間の情報は、各販売会社から入手することができる。

各々のファンド営業日の締切時間後に管理事務代行会社に登録された申込みについては、翌ファンド営業日が注文日とみなされる。

上記の規定はあるサブ・ファンドの投資証券を、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて、本投資法人の別のサブ・ファンドの投資証券に乗り換える場合にも適用される。

つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる（先渡し価格）。純資産価額は当該営業日または営業日に、最新の市場価格（すなわち終値、また終値が合理的な市場価格を反映していないと管理会社が判断する場合は評価時点で入手可能な直近価格）に基づいて計算する。適用される個々の評価原則は上記に記載される。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

本投資法人の販売代行会社はルクセンブルグのマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関する2004年11月12日法（改正済）の条項ならびに金融監督委員会（以下「CSSF」という。）の関連する法定文書および該当通達を遵守しなければならない。

よって、投資者は、購入申込みを受け付ける販売代行会社または販売会社に対して、身分証明を提出しなければならない。販売代行会社または販売会社は、申込人に対して少なくとも以下の本人確認書類を求める義務を負う。個人に関しては、（販売代行会社もしくは販売会社または地方行政機関によって認証された）旅券または身分証明書の認証謄本、会社またはその他の法人に関しては、定款の認証謄本、商業・法人登記簿の認証抄本、および最新の公刊された年次報告書の写し、実質的所有者全員のフルネーム。販売代行会社または販売会社は、対象に応じて、投資証券の申込みまたは買戻しを請求する投資者に対しさらに追加の本人確認書類を求める義務を負う。

販売代行会社は、販売会社が上記の身元確認手続を遵守していることを確認する義務を負う。管理事務代行会社および本投資法人は、随時、販売代行会社に対して上記の手続が遵守されていることの確認を求めることができる。管理事務代行会社は、販売代行会社または販売会社がマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するルクセンブルグ法またはE U法と同等の要件に従わない国々の販売代行会社または販売会社から受け取った購入および買戻しの申込みに関して上記の規則の遵守状況を監視する。

さらに、販売代行会社および販売代行会社の販売会社はそれぞれの国において施行中のマネー・ロンダリング防止およびテロリスト金融防止に関するすべての規則を遵守しなければならない。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（ ）純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの基準通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産価額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスに関する投資証券の流通数で除して計算する。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券の発行または買戻しを行う毎に変化する。かかる割合は、かかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの流通している投資証券とサブ・ファンドの流通している投資証券の比率に従って算定される。

単一の取引日に行われるサブ・ファンドの投資証券クラスのすべてに影響する購入または買戻しの総計が純資本の流出入をもたらす場合、それぞれのサブ・ファンドの純資産価額がこれに応じて増加または減少することがある（いわゆるシングル・スイング・プライシング）。かかる調整は、最大で純資産価額の1%に相当する。サブ・ファンドについて生じると想定される取引費用および課税は、サブ・ファンドが投資する資産の想定される指値/呼値の差額と同様に考慮される可能性がある。純増域が関係するサブ・ファンドの投資証券口数の増加をもたらすものであれば、純資産価額が増加するように調整される。また、純増域が投資証券口数の減少をもたらすものであれば、純資産価額は減少することになる。管理会社の取締役会は、各サブ・ファンドについて基準価額を設定することができる。これは、ファンドの純資産または関連するサブ・ファンド通貨の絶対額に関係する取引日における純増域による。取引日にかかる基準を上回ることになった場合のみ、純資産価額は調整される。

サブ・ファンドが保有する資産の価値は以下の要領で計算する。

- a) 流動資金（現金、預金、交換手形、要求払有価証券売掛金、前払費用、配当金および宣言済または発生済で未受領の利息の形であるか否かを問わない。）は、総額として評価されるが、当該評価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その真正価値を示すために適切とみなされる減額を考慮してその評価が決定される。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の投資対象は最新の市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最新価格を適用する。通常証券取引所では取引されないが、証券トレーダー間で流通市場が存在し市場に従い価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の資産の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場されていないが、定期的に運用され、公認され、公開されたその他の市場で売買されている場合、かかる市場の最新価格で評価する。
- c) 証券取引所に上場されておらず、別の規定された市場でも取引されておらず、適当な価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品（店頭派生商品）は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品进行评估する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の基礎となる原商品の市場価格に基づいて本投資法人とその監査人が認めた計算モデルを使って入手評価の妥当性を検証しなければならない。
- e) 譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および/または集合投資事業（UCI）の受益証券は最新の純資産価額で評価する。その他のUCITSおよび/またはUCIの一部の受益証券または

投資証券は、ポートフォリオ・マネジャーまたは投資顧問会社から独立した信頼できるサービス提供会社により提供されたかかる証券の価値の見積り（価値見積り）に基づいて評価することができる。

- f) 証券取引所で取引されていないまたは公開されている他の規制された市場で取引されていない短期金融商品は、関連するイールドカーブを基準として評価される。イールドカーブに基づく評価は、金利および信用スプレッド要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残余期間の金利にもっとも近似した金利が差し込まれる。このように計算される金利は、原発行体を反映する信用スプレッドを加算して市場価格に転換される。発行体の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整される。関係する注文日から関連する評価日までの間のサブ・ファンドの受取利息は、当該サブ・ファンドの資産の評価に含まれる。そのため、特定の評価日の投資証券1口当たり純資産価格は、推定利息収益を含む。
- g) 関係するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける市場為替レートの公示仲値（買値と売値の中間値）またはこれが提供されない場合には当該通貨を最も代表する市場における公示仲値で評価する。
- h) 定期預金および信託投資はその名目価値に経過利息を加えて評価する。
- i) スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入出額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。）および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBSグローバル評価方針に基づき決定される。

異常な状況により上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが分かった場合、本投資法人は純資産価額を適正に評価するため誠意をもって一般に認められ、検証可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

異常な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行および買戻しについて正式となる。

() 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

以下の場合、本投資法人は純資産価額の計算、ひいては一もしくは複数のサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えを1営業日以上一時的に中止することができる。

- 大部分の純資産を評価する基礎となる一箇所以上の証券取引所もしくはその他の市場または純資産価額もしくは大部分の純資産の表示通貨の外国為替市場が通常の休日でない日に閉鎖し、もしくは取引が中止されている場合または上記の証券取引所もしくは市場が規制され、もしくは短期的に大幅に価格変動している場合。
- 本投資法人および/または管理会社の支配、責任または影響の及ばない出来事によって、通常どおりに純資産を利用できないまたはかかる利用により投資主の利益に悪影響を及ぼすことになる場合。
- 通信網の混乱またはその他の理由により、純資産価額もしくは大部分の純資産を計算できない場合。
- 本投資法人が当該サブ・ファンドの買戻し申込みの支払のための本国送金を行うことができない場合または投資対象の売却によるか、もしくは投資対象の取得のための資金もしくは投資証券の買戻しに伴う支払のための資金を通常の為替レートで送金することができないと本投資法人の取締役会が判断する場合。

- 本投資法人の支配が及ばない政治的、経済的、軍事的その他の状況により、投資主の利益を重大に害することなく通常の状況の下で本投資法人の資産の処分が不可能となった場合。
- その他の理由から、サブ・ファンドの投資対象の価格を迅速または正確に決定することができない場合。
- 本投資法人の解散のため臨時投資主総会の招集通知が公告された場合。
- 本投資法人の合併またはサブ・ファンドの合併のため臨時投資主総会の招集通知が公告された後、または本投資法人の取締役会が一もしくは複数のサブ・ファンドの合併を決定したことを投資主に知らせる通知が公告された後、投資主を保護するために当該停止が正当であると判断される場合。
- 外国為替および資本変動に関する規制により、本投資法人が事業を継続できない場合。

純資産価額の計算、投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えの中止は、本投資法人の投資証券を一般市民に販売する承認を受けた国の関係当局に遅滞なく連絡するとともに、ルクセンブルグの日刊紙および必要な場合にそれぞれの販売国の公的刊行物に公告するものとする。

投資者が投資証券クラスの要件を満たさなくなった場合、本投資法人はさらに、当該投資者に以下を要求する義務を負う。

- a) 投資証券の買戻しに関する規定に従い、30暦日以内に当該投資者の投資証券を返却すること。
- b) 当該投資者の投資証券を当該投資証券クラスに係る上記取得要件を満たす者に譲渡すること。
- c) 当該投資者の投資証券を、その取得要件を当該投資者が満たすことができる関連するサブ・ファンドの他の投資証券クラスに係る投資証券に乗り換えること。

さらに、本投資法人は、以下について権限を付与されている。

- a) 投資証券の購入申込みを自己の裁量において拒否すること。
- b) 排斥条項に違反して購入された投資証券を任意の時期に買い戻すこと。

(2) 【保管】

記名投資証券の所有権は本投資法人の投資主名簿への登録により証明される。投資主は自らの取引に関する確認書を受け取る。記名証券は発行されない。

大券は、クリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアにより登録式共同大券の手配が行われたときは発行可能である。大券は管理事務代行会社または保管受託銀行の投資主名簿にクリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアの共同預託名義において登録される。大券に関して、証券自体は発行されない。クリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアおよび中央支払事務代行会社間で手配が行われたときは、大券は記名証券に転換可能な場合に限り発行することができる。

大券および取扱手続についての情報は名義書換代行会社またはインベスター・サービス・センターに請求することにより、入手可能である。

上記は日本の投資主には適用されない。日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

(3) 【存続期間】

本投資法人は、無制限の期間存続する投資会社として設立されたが、法規定を遵守した臨時投資主総会により解散することもできる。

(4) 【計算期間】

本投資法人の決算期は毎年10月末日である。

(5) 【その他】

（ ）投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併

本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散

定足数および過半数に関する法律の規定を満たす投資主総会は、いつでも、本投資法人を清算することができる。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になった場合、本投資法人の取締役会は、本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。本投資法人が解散する場合、清算は投資主総会で指名された一名以上の清算人が実行する。投資主総会では清算人の職務の範囲および報酬を決定する。清算人は投資主の最善の利益にかなうように本投資法人の資産を売却して、サブ・ファンドの清算による正味収入を各投資主の保有量に比例して当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資主に分配する。清算の完了時（9か月かかる可能性がある）に投資主に分配できない清算収入は遅滞なくルクセンブルグの供託金庫（Caisse de Consignation）に預託される。

同一サブ・ファンド内で各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産総額が当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスを経済的に合理的に管理するため要求される価額を下回った場合またはかかる価額に達しなかった場合、または政治、経済もしくは金融の状況が著しく変化した場合または合理化の一環として、本投資法人は、該当する投資証券クラスのすべての投資証券を評価日または決定が効力を生じる日における純資産価額にて（投資対象の実際の換金価格および換金経費を考慮して）買い戻して消却することを決定することができる。

本投資法人の取締役会の権限にかかわらず、本投資法人の取締役会の提案に基づいて、サブ・ファンドの投資主総会で当該サブ・ファンドが発行した投資証券を消却して本投資法人の資本を減資し、投資主に対して保有する投資証券の純資産価額を返還することができる。かかる純資産価額は上記の決定を実施する日に計算し、サブ・ファンドの資産の処分によって実現した実際価格およびかかる処分に起因する費用を織り込むものとする。

投資証券の買い戻しおよび消却のための投資主総会または本投資法人の取締役会の決定は、その趣旨をメモリアルならびにルクセンブルグの日刊紙および必要な場合は各サブ・ファンドが販売されている国々の官庁出版物に公告することによって関係するサブ・ファンドの投資主に通知する。投資主に支払われていない解散された投資証券の買戻対価としての純資産価額相当額は、遅滞なくルクセンブルグの供託金庫（Caisse de Consignation）に預託される。

本投資法人またはサブ・ファンドと他の投資信託（「UCI」）またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンドの合併

「合併」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算なしのその解散に基づき、すべての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、吸収対象UCITSの投資主が見返りに吸収UCITSの投資証券および適宜、当該投資証券の純資産価額の10%を超えない支払額を受け取る取引。
- b) 二つ以上のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算なしのその解散に基づき、そのすべての資産および負債を設立した別のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、吸収対象UCITSの投資主が見返りに吸収UCITSの投資証券および適宜、当該投資証券の純資産価額の10%を超えない支払額を受け取る取引。
- c) 負債が完済されるまで存続し続ける一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、すべての純資産を同じUCITSの別のサブ・

ファンド、当該UCITSが設立した別のUCITSまたは別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転する取引。

合併は、2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の効果は、2010年法に準拠する。

「本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散」の項に記載される状況の下で、本投資法人の取締役会は、サブ・ファンドまたは投資証券クラスの資産を本投資法人の別の既存のサブ・ファンドもしくは投資証券クラス、または2010年法パートもしくは海外UCITSに関する2010年法の規則に基づきルクセンブルグの別のUCIもしくは海外のUCITSに配分することおよび、（必要な場合、分裂または統合により、および投資主の比例的権限に相当する金額の支払を通じ）当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券を別のサブ・ファンドまたは別の投資証券クラスの投資証券として指定変更することを決定することができる。

前項の本投資法人の取締役会の権限にかかわらず、上記のサブ・ファンドを合併する決定もまた、当該サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

合併の決定は投資証券の買戻しに関して既述した方法と同じ方法で投資主に通知する。決定が公告されてから30日以内に投資主は保有する投資証券の一部または全部を、前記「第2 手続等 2 買戻し手続等」と題する項に記載する所定の手続きに従って、買戻手数料またはその他の管理料金を支払わずに、その時点の純資産価額で買い戻す権限を有する。買戻しのために提出されなかった投資証券は、交換比率が計算される日に計算した関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて交換される。集合的投資ファンド（契約型オープン投資信託）の受益証券を割り当てる場合、上記の決定は割当てに賛成票を投じた投資主だけを拘束する。

本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会

サブ・ファンドの清算および合併のいずれの場合についても、本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会の定足数は要求されず、決定は総会に出席したまたは委任状により代表される投資証券の単純多数によって承認されることができる。

() 授權発行限度額

投資証券の授權発行限度額は無制限である。

() 本投資法人の定款の変更

本投資法人の定款は、投資主総会で補足またはその他に変更することができる。変更は、1915年法の規定における定足数および過半数に関する要件に従う。

日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理会社契約

管理会社契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。本契約に基づくいずれかの当事者の重大な契約違反ならびにかかる違反が書面による通知の30日以内に改善されない場合、本契約は即時終了される。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。やむを得ない事由がある場合、いずれかの当事者も相手方当事者に対して通知を交付することにより、契約を解除することができる。やむを得ない事

由とは、本契約に基づく義務に関する故意および重過失をいう。投資運用会社は、投資者の利益となる場合には、投資運用の役務を即時辞任することができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。本契約に基づくいずれかの当事者の重大な契約違反ならびにかかる違反が書面による通知の30日以内に改善されない場合、新たな保管受託銀行が選任されることで、本契約は即時終了される。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

管理事務代行契約

本契約は、無期限として締結され、一方当事者が他方当事者への書留手紙による3か月前の通知によりいつでも終了できる。

本契約に基づくいずれかの当事者の重大な契約違反ならびにかかる違反が書面による通知の30日以内に改善されない場合、本契約は即時終了される。

総販売契約

総販売契約は、いずれの当事者も6か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。ただし、契約の各当事者は、他方当事者への書面による通知の30日以内に改善されなかった契約書に含まれる重要事項または重過失の違反の場合、相手方当事者への書面による通知でいつでも終了できる。

同契約は、スイスの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資証券販売・買戻契約

投資証券販売・買戻契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

2【利害関係人との取引制限】

取締役会により採用されるまたは定款に定められる制限に従い、投資運用会社、その他グループ会社、およびこれらの取締役は、（a）ファンドに、またはファンドもしくはファンドのために成立した取引について利害関係を、またはその他の人物とのいずれの種類の関係を、ファンドに対するそれぞれの義務との潜在的対立を伴う可能性があるが、有することができる。また、（b）かかる義務の履行に関して、グループ会社のサービスを扱うもしくは利用することができる。投資運用会社、その他グループ会社、およびこれらの取締役のいずれも、かかる行為に起因する収益または報酬を明らかにする責任を負わない。

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

（1）【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が権利を本投資法人に対し直接行使するためには、投資証券名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社に投資証券の保管を委託している日本の投資主は、投資証券の登録名義人でないため、本投資法人に対し直接権利を行使することはできない。これらの投資主は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は次のとおりである。

（a）配当請求権

各投資主は、本投資法人の年次投資主総会または（中間配当の場合には）取締役会が決定した当該ファンドに関する本投資法人の収益分配をその投資証券数に応じて受領する権利を有する。

（b）買戻請求権

投資主は、本投資法人に対し、上記制限に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

（c）残余財産分配請求権

本投資法人またはファンドが解散された場合、投資主は本投資法人に対し、その投資証券数に応じて本投資法人の投資証券の残余財産の分配を請求する権利を有する。

（d）損害賠償請求権

投資主は、本投資法人の取締役がルクセンブルグの法律に規定する義務に違反している場合、本投資法人の取締役に対し損害賠償を請求することができる。

（e）投資主総会における権利

年次投資主総会は、ルクセンブルグの法律の規定に従い、集会の通知に記載されるとおり本投資法人の登録事務所またはルクセンブルグ大公国内のその他の場所で年に一度2月24日の午前10時に開催する。

前記の日がルクセンブルグにおける銀行営業日でない場合、年次投資主総会はルクセンブルグにおける翌銀行営業日に開催される。文脈上、「銀行営業日」とは、個別または制定法によらない休日を除くルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間内に営業を行う日）をいう。

追加的な臨時の投資主総会は集会の通知に記載する場所および時刻に開催することができる。

投資主総会の招集通知は法律による所定の書式で作成されるものとする。投資主総会の招集通知は、投資主総会における定足数および過半数に関する要件が投資主総会の5日前の深夜12時（ルクセンブルグ時間）（以下「基準日」という。）の発行済投資証券に従って決定されることを定めている場合がある。投資主総会に出席するためおよび保有する投資証券に付帯する議決権を行使するための投資主の権利は、当該投資主が基準日において保有する投資証券に従って決定される。招集通知は法律上の要件に従って、および（該当する場合）取締役会が定める追加的な新聞紙面において、投資主に対して公表される。

（f）報告書を受領する権利

各サブ・ファンドおよび本投資法人について、10月31日現在の年次報告書および4月30日現在の半期報告書が発行される。

上記報告書は、各サブ・ファンドまたはそれぞれの各投資証券クラスの詳細を関連する会計通貨で記載する。本投資法人全体の連結資産の詳細は、ユーロ建てで表示される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書には、独立監査人により監査された年次計算書類が含まれる。また、信用リスク軽減のため、各サブ・ファンドが金融派生商品の利用を通じて着目した裏付け資産および当該派生商品取引の相手方ならびに取引相手方からサブ・ファンドに預託された担保（およびその範囲）の詳細も記載されている。

投資主は、本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において、これらの報告書を入手することができる。

各サブ・ファンドの投資証券の発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグの本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において入手可能である。

投資主への通知は、ルクセンブルグの日刊紙および、必要な場合は海外の日刊紙に公告される。

（2）【為替管理上の取扱い】

投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

- （ａ）本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および
- （ｂ）日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

（４）【裁判管轄等】

日本の投資主が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを本投資法人は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号
確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

（1）【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（「管理会社」）

a．資本金（株主資本）の額

2016年1月末日現在の株主資本総額は、13,000,000ユーロ（約17億円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2016年1月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.17円）による。以下、別段の記載がない限り、ユーロの円金額表示はすべてこれによるものとする。

b．事業の内容

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、商事会社に関するルクセンブルグの1915年8月10日付法律（以下「1915年法」という。）に基づき、2010年7月1日にルクセンブルグに設立された。1915年法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。集合投資事業に関する2010年法第15条に基づき、譲渡性証券集合投資事業の管理会社としての資格を有している。

ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）（「投資運用会社」）

a．資本金（株主資本）の額

2016年2月末日現在の株主資本総額は、385,840,846.6スイスフラン（約460億円）

（注）スイスフランの円貨換算は、便宜上、2016年1月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイスフラン＝119.22円）による。以下、別段の記載がない限り、スイスフランの円金額表示はすべてこれによるものとする。

b．事業の内容

主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人等の機関投資家および投資信託向けに株式、債券の運用を行っている。

（2）【運用体制】

A．管理会社

定款に基づき、管理会社は、株主総会によって任命される3名以上の取締役（株主であるか否かを問わない。）から成る取締役により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬を定めるものとし、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合は、一または複数の副会長を選任するものとする。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命されるものとする。

取締役会は、会長の招集により、または、会長が行為できない場合は、副会長の招集により、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役の招集により、開催されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集されるものとする。取締役会は、会長が議長を務め、または会長が行為できない場合は、副会長が議長を務め、または副会長が不在の場合は、最年長の取締役が議長を務めるものとする。

取締役会は、その構成員の過半数が本人または代理人により出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決定を行うものとする。

決定は、本人または代理人により出席する構成員の単純過半数によって行われるものとする。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、海外電信、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会において当該取締役を代理し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員を代理することができる。

取締役の全構成員により合意されたすべての決定は、一または複数の個別の文書に関する決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有するものとする。かかる決定の日付は、最後の署名がなされた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用する投資信託の約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

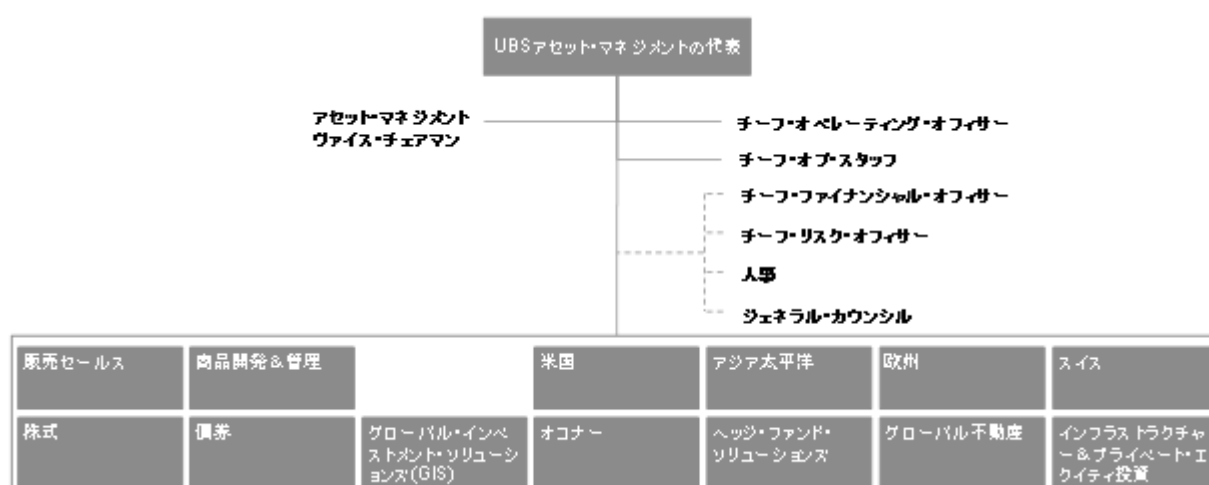
B．投資運用会社

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により各投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。各投資運用会社は、投資運用任務をいずれの子会社または関係会社に委託する権利を有しており、また本投資法人の承認を得た場合その他の者に委託することができる。

各資産運用会社の運用体制は以下のとおりである。

（イ）投資運用体制（全投資運用）



（2016年1月4日現在）

2015年12月31日現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に約948名以上の投資スペシャリストを配している。（株式207名、債券144名、グローバル・インベストメント・ソリューションズ125名、インフラストラクチャー&プライベート・エクイティ投資44名、グローバル不動産284名、ヘッジ・ファンド・ソリューションズ72名、オコナー71名）

（ロ）投資運用方針の意思決定プロセス

投資運用会社は、堅実で長期的なリスク調整済みのパフォーマンスを上げることが目標として、統制された厳格なプロセスを設けている。運用の成功は、この成果を反復させることに基づく。そのため、投資運用会社は、個人というよりチームの役割を重視している。チーム体制は、個々のメンバーの洞察と統制されたプロセスとのバランスを取り、個々のメンバーの洞察がすべての顧客のポートフォリオに首尾一貫して隈なく行き渡ることを確実にしている。

リサーチは、投資運用会社のグローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタルなリサーチを行っている。各ポートフォリオは、銘柄および業界の徹底的な精査に基づいている。グローバル経済に関して、真にグローバルな洞察や評価を行うためにはすべての地域の銘柄を調査することが不可欠である。運用チームは、最先端のリスク管理とポートフォリオ構築システムにより、実際の取引を行う前に実現する可能性のあるシナリオを評価することができる。ポートフォリオ構築は、ボトム・アップの体制を取っており、銘柄の選定が鍵を握っている。投資運用方針の決定プロセスは、投資決定段階で終了するわけではない。投資運用会社は、義務の履行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが左右されると考えるからである。

投資運用会社は、２段階のリサーチに注力している。ファンダメンタルなリサーチは、現在の投資機会を掘り起こすために策定されており、業界リサーチは、資産運用業務に関連する主要事項に注目することにより、業界の見方の最前線にとどまるための助けとなっている。

- ファンダメンタルなリサーチ 従来のソースや慣例にとらわれないソースからの質の高いリサーチを提供するため、通常当該業務に要求される質以上のことに踏み込むことを目的とする。また、投資運用会社は、経験からの実践的な洞察力に重きを置き、担当する業界出身のアナリストを多数雇用している。こうした深く掘り下げたリサーチにより多くの投資機会が掘り起こされ、顧客に対し真の価値を付加している。
- 業界リサーチ 投資運用会社の投資専門家らは、金融サービス業界に多くのリサーチ結果を寄稿している。投資運用会社の一連の白書は、理論上の投資概念の実践への適用に重きを置く一方、投資運用における最良の執行を推奨している。こうした白書は、世界中の主要な業界の刊行物や学術誌に掲載されている。

投資運用会社のリサーチは投資アプローチと連携しており、グローバルに統合された運用体制を支えている。

投資決定プロセス

グローバル・ボンド・ファンド

投資プロセスはチームアプローチに依拠する。それは多様な情報源を活用し、ベンチマークを上回るという目標をサポートするために、あらゆる角度から投資機会を活用することを促進する。ベンチマークと比較してポートフォリオのポジションを最終的に決定するのは、主任ポートフォリオ・マネージャーである。

確定利付債のプロセスは、ボトム・アップ・クレジット・リサーチを伴うフレームワークを基礎とするトップ・ダウン・ファンダメンタル評価および短期市場行動分析の組み合わせである。ポートフォリオは、統制のとれた方法および明確に定義されたフレームワークで構成される。本アプローチの一側面は、異なる時間軸にまたがる投資アイディアの混合である。

ポートフォリオ・マネージャーが多様な戦略を設定する際、ファンダメンタル分析だけではなく、現在の市場の評価に細心の注意を払っている。

マネージャーは、ファンダメンタル分析または市場価格の差異の見通しに積極的に決定を行う。

マネジャーはまた、個々の銘柄選択および産業配分だけでなく、国、デューレーション、イールドカーブおよび外国為替が適切に分散されているかどうかを含め、適正で多様なポジションを達成することを重要視している。

マネジャーは、たとえば、短期的な課題と合わせて長期的バランス戦略を行う等、異なる時間軸で運用する投資アイデアを組み込むことを目標としている。

リスク管理／リスク統制

グローバル・インベストメント・ソリューションズ・チームの一部であるリスク管理グループの主な目的は、投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーが最大のリスク調整後リターンを得るよう手助けすることである。

すべてのリスク・モデルおよびリスク・システムは、投資プロセスを通じて展開される。状況に合わせたリスク管理ツールが必要であるため、「画一的な」リスク管理商品には依拠していない。投資運用会社は、すべての資産クラスのための意思決定プロセスに適合する最先端の独自モデルの開発に多額の資金を注入してきた。

独自のリスク管理システムは、株式、債券および多様な資産から成るポートフォリオを対象とする。ポジションは、毎日の営業終了時にファンドの会計システムからダウンロードされ、夜を徹して処理される。その結果は、イントラネットを通じてポートフォリオ・マネジャーに配信される。このようにして、ポートフォリオ・マネジャーは正確かつ最新のリスク情報を受け取る。

グローバル・エクイティ・リスク管理システム（G E R S）は、独自の株式リスク・モデルを提供する。これらのモデルは、リスクに関する長期および短期の見解を提示する。リスク・モデル要素は、業種、国および規模によってグループ化され、投資プロセスに対応する。また、G E R SのBarraリスク・モデルも提供され、ポートフォリオ・マネジャーに対しリスクに関する代替的／補完的見解を示す。

リスク管理は、責任や名声に関する損害を回避するためにも、資産運用業務にとって特に重要な要素となる。最高水準のリスクの特定、リスク管理およびリスク統制は、運用グループの成功、評判および継続的な強さにとって不可欠であり、経営陣とスタッフはあらゆるリスクに対し最善の市場慣行を開発し適用することに注力している。

U B Sアセット・マネジメントのリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。リスク管理・統制は、投資運用・リサーチ部門と共に業務分野全体で行われており、リスク担当最高責任者と緊密に連携しているグループ内のリスク管理部門により別途監視されている。

法務／コンプライアンス

法務／コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門と明確に分離されている。コンプライアンス・オフィサーと法務スタッフは、運用部門の規制上および業務上の手続きの検討を行う。さらに、顧客ガイドラインおよび契約遵守についてポートフォリオのレビューを行う会議が定期的に設定されている。

ファンドの管理体制

管理会社

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

投資運用会社

ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）

（３）【大株主の状況】

ＵＢＳファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

（2016年１月末日現在）

名称	住所	所有株式数 （株）	比率 （％）
ユービーエス・エイ・ジー （UBS AG）	バーンホフ・シュトラッセ45、CH- 8001チューリッヒ、スイス および エッシェンフォアシュタット1、CH- 4051バーゼル、スイス	6,500	100

ユービーエス・エイ・ジー、ＵＢＳアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）

（2016年２月末日現在）

名称	住所	所有株式数 （株）	比率 （％）
ユービーエス・グループ・ エイ・ジー （UBS Group AG）	バーンホフ・シュトラッセ45、CH- 8001 チューリッヒ、スイス	3,858,408,466	100.00

（４）【役員の状況】

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

（2016年１月末日現在）

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレアス・シュラター (Andreas Schlatter)	取締役会会長	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ、グループ・マネージング・ディレクター	非公開
マーティン・トメン (Martin Thommen)	取締役	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ、マネージング・ディレクター	非公開
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	取締役	UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ、ルクセンブルグ、マネージング・ディレクター	非公開
パスカル・キストラー (Pascal Kistler)	取締役	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ、マネージング・ディレクター	非公開
クリスティアン・アイベル (Christian Eibel)	取締役	ユービーエス・エイ・ジー、バーゼル・アンド・チューリッヒ、エグゼクティブ・ディレクター	非公開

ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）

（2016年1月末日現在）

氏名	役職名	略歴	所有株式
アクセル・ウェーバー (Axel Weber)	ユービーエス・エイ・ジー チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	2015年ユービーエス・グループ・エイ・ジーへの選出 2012年ユービーエス・エイ・ジーへの選出	233,333株 (2014年12月31日現在)
ミシェル・デマレ (Michel Demaré)	ユービーエス・エイ・ジー ヴァイス・チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	2015年ユービーエス・グループ・エイ・ジーへの選出 2010年ユービーエス・エイ・ジーへの選出	181,246株 (2014年12月31日現在)
レト・フランシオニ (Reto Francioni)	ユービーエス・エイ・ジー メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	2015年ユービーエス・グループ・エイ・ジーへの選出 2010年ユービーエス・エイ・ジーへの選出	11,859株 (2014年12月31日現在)
アン・エフ・ゴッドビーヒアー (Ann F. Godbehere)	ユービーエス・エイ・ジー メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	2015年ユービーエス・グループ・エイ・ジーへの選出 2009年ユービーエス・エイ・ジーへの選出	139,653株 (2014年12月31日現在)
アクセル・ピー・リーマン (Axel P. Lehmann)	ユービーエス・エイ・ジー メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	2015年ユービーエス・グループ・エイ・ジーへの選出 2009年ユービーエス・エイ・ジーへの選出	217,373株 (2014年12月31日現在)
ウィリアム・ジー・パレット (William G. Parrett)	ユービーエス・エイ・ジー メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	2015年ユービーエス・グループ・エイ・ジーへの選出 2008年ユービーエス・エイ・ジーへの選出	100,019株 (2014年12月31日現在)
イザベル・ロミイ (Isabelle Romy)	ユービーエス・エイ・ジー メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	2015年ユービーエス・グループ・エイ・ジーへの選出 2012年ユービーエス・エイ・ジーへの選出	44,217株 (2014年12月31日現在)
ビートライス・ウェダー・ディ・マウロ (Beatrice Weder di Mauro)	ユービーエス・エイ・ジー メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	2015年ユービーエス・グループ・エイ・ジーへの選出 2012年ユービーエス・エイ・ジーへの選出	45,424株 (2014年12月31日現在)
ジョセフ・ヤム (Joseph Yam)	ユービーエス・エイ・ジー メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	2015年ユービーエス・グループ・エイ・ジーへの選出 2011年ユービーエス・エイ・ジーへの選出	66,863株 (2014年12月31日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
デイビッド・シドウェル (David Sidwell)	ユービーエス・エイ・ジー シニア・インディペンデント・メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	2015年ユービーエス・グループ・エイ・ジーへの選出 2010年ユービーエス・エイ・ジーへの選出	185,181株 (2014年 12月31日 現在)

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

2016年1月末日現在、管理会社は以下のとおり、263本のサブファンドの管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託 / 投資法人	263	1,088,763,044.87オーストラリア・ドル
			787,677,670.60カナダ・ドル
			14,290,251,406.45スイス・フラン
			324,453,592.85中国元
			34,883,526,551.06ユーロ
			2,101,654,059.74英ポンド
			306,318,238.17香港ドル
			123,681,559,723.96日本円
			100,943,782.27シンガポール・ドル
			54,081,694,466.12米ドル

ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）

2016年1月末日現在、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）は153本のサブファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブファンドは、以下のとおりである。

	名称	基本的性格	設定日	純資産総額 (ユーロ)
1	Focused Sicav - High Grade Long Term Bond USD	変動資本を有する 投資法人	2006年10月31日	3,140,357,978
2	UBS (Lux) Money Market Fund - USD	契約型投資信託	1988年11月29日	3,112,027,137
3	UBS (Lux) Bond Sicav - Convert Global (EUR)	変動資本を有する 投資法人	2004年11月23日	2,865,812,465
4	UBS ETF Sicav - UBS ETF - MSCI EMU UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2002年9月20日	2,038,472,909
5	UBS (Lux) Strategy Fund - Yield (CHF)	契約型投資信託	1991年9月13日	2,029,623,845
6	UBS (Lux) Money Market Fund - EUR	契約型投資信託	1989年10月11日	2,016,138,278
7	UBS (Lux) Strategy Xtra Sicav - Yield (CHF)	変動資本を有する 投資法人	2004年6月30日	1,686,488,639
8	UBS (Lux) Institutional Fund - Key Selection Global Equity	契約型投資信託	2002年3月22日	1,516,032,523
9	UBS ETF Sicav - UBS ETF - MSCI EMU hedged to USD UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2013年8月30日	1,339,921,288
10	UBS (Lux) Strategy Fund - Balanced (CHF)	契約型投資信託	1994年7月7日	1,289,593,890

（注）－単位当たり純資産価格は開示していない。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBS(ルクセンブルグ)エス・エイ(「保管受託銀行」「主支払事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2016年1月末日現在、1億5,000万スイスフラン(約179億円)

b. 事業の内容

UBS(ルクセンブルグ)エス・エイはルクセンブルグの法律に準拠した株式会社であり、1973年8月20日に存続期間を無期限として設立された。同社の主たる業務はプライベート・バンキングであり、多数の投資信託の保管受託銀行としての業務を提供している。

UBSファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エイ(「管理事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2016年1月末日現在、250万スイスフラン(約3億円)

b. 事業の内容

ルクセンブルグにおいてルクセンブルグ法に基づいて株式会社として設立された会社である。同社は金融の分野を専門にしており、多数の投資信託の管理事務代行業務を提供している。

ユービーエス・エイ・ジー(「元引受会社」)

a. 資本金の額

2016年1月末日現在の株主資本総額は、384,456,091スイスフラン(約458億円)

b. 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは、1998年6月29日に完了した合併により、スイス銀行コーポレーションおよびスイス・ユニオン銀行の一切の資産・債務を継承した銀行である。

UBS証券株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2016年1月末日現在、464億5,000万円

b. 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

(2)【関係業務の概要】

UBS(ルクセンブルグ)エス・エイ

本投資法人は保管受託銀行との間で保管および支払事務代行契約を締結した。当該契約により、保管受託銀行はファンド資産の保管銀行として行為し、2002年12月20日付ルクセンブルグ法に基づく保管者としての任務および責任を担い、すべての必要な支払事務代行業務を行うことに同意した。

UBSファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エイ

本投資法人との契約に基づき、ファンドの管理事務代行会社として純資産価格の決定、投資証券の発行、買戻しおよびその他の関連業務を含むすべての必要な管理事務代行業務を行う。

ユービーエス・エイ・ジー

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

UBS証券株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに販売会社としての業務を行う。

（３）【資本関係】

該当事項なし。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 原文の財務書類は、フォーカス・シキャブおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載し、日本語の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載し、日本語はフォーカス・シキャブ・グローバル・ボンドに関連する部分のみを翻訳している。
- c . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d . 原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.62円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2015年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

純資産計算書

	2015年10月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	724,237,705.54	82,287,888
投資有価証券、未実現評価（損）益	(32,895,843.11)	(3,737,626)
投資有価証券合計（注１）	691,341,862.43	78,550,262
現金預金、要求払預金および預託金勘定	47,449,389.65 *	5,391,200
その他の流動資産（マージン）	2,343,289.95	266,245
投資有価証券売却未収金（注１）	68,772,893.54	7,813,976
発行未収金	978,053.26	111,126
有価証券に係る未収利息	6,217,439.05	706,425
流動資産に係る未収利息	2,338.29	266
金融先物に係る未実現（損）益（注１）	(448,810.81)	(50,994)
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	(3,224,526.05)	(366,371)
スワップに係る未実現（損）益（注１）	(1,733,844.11)	(196,999)
資産合計	811,698,085.20	92,225,136
負 債		
投資有価証券購入未払金（注１）	(55,430,112.66)	(6,297,969)
買戻未払金	(2,016,768.53)	(229,145)
報酬引当金（注２）	(73,450.05)	(8,345)
年次税引当金（注３）	(6,148.02)	(699)
引当金合計	(79,598.07)	(9,044)
負債合計	(57,526,479.26)	(6,536,159)
期末現在純資産	754,171,605.94	85,688,978

* 2015年10月31日現在、620,000米ドルおよび836,000米ドルの現金が、取引相手方であるJPモルガン・チェース・ニューヨークおよびパークレイズ・バンクに対する担保となっている。

注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

運用計算書

自2014年11月 1 日 至2015年10月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	27,263.01	3,098
有価証券に係る利息	20,557,368.60	2,335,728
分配金	11,593.68	1,317
スワップに係る受取利息（注１）	1,193,799.65	135,640
貸付証券に係る収益（注12）	615,504.58	69,934
その他の収益（注４）	260,954.95	29,650
収益合計	22,666,484.47	2,575,366
費 用		
スワップに係る支払利息（注１）	(1,659,606.56)	(188,564)
報酬（注２）	(1,544,513.66)	(175,488)
年次税（注３）	(74,201.92)	(8,431)
貸付証券に係るコスト（注12）	(246,201.82)	(27,973)
その他の手数料および報酬（注２）	(26,425.99)	(3,003)
現金資産および当座借越に係る利息	(1,524.66)	(173)
費用合計	(3,552,474.61)	(403,632)
投資純（損）益	19,114,009.86	2,171,734
実現（損）益（注１）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(26,211,610.35)	(2,978,163)
オプションに係る実現（損）益	(219,111.72)	(24,895)
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる 実現（損）益	59,867.91	6,802
金融先物に係る実現（損）益	(640,743.50)	(72,801)
先渡為替契約に係る実現（損）益	16,148,904.98	1,834,839
スワップに係る実現（損）益	(6,478,942.04)	(736,137)
為替差（損）益	(616,781.40)	(70,079)
投資実現（損）益合計	(17,958,416.12)	(2,040,435)
当期実現純（損）益	1,155,593.74	131,299
未実現評価（損）益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(24,643,720.17)	(2,800,019)
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる 未実現評価（損）益	(23,839.20)	(2,709)
金融先物に係る未実現評価（損）益	338,315.83	38,439
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(4,733,566.19)	(537,828)
スワップに係る未実現評価（損）益	4,311,221.99	489,841
未実現評価（損）益の変動合計	(24,751,587.74)	(2,812,275)
運用の結果による純資産の純増（減）	(23,595,994.00)	(2,680,977)

注記は当財務書類の一部である。

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

純資産変動計算書

	自2014年11月 1 日 至2015年10月31日	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	782,101,939.96	88,862,422
発行額	324,343,973.91	36,851,962
買戻額	(327,620,089.16)	(37,224,195)
純発行（買戻）合計	(3,276,115.25)	(372,232)
支払分配金	(1,058,224.77)	(120,235)
投資純（損）益	19,114,009.86	2,171,734
実現（損）益合計	(17,958,416.12)	(2,040,435)
未実現評価（損）益の変動合計	(24,751,587.74)	(2,812,275)
運用の結果による純資産の純増（減）	(23,595,994.00)	(2,680,977)
期末現在純資産	754,171,605.94	85,688,978

注記は当財務書類の一部である。

発行済投資証券数の変動表

自2014年11月 1 日 至2015年10月31日

クラスカナダドル・ヘッジF - a c c	(□)
期首現在発行済投資証券数	8,510.0000
期中発行投資証券数	0.0000
期中買戻投資証券数	(8,510.0000)
期末現在発行済投資証券数	0.0000
クラススイスフラン・ヘッジF - a c c	(□)
期首現在発行済投資証券数	1,530,390.2100
期中発行投資証券数	353,239.1050
期中買戻投資証券数	(506,648.7330)
期末現在発行済投資証券数	1,376,980.5820
クラスユーロ・ヘッジF - a c c	(□)
期首現在発行済投資証券数	1,668,838.6780
期中発行投資証券数	839,518.7100
期中買戻投資証券数	(803,771.3530)
期末現在発行済投資証券数	1,704,586.0350
クラスユーロ・ヘッジF - U K d i s t	(□)
期首現在発行済投資証券数	3,887.0100
期中発行投資証券数	54,194.1610
期中買戻投資証券数	(6,515.4300)
期末現在発行済投資証券数	51,565.7410
クラス英ポンド・ヘッジF - a c c	(□)
期首現在発行済投資証券数	91,394.2950
期中発行投資証券数	31,861.2520
期中買戻投資証券数	(28,104.4540)
期末現在発行済投資証券数	95,151.0930
クラス英ポンド・ヘッジF - U K d i s t	(□)
期首現在発行済投資証券数	168,755.7190
期中発行投資証券数	86,065.2260
期中買戻投資証券数	(154,518.8820)
期末現在発行済投資証券数	100,302.0630
クラス米ドルF - a c c	(□)
期首現在発行済投資証券数	2,067,694.1940
期中発行投資証券数	932,440.5860
期中買戻投資証券数	(813,570.0380)
期末現在発行済投資証券数	2,186,564.7420
クラスF - U K d i s t	(□)
期首現在発行済投資証券数	0.0000
期中発行投資証券数	73,851.1330
期中買戻投資証券数	(5,016.9140)
期末現在発行済投資証券数	68,834.2190

注記は当財務書類の一部である。

分配金

フォーカス・シキャブ	配当落ち日	支払日	通貨	1口当たり 投資証券価格
- グローバル・ボンド クラスユーロ・ヘッジ F - UK d i s t	2014年12月3日	2014年12月8日	ユーロ	2.85
- グローバル・ボンド クラスユーロ・ヘッジ F - UK d i s t	2015年4月20日	2015年4月23日	ユーロ	0.58
- グローバル・ボンド クラス英ポンド・ヘッジ F - UK d i s t	2014年12月3日	2014年12月8日	英ポンド	2.89
- グローバル・ボンド クラス英ポンド・ヘッジ F - UK d i s t	2015年4月20日	2015年4月23日	英ポンド	6.40

注記は当財務書類の一部である。

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

3年度比較数値

日付 純資産額（米ドル）	ISIN	2015年10月31日 754,171,605.94	2014年10月31日 782,101,939.96	2013年10月31日 2,102,915,309.50
クラスカナダドル・ヘッジF - a c c ¹	LU0326808952			
発行済投資証券数（口）		-	8,510.0000	30,590.0000
1口当たり純資産価格（カナダドル）		-	132.50	124.37
1口当たり発行・買戻価格（カナダドル） ²		-	132.50	124.37
クラススイスフラン・ヘッジF - a c c	LU0326809257			
発行済投資証券数（口）		1,376,980.5820	1,530,390.2100	3,014,465.9700
1口当たり純資産価格（スイスフラン）		124.50	123.64	117.57
1口当たり発行・買戻価格（スイスフラン） ²		124.50	123.64	117.57
クラスユーロ・ヘッジF - a c c	LU0326809505			
発行済投資証券数（口）		1,704,586.0350	1,668,838.6780	5,581,757.1430
1口当たり純資産価格（ユーロ）		131.52	129.27	122.56
1口当たり発行・買戻価格（ユーロ） ²		131.52	129.27	122.56
クラスユーロ・ヘッジF - U K d i s t	LU0526609390			
発行済投資証券数（口）		51,565.7410	3,887.0100	63,343.2990
1口当たり純資産価格（ユーロ）		80.03	82.06	117.56
1口当たり発行・買戻価格（ユーロ） ²		80.03	82.06	117.56
クラス英ポンド・ヘッジF - a c c	LU0326809844			
発行済投資証券数（口）		95,151.0930	91,394.2950	205,514.9430
1口当たり純資産価格（英ポンド）		136.48	133.47	126.20
1口当たり発行・買戻価格（英ポンド） ²		136.48	133.47	126.20
クラス英ポンド・ヘッジF - U K d i s t	LU0326810180			
発行済投資証券数（口）		100,302.0630	168,755.7190	511,683.4680
1口当たり純資産価格（英ポンド）		103.59	110.33	107.58
1口当たり発行・買戻価格（英ポンド） ²		103.59	110.33	107.58
クラス米ドルF - a c c	LU0326808440			
発行済投資証券数（口）		2,186,564.7420	2,067,694.1940	5,257,905.0300
1口当たり純資産価格（米ドル）		130.37	127.93	121.28
1口当たり発行・買戻価格（米ドル） ²		130.37	127.93	121.28
クラスF - U K d i s t ³	LU1164771658			
発行済受益証券口数（口）		68,834.2190	-	-
1口当たり純資産価格（米ドル）		100.08	-	-
1口当たり発行・買戻価格（米ドル） ²		100.08	-	-

¹ 投資証券クラスカナダドル・ヘッジF - a c c は、2015年8月11日まで流通していた。

² 注記1を参照

³ 初回純資産価額：2015年2月19日

パフォーマンス

	通貨	2014年 / 2015年	2013年 / 2014年	2012年 / 2013年
クラスカナダドル・ヘッジF - a c c	カナダドル	-	6.5%	1.4%
クラススイスフラン・ヘッジF - a c c	スイスフラン	0.7%	5.2%	0.1%
クラスユーロ・ヘッジF - a c c	ユーロ	1.7%	5.5%	0.3%
クラスユーロ・ヘッジF - U K d i s t	ユーロ	1.7%	5.5%	0.3%
クラス英ポンド・ヘッジF - a c c	英ポンド	2.3%	5.8%	0.8%
クラス英ポンド・ヘッジF - U K d i s t	英ポンド	2.3%	5.8%	0.8%
クラス米ドルF - a c c	米ドル	1.9%	5.5%	0.6%
クラスF - U K d i s t ¹	米ドル	-	-	-

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、投資証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

当該サブ・ファンドは、ベンチマークを有していない。

¹ 最近設定されたため、パフォーマンスの計算に必要なデータが存在していない。

注記は当財務書類の一部である。

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

組入証券の構造

地域別分布表	(純資産に対する百分率 %)
アメリカ合衆国	27.79
イギリス	10.11
イタリア	8.48
オランダ	6.75
オーストラリア	6.45
フランス	4.89
日本	4.89
ドイツ	3.69
アイルランド	3.07
カナダ	2.33
スウェーデン	1.99
韓国	1.58
スペイン	1.44
ベルギー	1.19
ニュージーランド	1.18
ケイマン諸島	1.12
国際機関	0.90
ルクセンブルグ	0.55
ジャージー	0.48
英領ヴァージン諸島	0.43
フィンランド	0.41
香港	0.38
チェコ共和国	0.33
デンマーク	0.26
バミューダ	0.21
ポルトガル	0.17
ガーンジー	0.17
ブラジル	0.16
メキシコ	0.16
スイス	0.11
合計	91.67

注記は当財務書類の一部である。

業種別分布表	(純資産に対する百分率 %)
国債および中央政府債	45.17
金融および持株会社	9.67
銀行および金融機関	9.21
モーゲージおよび貸付機関	9.15
石油	3.35
通信	1.91
エネルギー・水道	1.55
非分類会社	1.27
医薬品・化粧品・医療品	1.27
保険	1.19
国際機関	0.90
交通・運輸	0.77
ヘルスケア、社会事業	0.62
化学	0.61
各種サービス	0.58
電子工学・半導体	0.58
貴金属および宝石	0.57
鉱業・石炭・鋼鉄	0.53
電気装置・部品	0.47
小売り・百貨店	0.46
インターネット、ソフトウェア・ITサービス	0.41
自動車	0.32
農業・漁業	0.20
不動産	0.20
航空宇宙産業	0.19
食品・清涼飲料	0.15
建築業・資材	0.15
梱包業	0.15
たばこ・アルコール	0.07
投資信託	0.00
合計	91.67

注記は当財務書類の一部である。

フォーカス・シキャブ
財務書類に対する注記
2015年10月31日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のように要約される。

a) 純資産額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの投資証券クラスの投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、ルクセンブルグの法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、投資証券クラスに請求される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

単一の取引日におけるサブ・ファンドの全投資証券クラスの発行または買戻しの合計が純資本の流入または流出になる場合、それぞれのサブ・ファンドの純資産額は、それに伴い増加または減少することがある（いわゆるシングル・スイング・プライシング）。最大調整額は、投資証券の純資産価額の1%に達する。サブ・ファンドに発生する可能性のある見積取引費用および課税金ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積呼値スプレッドは考慮される。該当サブ・ファンドの投資証券数が純増する場合、調整は純資産額の増加を導く。投資証券数が純減する場合、調整は純資産額の減少となる。管理会社の取締役会は、各サブ・ファンドに関して限界値を設定することができる。これは、ファンドの純資産額または該当サブ・ファンドの通貨の絶対量に関して一取引日における純増/純減について設けられる。純資産価額は、当該限界値が取引日に越えられた場合にのみ、調整が行われる。

b) 評価原則

- 流動資産は、現金、預金、為替手形、要求払約束手形および売掛金、前払費用、現金配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息、いずれの形においても全額で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額を表すために適切と思われる控除が考慮された上で、評価額が決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。これらの証券、派生商品もしくはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該投資対象の主要市場である証券取引所における入手可能な最新の価格が適用される。

証券取引所における取引がごく僅かな証券、派生商品およびその他の資産で、証券トレーダー間に市場と一致する値付が行われる流通市場が存在する場合、本投資法人は証券、派生商品およびその他

の投資対象をそれらの価格に基づき評価できる。証券取引所に上場されていないが、定期的に運営され、認知され、公開されている他の規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象商品は、当該市場における入手可能な最終価格で評価される。

- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場でも取引されていない、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、本投資法人が誠実に選択するその他の原則に従って予想売買価格に基づき本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）は、独立の値付機関に基づき評価される。派生商品に利用可能である独立の値付機関が1社のみの場合、得られた評価の妥当性は、派生商品が由来する対象商品の市場価格に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算方法によって検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および/または集合投資事業（UCIs）の受益証券は、その最終純資産価額で評価される。特定のその他のUCITSおよび/またはUCIsの受益証券は、ポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立した、信頼できるサービス・プロバイダーによって提供される見積評価額（価値評価）に基づいて評価される。
- 証券取引所または公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの2要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、残余期間が最も近い金利が補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付に重大な変更がある場合には調整される。該当する注文日と該当する評価日の間にサブ・ファンドが得た利息収入は、該当するサブ・ファンドの資産の評価に含まれる。それ故、評価日における投資証券1口当たりの資産価格は、予定される利子所得を含む。
- 関連するサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける為替相場の仲値（売買相場の仲値）または、入手不能な場合は、当該通貨の最も代表的な市場におけるレートで評価される。
- 定期預金および信託投資資産は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社によって計算され、また別の外部サービス提供会社による第二の独立した評価も利用される。かかる計算は、流入および流出の両方のすべてのキャッシュ・フローの正味現在価値に基づいている。特定の場合に、（ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた）内部での算出額、および/またはブローカー・ステイトメントの評価を利用することもできる。評価方法は、各有価証券によって異なり、UBSグローバル評価方針に従って決定される。

特別な状況に起因して、上記の規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、誠実に純資産額の適切な評価を遂行するために他の一般に認められておりかつ精査が可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

これらの評価基準は、取引または価格設定モデルによる市場の相場、ならびにポートフォリオの評価時点でこれらの証券の公正価値を判断する際に信頼性があり、かつ適切であると取締役会が考えるブローカーの声明を含むその他のあらゆるソースに基づき、取締役会によって慎重に決定される。

特別な状況のもとで、さらなる評価は、当該日に限り行うことができる。これらの新評価は、爾後に発行もしくは買戻される投資証券について正式なものとなる。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

e) 証券売買実現純（損）益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

連結財務書類は、ユーロで表示される。本投資法人の2014年10月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目を以下の為替レートでユーロに換算した金額の合計に等しい。

以下の為替レートが、2015年10月31日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ	=	1.088909	スイスフラン
1 ユーロ	=	0.715262	英ポンド
1 ユーロ	=	1.104650	米ドル

償還または併合したサブ・ファンドの連結財務書類に使用された為替レートは、償還日または併合日の為替レートである。

i) モーゲージ担保证券

本投資法人はその投資方針に従い、「モーゲージ担保证券」に投資することができる。「モーゲージ担保证券」は、証券の形態に統合されたモーゲージ・プールへの参加を意味するものである。対象モーゲージに係る元本および利息の支払いは、モーゲージ担保证券の保有者にパススルーされ、そのうちの元本部分により証券のコスト・ベースが減少する。元本および利息の支払いは、米国の準政府機関により保証されることがある。利益または損失は、各元本に対する支払いがある都度計算される。この利益または損失は、運用計算書の「有価証券の売却に係る実現純利益または損失」に計上されている。さら

に、対象モーゲージの期限前返済により証券の残存期間が短縮することがあり、それにより本投資法人の予想利回りが影響を受けることがある。

「モーゲージ担保证券」について、証券の額面価格に適用されるべき要因が、評価日現在 1 つ以上である場合、財務書類に表示される額面価格はこの要因を反映するよう調整される。その他の場合、表示される額面価格は、1 要因についての影響を反映する。

j) 債券関連TBA金融先物

TBAポジションとは、モーゲージ・プール（ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディ・マック）からの証券が、将来日において定められた価格で取得される場合のモーゲージ・バック証券市場に係る一般的な取引慣行のことをいう。かかる証券の正確な構成については購入時点では知ることは出来ないが、その主な特性についてはすでに定義されている。現時点で価格も設定されているものの、額面価格についてはまだ明確に設定されていない。

TBAポジションは、「金融先物に係る未実現（損）益」に含まれている（注 1）。

2015年10月31日現在、サブ・ファンドのTBAポジションの評価額は、以下のとおりである。

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド	16,223,602.05 米ドル
------------------------	-------------------

k) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

1) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

m) スワップ

本投資法人は、その分野の取引において専門性を持つ一流金融機関を相手方として、金利スワップ契約、金利スワップションに係る先渡しレート契約、およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書の「スワップに係る未実現評価（損）益」の変動の項目に含まれる。

手じまいまたは満期到来により生じたスワップに係る損益は、運用計算書の「スワップに係る実現（損）益」に計上される。

注2 - 報酬

本投資法人は、以下の表に表示されるように、サブ・ファンドおよび投資証券クラスの平均純資産額で計算される各サブ・ファンドおよび投資証券クラスの月次定率報酬を支払う。

フォーカス・シキャブ		上限定率報酬	
- グローバル・ボンド	クラスカナダドル・ヘッジ F - a c c	2.00%	
- グローバル・ボンド	クラススイスフラン・ヘッジ F - a c c	2.00%	
- グローバル・ボンド	クラスユーロ・ヘッジ F - a c c	2.00%	
- グローバル・ボンド	クラスユーロ・ヘッジ F - U K d i s t	2.00%	
- グローバル・ボンド	クラス英ポンド・ヘッジ F - a c c	2.00%	
- グローバル・ボンド	クラス英ポンド・ヘッジ F - U K d i s t	2.00%	
- グローバル・ボンド	クラス米ドル F - a c c	2.00%	
- グローバル・ボンド	クラス F - U K d i s t	2.00%	
フォーカス・シキャブ		実効定率報酬	
		2013年10月31日	2014年10月31日
- グローバル・ボンド	クラスカナダドル・ヘッジ F - a c c	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラススイスフラン・ヘッジ F - a c c	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラスユーロ・ヘッジ F - a c c	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラスユーロ・ヘッジ F - U K d i s t	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラス英ポンド・ヘッジ F - a c c	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラス英ポンド・ヘッジ F - U K d i s t	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラス米ドル F - a c c	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド	クラス F - U K d i s t	0.20%	0.20%

定率報酬は、当報告期間中に変更された。詳細については、上記の表を参照のこと。

上記の報酬から、本投資法人は、本投資法人資産の管理事務、ポートフォリオ運用および安全保管ならびに以下を含む各サブ・ファンドの販売業務に関連して生じる一切の費用を負担する。

- ルクセンブルグ内外での本投資法人の認可および監督に係る年間手数料および費用
- 監督官庁によるその他の請求額
- 定款、目論見書、年次報告書および半期報告書の印刷費

- 投資主に対する公告価格および通知の公告
- ルクセンブルグ内外での本投資法人の上場および販売に関連して発生する費用
- 本投資法人資産の安全保管、支払の取扱およびルクセンブルグの2010年12月17日法（改訂済）に従い要求されるその他の業務に係るカストディアンの手数料および費用
- 投資主に対する配当の支払に関する手数料および費用
- 監査報酬

販売手数料は、運用手数料から本投資法人の販売会社および資産運用会社に支払われる。

2015年4月1日以降、以下の規則が、上記の各規定に取って代わった。

1. 本投資法人の運用、ポートフォリオの管理および販売（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、支払取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されているその他一切の職務等）に関して、管理会社は、本投資法人の資産から、本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬を受領する。当該報酬は、純資産の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率料率）。
2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加費用を含まない。
 - a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値スプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
 - c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの事務管理に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われ、かつ法律によって許可される一切のその他の報酬。
 - d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む）。
 - f) 本投資法人の法的文書に関するコスト（目論見書、KIID、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト（該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む）。
 - h) 本投資法人による議決権または債権者の権利により生じた費用（外部顧問報酬を含む）。
 - i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
 - j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。

k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を本投資法人の資産に対して請求できる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、当該コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用比率（TER）の開示において考慮される。

3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

保管受託銀行、管理事務代行会社および本投資法人は、投資者の利益のためこれらが行う特別手配に係る費用の払戻しを受ける権利を有するが、かかる費用は本投資法人に対し直接請求されることもある。

定率管理報酬を有していない他のファンドのプロバイダーの報酬規定との一般的な比較可能性の目的のために、管理報酬の上限は、定率管理報酬の80%で設定している。

本投資法人はまた、本投資法人資産の管理事務に関連して生じる一切の取引費用（市場に沿ったブローカー手数料、報酬、税金等）も負担する。

本投資法人の収益および資産に対し課せられる一切の税金、特に年次税（"taxe d'abonnement"）（申込み税）は、これもまた本投資法人が負担する。

個々のサブ・ファンドに割当てられる費用はすべて、当該サブ・ファンドに請求される。投資証券クラスに割当てられる費用は、当該投資証券クラスに請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンド/投資証券クラスに関連する場合には、これらの費用について当該サブ・ファンド/投資証券がその純資産額に比例して負担する。

その投資方針の条項に従ってその他の投資信託（UCIsまたはUCITS）に投資するサブ・ファンドの場合、当該対象ファンドおよびサブ・ファンドの両段階で支払が生じる。

注3 - 年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の本投資法人の純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税、または幾つかの投資証券クラスに関して年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている本投資法人の資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4 - その他の収益

関連取引に関しサブ・ファンドが支出する平均的な報酬（仲介手数料、証券取引所報酬／手数料等）は、純資産価額ベースで、投資家に対して請求されることがある。かかる収益はサブ・ファンドにとって有利となり、運用計算書において「その他の収益」として計上される。その他の収益は、主にシングル・スイング・プライシングから生じた収益で構成される。

注5 - 収益の分配

当該サブ・ファンドの投資主総会は、取締役会の提案によりサブ・ファンドの年次決算の終了後に、各サブ・ファンドおよび／または投資証券クラスから分配を行うかおよび支払われる分配金の程度を決定する。本投資法人の純資産額が法律に規定されている最低額を下回る場合には、分配の支払は行われない。分配が行われる場合、支払は年度末後4ヶ月以内に行われる。

取締役会は、中間分配金を支払い、また分配金支払を停止する権限を有している。

注6 - 金融先物契約およびスワップ契約

2015年10月31日現在、サブ・ファンドごとの金融先物契約、オプションおよびスワップ契約ならびに関連する通貨は、以下のように要約される。

a) 金融先物

フォーカス・シキャブ	債券に係る金融先物 (購入)	債券に係る金融先物 (売却)
- グローバル・ボンド	85,535,229.04米ドル*	109,277,508.44米ドル

* TBAにかかる契約金額は、16,223,602.05米ドルである。

フォーカス・シキャブ	指数に係る金融先物 (購入)	指数に係る金融先物 (売却)
本サブ・ファンドは該当していない。		

b) オプション

フォーカス・シキャブ	指数に係るオプション、 クラシック・スタイル (購入)	指数に係るオプション、 クラシック・スタイル (売却)
本サブ・ファンドは該当していない。		

c) スワップ

フォーカス・シキャブ	クレジット・デフォルト・ スワップ (購入)	クレジット・デフォルト・ スワップ (売却)
- グローバル・ボンド	74,072,306.34米ドル	8,713,834.90米ドル
フォーカス・シキャブ	金利スワップ (購入)	金利スワップ (売却)
本サブ・ファンドは該当していない。		

注7 - 総費用比率（TER）

この比率は、スイス・ファンド資産運用協会（SFAMA）の「TERの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヶ月のTERは、以下のとおりである。

フォーカス・シキャブ	総費用比率（TER）
- グローバル・ボンド クラスカナダドル・ヘッジF - a c c	0.17%
- グローバル・ボンド クラススイスフラン・ヘッジF - a c c	0.21%
- グローバル・ボンド クラスユーロ・ヘッジF - a c c	0.21%
- グローバル・ボンド クラスユーロ・ヘッジF - U K d i s t	0.22%
- グローバル・ボンド クラス英ポンド・ヘッジF - a c c	0.21%
- グローバル・ボンド クラス英ポンド・ヘッジF - U K d i s t	0.22%
- グローバル・ボンド クラス米ドルF - a c c	0.21%
- グローバル・ボンド クラスF - U K d i s t	0.22%

運用が12ヶ月未満の投資証券クラスのTERは、年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

定率報酬は、当報告期間中に変更された。詳細については、注2を参照のこと。

注8 - 償還

以下のサブ・ファンドが、2014年11月27日付で償還された。

フォーカス・シキャブ・ソブリン・ロング・ターム・ボンド（英ポンド）

フォーカス・シキャブ・ソブリン・ショート・ターム・ボンド（英ポンド）

注9 - 取引費用

取引費用には、会計年度中に発生した売買委託手数料、印紙税、地方税およびその他海外での費用が含まれる。取引手数料は、購入および売却証券の費用に含まれる。

2015年10月31日に終了した会計年度に、ファンドは、投資有価証券の購入売却および類似取引に関する取引費用を、以下のように負担した。

フォーカス・シキャブ	取引費用
- グローバル・ボンド	33,273.55 米ドル

注10 - 併合

以下の併合が発生した。

サブ・ファンド	以下に併合	日付
UBS (Lux) SIF・シキャブ1	フォーカス・シキャブ	
- グローバル・エクイティ・	- グローバル・エクイティ・	2014年12月3日
ストラテジー・ファンドI	ストラテジー（米ドル）	
フォーカス・シキャブ	UBS (Lux) ボンド・シキャブ	2015年8月25日
- コンバート・グローバル	- コンバート・グローバル（ユーロ）	

注11 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、本投資法人およびカストディアンとの間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、本投資法人および／またはカストディアンは、本投資法人投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らを服することを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資主に対して投資証券が販売される場合、管理会社および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、管理会社および保管受託銀行によって承認されたもの）に自らが拘束されるものと認めることができる。

注12 - OTC派生商品および貸付証券

本投資法人がOTC（店頭）取引を締結する場合、OTC相手先の信用度に関連するリスクに晒される可能性がある。本投資法人が、先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結したり、またはその他のデリバティブ技法を利用する時に、特定もしくは多数の契約の下でOTC相手先が義務を果たさない（または履行できない）というリスクを被る。取引相手方リスクは、保証金を預託することによって軽減できる。本投資法人が、適用契約に従って保証金を負担する場合、かかる保証金は本投資法人のために保管受託銀行／カストディアンによって保護預かりにされる。OTC相手方、保管受託銀行またはサブ・カストディアン／コルレス銀行のネットワーク内での破産および支払不能の事態またはその他の信用事由の発生が、保証金に関連する本投資法人の権利または承認の遅滞や制約または消滅を生じさせる可能性がある。かかる債務に充当するためにそれまで利用可能であった保証金を有していたにも関わらず、OTC取引の枠組みにおいて、本投資法人がその債務の履行を強いられることがある。

本投資法人は、第三者にファンドの組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付は、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介を通して、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。貸付証券の収益および費用は、運用計算書に別個に計上される。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付証券から構成される。

以下のサブ・ファンドのOTC派生商品は、担保を有していない代わりにマージン勘定を有する。

OTC派生商品*

サブ・ファンド

取引相手方	時価	担保
フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド		
パークレイズ	- 833,788.21米ドル	- 米ドル
シティバンク	- 32,088.37米ドル	- 米ドル
クレディ・スイス	984.38米ドル	- 米ドル
ゴールドマン・サックス	- 307,659.17米ドル	- 米ドル
JPモルガン	- 572,451.52米ドル	- 米ドル
メリル・リンチ	- 9,342.84米ドル	- 米ドル
モルガン・スタンレー	- 692.29米ドル	- 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	- 3,224,526.05米ドル	- 米ドル
ウェルズ・ファーゴ	3,462.35米ドル	- 米ドル

*公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

貸付有価証券

2015年10月31日現在の貸付有価証券からの 取引相手方エクスポージャー			2015年10月31日現在の 担保の内訳（％）		
フォーカス・シキャブ	貸付有価証券の時価	担保 （ユービーエス・ エイ・ジー）	株式	債券	現金
- グローバル・ボンド	224,578,704.21 米ドル	241,941,496.86 米ドル	44.38	55.62	0.00

【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

【投資有価証券明細表等】

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

2015年10月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
アセット・バック証券、変動利付債			
ユーロ			
EUR CADOGAN SQUARE CLO-REG-S-SUB 6M LIBOR+40BP 06-12.08.22	600 000.00	651 655.13	0.09
EUR PULS CDO PLC-REG-S-SUB 3M EURIBOR+100BP 07-24.07.16	650 000.00	71.80	0.00
ユーロ合計		651 726.93	0.09
アセット・バック証券、変動利付債合計		651 726.93	0.09
ノート、固定利付債			
ユーロ			
EUR BACARDI LTD-REG-S 2.75000% 13-03.07.23	1 310 000.00	1 545 160.89	0.21
EUR BAGGOT SECURITIES LTD-REG-S 10.24000% 13-PRP	585 000.00	653 225.28	0.09
EUR DRESDNER BANK LUXEMBOURG SA-SUB 6.25000% 01-26.02.16	1 435 000.00	1 608 284.57	0.21
EUR PETROBRAS GLOBAL FINANCE BV 3.25000% 12-01.04.19	2 075 000.00	1 907 801.24	0.25
EUR STATE GRID EUROPE DEVELOPMENT-REG-S 1.50000% 15-26.01.22	1 175 000.00	1 266 111.72	0.17
ユーロ合計		6 980 583.70	0.93
英ポンド			
GBP PGH CAPITAL LTD-SUB 6.62500% 15-18.12.25	800 000.00	1 241 561.69	0.16
英ポンド合計		1 241 561.69	0.16
米ドル			
USD ACTAVIS FUNDING SCS 4.75000% 15-15.03.45	1 010 000.00	965 875.12	0.13
USD APT PIPELINES LTD-REG-S 4.20000% 15-23.03.25	1 640 000.00	1 583 797.20	0.21
USD CENTRICA PLC-144A 5.37500% 13-16.10.43	770 000.00	773 850.00	0.10
USD CF INDUSTRIES INC 5.15000% 14-15.03.34	1 560 000.00	1 537 303.56	0.20
USD CNPC GENERAL CAPITAL LTD-REG-S 3.40000% 13-16.04.23	710 000.00	692 754.10	0.09
USD CVS HEALTH CORP 5.12500% 15-20.07.45	2 165 000.00	2 321 064.03	0.31
USD ENERGY TRANSFER PARTNERS LP 6.05000% 11-01.06.41	1 110 000.00	989 008.89	0.13
USD FREEPORT MCMORAN COPPER & GOLD INC 3.55000% 12-01.03.22	1 680 000.00	1 338 120.00	0.18
USD FREEPORT-MCMORAN/ FCX OIL & GAS LLC 6.50000% 12-15.11.20	572 000.00	518 375.00	0.07
USD IMPERIAL TOBACCO FINANCE PLC-144A 2.95000% 15-21.07.20	1 255 000.00	1 261 006.43	0.17
USD JOHNSON CONTROLS INC 4.95000% 14-02.07.64	615 000.00	527 799.76	0.07
USD JP MORGAN CHASE & CO-SUB 3.87500% 14-10.09.24	1 105 000.00	1 103 823.18	0.15
USD JP MORGAN CHASE & CO 2.25000% 15-23.01.20	3 745 000.00	3 715 399.52	0.49
USD KINDER MORGAN ENERGY PARTNERS LP 3.50000% 14-01.03.21	2 550 000.00	2 415 997.50	0.32
USD KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 2.62500% 12-25.01.22	4 900 000.00	5 089 321.30	0.67
USD MEDTRONIC INC 4.00000% 13-01.04.43	765 000.00	734 234.00	0.10
USD NEXEN INC 6.40000% 07-15.05.37	1 670 000.00	1 950 451.45	0.26
USD PERRIGO CO 4.00000% 14-15.11.23	855 000.00	839 359.49	0.11
USD PFIZER INC 5.20000% 15-12.08.20	2 040 000.00	2 300 977.20	0.30
USD REYNOLDS AMERICAN INC 5.70000% 15-15.08.35	520 000.00	568 842.04	0.08
USD SINOPEC CAPITAL 2013 LTD-REG-S 3.12500% 13-24.04.23	2 650 000.00	2 543 602.50	0.34
USD SWEDBANK MORTGAGE AB-REG-S 2.37500% 12-05.04.17	4 230 000.00	4 303 813.50	0.57
USD SWEDISH EXPORT CREDIT CORP 1.12500% 13-05.04.18	2 160 000.00	2 157 375.60	0.29
USD THERMO FISHER SCIENTIFIC INC 2.40000% 13-01.02.19	1 760 000.00	1 772 821.60	0.23
USD TRANSOCEAN INC 6.50000% 10-15.11.20	8 030 000.00	6 430 745.20	0.85

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
USD VALERO ENERGY CORP 6.62500% 07-15.06.37	690 000.00	763 251.78	0.10
USD WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC 3.80000% 14-18.11.24	1 645 000.00	1 632 670.73	0.22
USD XLIT LTD 5.25000% 13-15.12.43	605 000.00	638 283.47	0.08
USD ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC 4.45000% 15-15.08.45	1 645 000.00	1 556 679.95	0.21
米ドル合計		53 026 604.10	7.03
ノート、固定利付債合計		61 248 749.49	8.12
ノート、変動利付債			
英ポンド			
GBP LIVERPOOL VICTORIA FRIENDLY-REG-S-SUB 6.500%/VAR 13-22.05.43	970 000.00	1 472 870.50	0.19
英ポンド合計		1 472 870.50	0.19
米ドル			
USD ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 5.625%/VAR 14-PRP	1 205 000.00	1 190 841.25	0.16
USD ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC-SUB 7.500%/VAR 15-PRP	1 350 000.00	1 397 250.00	0.18
米ドル合計		2 588 091.25	0.34
ノート、変動利付債合計		4 060 961.75	0.53
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債			
豪ドル			
AUD EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.12500% 07-23.01.17	7 240 000.00	5 410 785.11	0.72
豪ドル合計		5 410 785.11	0.72
ユーロ			
EUR 2I RETE GAS SPA-REG-S 1.12500% 14-02.01.20	1 000 000.00	1 107 632.56	0.15
EUR ACHMEA BV 2.50000% 13-19.11.20	2 375 000.00	2 776 260.24	0.37
EUR AURIZON NETWORK PTY LTD-REG-S 2.00000% 14-18.09.24	2 140 000.00	2 276 839.40	0.30
EUR AUSTRALIA PACIFIC AIR MELBOUNRE-REG-S 1.75000% 14-15.10.24	1 173 000.00	1 289 495.96	0.17
EUR BANK OF AMERICA CORP-REG-S 1.37500% 14-10.09.21	1 380 000.00	1 532 283.00	0.20
EUR BBVA SENIOR FINANCE SA 3.25000% 13-21.03.16	400 000.00	447 016.50	0.06
EUR CANAL DE ISABEL II GESTION SA-REG-S 1.68000% 15-26.02.25	600 000.00	635 854.22	0.08
EUR CELLNEX TELECOM SAU-REG-S 3.12500% 15-27.07.22	1 200 000.00	1 292 957.47	0.17
EUR CNH INDUSTRIAL FINANCE EUROPE SA-REG-S 2.75000% 14-18.03.19	950 000.00	1 034 075.03	0.14
EUR COCA-COLA HBC FINANCE BV 2.37500% 13-18.06.20	1 860 000.00	2 170 161.37	0.29

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 (注1)	純資産 比率 (%)
EUR EDP FINANCE BV-REG-S 2.00000% 15-22.04.25	790 000.00	817 380.90	0.11
EUR ELENIA FINANCE OYJ-REG-S 2.87500% 13-17.12.20	1 240 000.00	1 464 211.37	0.19
EUR FGA CAPITAL IRELAND PLC-REG-S 2.62500% 14-17.04.19	1 320 000.00	1 506 650.25	0.20
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC-REG-S 1.37500% 15-26.07.22	1 985 000.00	2 175 736.60	0.29
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S 4.37500% 12-15.10.19	400 000.00	499 655.29	0.07
EUR JEFFERIES GROUP INC-REG-S 2.37500% 14-20.05.20	650 000.00	699 023.62	0.09
EUR NET4GAS SRO-REG-S 2.50000% 14-28.07.21	2 150 000.00	2 465 128.65	0.33
EUR NOMURA EUROPE FINANCE NV-REG-S 1.50000% 14-12.05.21	1 400 000.00	1 544 143.84	0.20
EUR ORIGIN ENERGY FINANCE LTD-REG-S 2.50000% 13-23.10.20	2 170 000.00	2 315 469.57	0.31
EUR PGE SWEDEN AB-REG-S 1.62500% 14-09.06.19	650 000.00	722 711.18	0.09
EUR PRINCIPAL FINANCIAL GLOBAL FDG II LLC 4.50000% 07-26.01.17	900 000.00	1 041 587.74	0.14
EUR REDEXIS GAS FINANCE BV-REG-S 2.75000% 14-08.04.21	1 395 000.00	1 635 973.18	0.22
EUR REDEXIS GAS FINANCE BV-REG-S 1.87500% 15-27.04.27	2 690 000.00	2 649 188.97	0.35
EUR REN FINANCE B V-REG-S 4.75000% 13-16.10.20	2 015 000.00	2 573 951.26	0.34
EUR REN FINANCE B V-REG-S 2.50000% 15-12.02.25	320 000.00	354 866.60	0.05
EUR SANTANDER INTERNATIONAL DEBT SA 1.37500% 14-25.03.17	1 200 000.00	1 343 090.92	0.18
EUR SKY PLC-REG-S 2.50000% 14-15.09.26	1 185 000.00	1 349 916.82	0.18
EUR SNS BANK NV 2.12500% 12-30.08.17	1 460 000.00	1 676 123.22	0.22
EUR TDC A/S-REG-S 1.75000% 15-27.02.27	650 000.00	623 243.53	0.08
EUR TELECOM ITALIA SPA-REG-S 3.25000% 15-16.01.23	825 000.00	945 693.62	0.12
EUR TEOLLISUUDEN VOIMA OY 4.62500% 12-04.02.19	805 000.00	961 156.35	0.13
EUR TEOLLISUUDEN VOIMA OY REG-S 2.50000% 14-17.03.21	600 000.00	654 591.29	0.09
EUR TESCO CORPORATE TREASURY SERVICES PLC 2.12500% 13-12.11.20	760 000.00	826 789.88	0.11
EUR TRANSURBAN FINANCE CO PTY LTD 1.87500% 14-16.09.24	600 000.00	652 523.39	0.09
ユーロ合計		46 061 383.79	6.11
英ポンド			
GBP AA BOND CO LTD-REG-S 4.72010% 13-02.07.43	1 670 000.00	2 701 141.70	0.36
GBP ABN AMRO BANK NV 4.87500% 12-16.01.19	850 000.00	1 425 307.45	0.19
GBP ARQIVA FINANCE PLC-REG-S 4.04000% 13-30.06.20	880 000.00	1 418 313.96	0.19
GBP ARQIVA FINANCING PLC-REG-S 4.88200% 13-31.12.32	1 230 000.00	2 041 627.00	0.27
GBP GATWICK FUNDING LTD 5.25000% 12-23.01.24	530 000.00	926 872.89	0.12
GBP SOUTHERN GAS NETWORKS PLC-REG-S 2.50000% 15-03.02.25	470 000.00	687 549.43	0.09
GBP VERIZON COMMUNICATIONS INC 4.75000% 14-17.02.34	410 000.00	665 510.07	0.09
GBP VIRGIN MEDIA SECURE FIN PLC-REG-S 5.12500% 28.01.15-15.01.25	460 000.00	682 007.04	0.09
英ポンド合計		10 548 329.54	1.40
米ドル			
USD AIA GROUP LTD-REG-S 1.75000% 13-13.03.18	1 960 000.00	1 945 260.80	0.26
USD EUROPEAN INVESTMNT BANK-REG-S 2.12500% 12-15.03.19	1 315 000.00	1 347 322.70	0.18
USD MORGAN STANLEY-SUB 4.35000% 14-08.09.26	2 060 000.00	2 089 748.46	0.28
USD NRW.BANK-REG-S 2.12500% 12-09.02.17	6 250 000.00	6 353 550.00	0.84
USD PRUDENTIAL FINANCIAL INC 4.60000% 14-15.05.44	1 980 000.00	2 010 282.12	0.26
米ドル合計		13 746 164.08	1.82
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債合計		75 766 662.52	10.05
ミディアム・ターム・ノート、変動利付債			
ユーロ			
EUR ACHMEA BV-REG-S-SUB 4.250%/3M EURIBOR+455BP 15-PRP	1 395 000.00	1 446 231.47	0.19
EUR CITIGROUP INC-SUB 4.750%/3M EURIBOR+74BP 07-31.05.17	600 000.00	660 635.93	0.09
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 4.125%/VAR 14-PRP	1 600 000.00	1 784 106.96	0.24
EUR GAS NETWORKS IRELAND-REG-S 3.625%/RATING LINKED 12-04.12.17	530 000.00	624 421.31	0.08
EUR NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD-REG-S-SUB 2.000%/VAR 14-12.11.24	1 900 000.00	2 060 867.07	0.27
EUR SANTOS FIN LTD-SUB 8.250%/3M EURIBOR+685.1BP 10-22.09.70	1 760 000.00	1 996 949.16	0.27
EUR TOTAL SA-REG-S-SUB 2.625%/VAR 15-PRP	900 000.00	916 439.73	0.12
EUR UBS AG-REG-S-SUB 4.750%/VAR 14-12.02.26	685 000.00	809 865.09	0.11
ユーロ合計		10 299 516.72	1.37

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
英ポンド			
GBP AXA SA-SUB 6.66660%/3M LIBOR+250BP 06-PRP	1 188 000.00	1 861 919.80	0.24
GBP BELFIUS FINANCING CO-SUB 5.875%/3M LIBOR+70BP 07-09.02.17	1 275 000.00	1 944 496.13	0.26
英ポンド合計		3 806 415.93	0.50
米ドル			
USD ABN AMRO BANK NV-SUB 6.25000% 12-13.09.22	1 950 000.00	2 059 648.50	0.27
USD CREDIT SUISSE GROUP GUERNS-REG-S-SUB 7.875%/VAR 11-24.02.41	1 255 000.00	1 300 782.40	0.17
USD STANDARD CHARTERED-REG-S-SUB 4.000%/H15T5Y+335BP 12-12.07.22	1 980 000.00	2 002 413.60	0.27
米ドル合計		5 362 844.50	0.71
メディアム・ターム・ノート、変動利付債合計		19 468 777.15	2.58
債券、固定利付債			
豪ドル			
AUD AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	34 420 000.00	24 937 827.28	3.31
豪ドル合計		24 937 827.28	3.31
カナダドル			
CAD CANADA, GOVERNMENT 1.75000% 13-01.03.19	4 830 000.00	3 824 063.27	0.51
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.50000% 13-01.06.24	4 330 000.00	3 590 682.95	0.47
CAD CANADA, GOVERNMENT 3.50000% 11-01.12.45	4 930 000.00	4 739 522.30	0.63
カナダドル合計		12 154 268.52	1.61
ユーロ			
EUR AIGUES DE BARCELONA FINANCE SAU-REG-S 1.94400% 14-15.09.21	925 000.00	1 033 061.50	0.14
EUR ALBEMARLE CORPORATION-REG-S 1.87500% 14-08.12.21	1 415 000.00	1 506 246.17	0.20
EUR AON PLC 2.87500% 14-14.05.26	615 000.00	708 184.98	0.09
EUR BAO-TRANS ENTERPRISES LTD REG-S 1.62500% 15-23.02.18	840 000.00	922 338.56	0.12
EUR BELGIUM, KINGDOM OF-144A-REG-S 2.60000% 14-22.06.24	6 945 000.00	8 942 243.38	1.19
EUR BHARTI AIRTEL INTL NETHERLANDS BV-REG-S 4.00000% 13-10.12.18	1 860 000.00	2 187 543.70	0.29

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 比率 （%）
EUR CDP RETI SPA-REG-S 1.87500% 15-29.05.22	1 730 000.00	1 921 306.81	0.25
EUR ECOLAB INC 2.62500% 15-08.07.25	885 000.00	1 038 579.34	0.14
EUR EI TOWERS SPA 3.87500% 13-26.04.18	740 000.00	869 847.14	0.12
EUR FRANCE, REPUBLIC OF OAT 2.25000% 12-25.10.22	8 540 000.00	10 670 470.51	1.41
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT 1.75000% 14-25.11.24	10 270 000.00	12 406 624.61	1.64
EUR GENERAL ELECTRIC CO 1.87500% 15-28.05.27	1 350 000.00	1 518 702.09	0.20
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 3.25000% 10-04.07.42	9 360 000.00	15 195 998.42	2.01
EUR IRELAND 3.40000% 14-18.03.24	10 730 000.00	14 176 061.82	1.88
EUR IRELAND, REPUBLIC OF-REG-S 2.00000% 15-18.02.45	2 760 000.00	2 977 491.28	0.39
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 4.75000% 08-01.08.23	3 980 000.00	5 538 279.87	0.73
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 5.00000% 09-01.03.25	9 270 000.00	13 374 089.79	1.77
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 5.50000% 12-01.09.22	20 200 000.00	28 861 952.76	3.83
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 2.50000% 14-01.05.19	8 350 000.00	9 936 368.17	1.32
EUR MERCK & CO INC 1.87500% 14-15.10.26	1 145 000.00	1 306 234.59	0.17
EUR MERCK KGAA-REG-S-SUB 3.375%/STEP 14-12.12.74	1 110 000.00	1 221 894.46	0.16
EUR MONDELEZ INTERNATIONAL INC 2.37500% 13-26.01.21	1 000 000.00	1 169 040.05	0.17
EUR MPT OPERATING PARTNERSHIP LP/FIN CORP 4.00000% 15-19.08.22	2 650 000.00	2 958 791.22	0.39
EUR NETHERLANDS, KINGDOM OF THE-144A-REG-S 1.75000% 13-15.07.23	10 680 000.00	13 024 028.97	1.73
EUR NUMERICABLE GROUP SA-REG-S 5.37500% 14-15.05.22	430 000.00	490 023.73	0.05
EUR PRICELINE.COM INC-REG-S 2.37500% 14-23.09.24	1 260 000.00	1 402 451.04	0.19
EUR SPAIN, KINGDOM OF-REG-S 1.60000% 15-30.04.25	3 690 000.00	4 077 381.35	0.54
EUR TA MANUFACTURING LTD-REG-S 3.62500% 15-15.04.23	1 340 000.00	1 407 329.62	0.19
EUR TDF INFRASTRUCTURE SAS 2.87500% 15-19.10.22	1 300 000.00	1 460 141.84	0.19
ユーロ合計		162 302 707.77	21.50
英ポンド			
GBP BUPA FINANCE PLC 3.37500% 14-17.06.21	685 000.00	1 079 685.87	0.14
GBP BUPA FINANCE PLC-REG-S-SUB 5.00000% 13-25.04.23	410 000.00	642 790.71	0.09
GBP NORTHERN GAS NETWORKS FINANCE PLC 5.87500% 09-08.07.19	850 000.00	1 482 398.52	0.20
GBP SCOTTISH WIDOWS PLC-REG-S-SUB 5.50000% 13-16.06.23	480 000.00	766 190.43	0.10
GBP TRAVIS PERKINS PLC-REG-S 4.375% 14-15.09.21	730 000.00	1 137 186.66	0.15
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 4.25000% 06-07.12.27	1 820 000.00	3 475 001.93	0.46
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 4.00000% 09-22.01.60	3 890 000.00	8 407 798.54	1.12
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 3.25000% 12-22.01.44	3 380 000.00	5 882 499.14	0.78
GBP UNITED KINGDOM TREASURY GILT 1.75000% 13-22.07.19	13 360 000.00	21 140 760.33	2.80
GBP WALES & WEST UTILITIES FINANCE PLC 6.25000% 09-30.11.21	300 000.00	553 560.84	0.07
英ポンド合計		44 567 872.97	5.91
日本円			
JPY JAPAN 1.70000% 14-20.09.44	950 000 000.00	8 554 526.69	1.14
JPY JAPAN 2.10000% 09-20.12.29	920 000 000.00	9 142 592.99	1.21
JPY JAPAN 2.30000% 05-20.06.35	1 895 000 000.00	19 152 259.12	2.54
日本円合計		36 849 378.80	4.89
韓国ウォン			
KRW KOREA, REPUBLIC OF 5.75000% 08-10.09.18	12 200 000 000.00	11 898 276.43	1.58
韓国ウォン合計		11 898 276.43	1.58
ニュージーランドドル			
NZD NEW ZEALAND 3.00000% 13-15.04.20	13 045 000.00	8 920 070.00	1.19
ニュージーランドドル合計		8 920 070.00	1.19
スウェーデンクローネ			
SEK SWEDEN, KINGDOM OF 1.50000% 11-13.11.23	34 240 000.00	4 359 002.28	0.58
スウェーデンクローネ合計		4 359 002.28	0.58
米ドル			
USD BARCLAYS PLC-REG-S 2.25000% 12-10.05.17	3 360 000.00	3 413 928.00	0.46
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC-SUB 5.15000% 15-22.05.45	1 600 000.00	1 606 052.80	0.21
米ドル合計		5 019 980.80	0.67
債券、固定利付債合計		311 009 384.85	41.24

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
債券、変動利付債			
ユーロ			
EUR ABN AMRO BANK NV-REG-S-SUB 5.750%/VAR 15-PRP	1 300 000.00	1 436 102.44	0.19
EUR AMERICA MOVIL SAB DE CV-REG-S-SUB 5.12500% 13-06.09.73	1 060 000.00	1 230 728.34	0.16
EUR BANCO SANTANDER SA-REG-S-SUB 6.250%/VAR 14-PRP	700 000.00	753 652.98	0.10
EUR BANK OF IRELAND-REG-S-SUB 7.375%/VAR 15-PRP	335 000.00	382 943.16	0.05
EUR BARCLAYS PLC-SUB 6.500%/VAR 14-PRP	725 000.00	807 094.02	0.11
EUR DEUTSCHE ANNINGTON FIN BV-REG-S-SUB 4.000%/VAR 14-PRP	1 400 000.00	1 516 275.74	0.20
EUR DONG ENERGY A/S-REG-S-SUB 3.000%/VAR 15-06.11.3015	1 220 000.00	1 309 897.73	0.17
EUR FINANCIERE QUICK SAS-REG-S 3M EURIBOR+750BP 14-15.10.19	1 545 000.00	1 389 582.31	0.19
EUR GDF SUEZ-SUB 4.750%/VAR 13-PRP	2 800 000.00	3 306 654.89	0.44
EUR RABOBANK NEDERLAND NV REG-S-SUB 2.500%/VAR 14-26.05.26	500 000.00	555 870.92	0.07
EUR RABOBANK NEDERLAND NV REG-S 5.500%/VAR 15-PRP	3 775 000.00	4 196 366.79	0.56
EUR REXAM PLC-SUB 6.75000%/VAR 07-29.06.67	1 020 000.00	1 130 021.83	0.15
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 4.200%/VAR 14-PRP	1 100 000.00	1 225 990.28	0.16
ユーロ合計		19 241 181.43	2.55
英ポンド			
GBP CENTRICA PLC-REG-S-SUB 5.250%/VAR 15-10.04.75	840 000.00	1 273 918.74	0.17
GBP COVENTRY BUILDING SOCIETY-REG-S-SUB 6.375% 14-PRP	1 030 000.00	1 528 741.17	0.20
GBP J SAINSBURY PLC-REG-S-SUB 6.500%/VAR 15-PRP	750 000.00	1 171 828.95	0.16
GBP ORANGE SA-REG-S-SUB 5.875%/VAR 14-PRP	875 000.00	1 379 552.67	0.18
GBP VIRGIN MONEY HOLDINGS UK-REG-S-SUB 7.875%/VAR 14-PRP	665 000.00	1 035 385.99	0.14
英ポンド合計		6 389 427.52	0.85

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
米ドル			
USD AQUARIUS+INV FOR SWISS REIN-REG-S-SUB 6.375%/VAR 13-01.09.24	700 000.00	725 081.00	0.10
USD HSBC FINANCE CAPITAL TRUST IX 5.911%/VAR 05-30.11.35	2 100 000.00	2 102 100.00	0.28
USD QBE INSURANCE GROUP LTD-REG-S-SUB 6.750%/VAR 14-02.12.44	2 595 000.00	2 717 691.60	0.36
USD SVENSKA HANDELSBANKEN AB-REG-S-SUB 5.250%/VAR 15-PRP	1 785 000.00	1 721 382.60	0.23
USD SWEDBANK AB-REG-S-SUB 5.500%/VAR 15-PRP	1 800 000.00	1 778 400.00	0.23
米ドル合計		9 044 655.20	1.20
債券、変動利付債合計			
		34 675 264.15	4.60
財務省証券（T-note）、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 15-15.08.25	500 000.00	493 349.50	0.07
米ドル合計		493 349.50	0.07
財務省証券（T-note）、固定利付債合計			
		493 349.50	0.07
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計			
		507 374 876.34	67.28
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
アセット・バック証券、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICREDIT AUTOMOBILE RECEIVABLES-SUB 2.86000% 13-08.12.19	750 000.00	757 115.55	0.10
USD DRIVE AUTO RECEIVABLES TRT 2015-B-144A 3.84000% 15-15.07.21	600 000.00	592 222.62	0.08
USD DRIVE AUTO RECEIVABLE TR 2015D-144A-SUB 4.59000% 15-17.01.23	725 000.00	727 910.95	0.10
USD FIFTH THIRD AUTO TRUST 2015-1 0.43000% 15-15.11.16	925 000.00	925 000.00	0.12
USD GE CAPITAL CREDIT CARD MASTER NOTE-SUB 1.36000% 12-17.08.20	1 050 000.00	1 048 247.45	0.14
USD SANTANDER DRIVE AUTO RECEIV TRST 2014-1 2.36000% 14-15.04.20	500 000.00	502 687.05	0.07
USD SANTANDER DRIVE AUTO RECEIVABLES-SUB 2.76000% 14-18.02.20	650 000.00	650 103.29	0.08
米ドル合計		5 203 286.91	0.69
アセット・バック証券、固定利付債合計			
		5 203 286.91	0.69
アセット・バック証券、変動利付債			
ユーロ			
EUR AXIUS EUROPE CLO SA-REG-S-SUB 6M EURIBOR+200BP 07-15.11.23	500 000.00	539 897.69	0.07
ユーロ合計		539 897.69	0.07
アセット・バック証券、変動利付債合計			
		539 897.69	0.07
モーゲージ・バック証券、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICOLD 2010 LLC TRUST-144A-SUB 6.81100% 10-11.01.29	500 000.00	571 809.25	0.08
USD COMM 2015-CCRE26 MORTGAGE TRUST-SUB 4.64500% 15-01.10.48	450 000.00	427 358.34	0.06
USD FANNIE MAE 3.00000% 13-01.07.43	2 029 686.00	1 803 985.27	0.24
USD FANNIE MAE 3.00000% 13-01.08.43	136 385.00	120 494.70	0.02
USD FANNIE MAE 3.50000% 15-01.10.45	1 775 000.00	1 845 893.20	0.24
USD FANNIE MAE 3.50000% 15-01.09.45	760 405.00	790 893.48	0.11
USD FANNIE MAE 3.50000% 15-01.09.45	900 000.00	935 672.85	0.12
USD FANNIE MAE 3.50000% 15-01.10.45	1 028 560.00	1 068 143.05	0.14
USD FANNIE MAE 4.00000% 10-01.01.41	1 357 002.00	506 162.66	0.07
USD FANNIE MAE 4.00000% 11-01.01.41	1 584 763.00	678 970.24	0.09
USD FANNIE MAE 4.00000% 15-01.08.45	1 575 000.00	1 684 860.03	0.22
USD FANNIE MAE 4.00000% 11-01.02.41	938 348.00	402 043.65	0.05
USD FANNIE MAE 4.00000% 11-01.02.41	2 969 225.00	1 258 503.43	0.17
USD FANNIE MAE 4.00000% 11-01.02.41	3 700 000.00	2 138 278.75	0.28

注記は当財務書類の一部である。

銘柄				数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
USD	FANNIE MAE 4.50000%	14-01.09.44		1 210 638.00	1 028 450.40	0.14
USD	FANNIE MAE 4.50000%	14-01.08.44		1 252 033.00	1 113 616.74	0.15
USD	FANNIE MAE 4.50000%	14-01.09.44		775 298.00	671 005.97	0.09
USD	FANNIE MAE 4.50000%	14-01.12.44		1 130 944.00	1 076 525.02	0.14
USD	FANNIE MAE 5.00000%	10-01.08.40		50 000.00	11 876.74	0.00
USD	FANNIE MAE 5.50000%	04-01.11.34		5 200 000.00	646 703.97	0.09
USD	FANNIE MAE 5.50000%	07-01.04.37		1 242 395.00	201 465.26	0.03
USD	FANNIE MAE 6.50000%	07-01.12.37		950 000.00	99 124.31	0.01
USD	FREDDIE MAC 3.00000%	13-01.08.43		2 731 841.00	2 410 206.90	0.32
USD	FREDDIE MAC 3.50000%	15-01.09.45		900 000.00	932 659.92	0.12
USD	FREDDIE MAC 3.50000%	15-01.10.45		1 064 083.00	1 105 772.18	0.15
USD	FREDDIE MAC 3.50000%	15-01.09.45		900 000.00	933 932.34	0.12
USD	FREDDIE MAC 4.00000%	15-01.08.45		1 900 000.00	2 009 492.96	0.27
USD	FREDDIE MAC 4.00000%	15-01.10.45		1 225 000.00	1 304 031.00	0.17
USD	FREDDIE MAC 4.00000%	11-01.01.41		4 925 000.00	2 513 368.56	0.33
USD	FREDDIE MAC 4.50000%	11-01.03.41		2 647 244.00	767 639.69	0.10
USD	FREDDIE MAC 4.50000%	11-01.09.41		1 120 431.00	278 890.91	0.04
USD	GINNIE MAE 3.00000%	15-01.09.45		2 775 000.00	2 838 332.72	0.38
USD	GINNIE MAE 3.50000%	12-01.08.42		1 300 000.00	1 044 038.78	0.14
USD	GINNIE MAE 3.50000%	15-01.10.45		4 500 000.00	4 722 100.65	0.63
USD	GINNIE MAE 4.50000%	11-01.05.41		1 141 511.00	404 132.30	0.05
USD	GINNIE MAE 5.50000%	11-01.06.41		1 219 909.00	20 939.25	0.00
USD	GINNIE MAE 5.50000%	08-01.12.38		1 706 205.00	169 549.49	0.02
USD	GINNIE MAE 5.50000%	10-01.03.40		1 357 167.00	206 327.54	0.03
USD	GINNIE MAE 5.50000%	08-01.01.38		1 053 419.00	396 693.11	0.05
USD	GINNIE MAE 5.50000%	08-01.01.38		1 165 438.00	205 887.01	0.03
USD	GINNIE MAE 6.50000%	07-01.06.37		8 288 862.00	787 345.39	0.10
USD	GINNIE MAE 6.50000%	08-01.10.38		8 474 348.00	233 183.82	0.03
USD	MORGAN STANLEY BAML TRUST-SUB 4.46400%	14-01.08.47		500 000.00	517 906.20	0.07
米ドル合計					42 884 268.03	5.69
モーゲージ・バック証券、固定利付債合計					42 884 268.03	5.69

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
モーゲージ・バック証券、変動利付債			
米ドル			
USD CG-CCRE CMCL MRTG TRUST-144A-SUB 1M LIBOR+175BP 14-15.06.31	475 000.00	462 088.89	0.06
USD GS MORTGAGE SECURITIES TRUST-144A-SUB FLR 14-15.07.31	975 000.00	967 976.49	0.13
USD JPM CHASE COMM MORT SEC TRST-144A 1M LIBOR+350BP 14-15.07.31	825 000.00	819 603.75	0.11
USD JPMBB COMM MRTG SEC TRST 2015-C30-SUB 4.226%/VAR 15-01.07.48	900 000.00	940 967.46	0.13
USD MORGAN STANLEY BAML TRUST-SUB FLR 13-01.11.46	1 000 000.00	1 035 685.50	0.14
USD MORGAN STANLEY BOA ML TRT 2015-C24-SUB VAR 15-01.08.47	900 000.00	930 002.40	0.12
USD MORGAN STANLEY CAPITAL INC-144A-SUB FLR 14-01.07.29	475 000.00	468 670.96	0.06
USD NLY COMMERCIAL MTGE TR-144A-SUB 1M LIBOR+175BP 14-15.11.30	850 000.00	848 046.62	0.11
USD VNDO 2013-PENN MORTGAGE TRUST-144A-SUB VAR 13-01.12.29	725 000.00	737 007.96	0.10
米ドル合計		7 210 050.03	0.96
モーゲージ・バック証券、変動利付債合計		7 210 050.03	0.96
ノート、固定利付債			
米ドル			
USD ABBVIE INC 4.40000% 13-06.11.42	910 000.00	828 335.69	0.11
USD ALLTEL CORP 7.87500% 02-01.07.32	855 000.00	1 070 356.54	0.14
USD ANADARKO PETROLEUM CORP 6.37500% 10-15.09.17	1 050 000.00	1 130 611.65	0.15
USD CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 1.00000% 12-06.11.15	1 190 000.00	1 190 015.47	0.16
USD ENABLE MIDSTREAM PARTNERS LP-144A 3.90000% 14-15.05.24	1 250 000.00	1 007 730.00	0.13
USD ENERGY TRANSFER PARTNERS LP 7.50000% 08-01.07.38	620 000.00	645 552.06	0.09
USD ENTERPRISE PRODUCTS OPERATING LLC 5.20000% 10-01.09.20	900 000.00	989 437.50	0.13
USD FIRSTENERGY TRANSMISSION LLC-144A 5.45000% 14-15.07.44	2 515 000.00	2 584 761.07	0.34
USD FREEPORT MCMORAN COPPER & GOLD INC 3.87500% 13-15.03.23	1 485 000.00	1 161 270.00	0.15
USD GENERAL ELECTRIC CO 4.12500% 12-09.10.42	685 000.00	673 264.58	0.09
USD GENERAL MOTORS CO 6.25000% 14-02.10.43	1 685 000.00	1 860 571.95	0.25
USD GENERAL, ELECTRIC CAPITAL CORP 1.00000% 12-11.12.15	1 445 000.00	1 445 968.15	0.19
USD GLENCORE FUNDING LLC-144A 2.50000% 13-15.01.19	1 855 000.00	1 584 865.63	0.21
USD GLENCORE FUNDING LLC-144A 3.12500% 14-29.04.19	280 000.00	240 100.00	0.03
USD INTESA SANPAOLO SPA 3.87500% 13-16.01.18	685 000.00	707 050.83	0.09
USD LYB INTERNATIONAL FINANCE BV 5.25000% 13-15.07.43	1 120 000.00	1 126 462.40	0.15
USD MICROSOFT CORP 3.50000% 12-15.11.42	1 930 000.00	1 711 485.40	0.23
USD MONSANTO CO 4.20000% 14-15.07.34	1 113 000.00	1 016 354.87	0.13
USD MORGAN STANLEY 2.65000% 15-27.01.20	1 750 000.00	1 761 716.25	0.23
USD MORGAN STANLEY 6.37500% 12-24.07.42	1 140 000.00	1 433 192.04	0.19
USD MOSAIC CO 5.45000% 13-15.11.33	1 030 000.00	1 069 943.40	0.14
USD NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD-REG-S 2.00000% 12-20.06.17	3 650 000.00	3 696 939.00	0.49
USD NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-144A 1.65000% 12-15.05.17	3 250 000.00	3 272 688.25	0.43
USD NOBLE HOLDING INTERNATIONAL LTD 5.95000% 15-01.04.25	440 000.00	353 566.84	0.05
USD ORIGIN ENERGY FINANCE LTD-REG-S 5.45000% 11-14.10.21	1 180 000.00	1 194 974.20	0.16
USD PHILLIPS 66 PARTNERS LP 4.68000% 15-15.02.45	605 000.00	490 518.88	0.07
USD PPL CAPITAL FUNDING INC 4.70000% 13-01.06.43	505 000.00	513 796.60	0.07
USD QBE INSURANCE GROUP LTD-144A 2.40000% 13-01.05.18	950 000.00	954 742.40	0.13
USD SUNTRUST BANKS INC 2.35000% 13-01.11.18	725 000.00	729 176.73	0.10
USD TALISMAN ENERGY INC 3.75000% 10-01.02.21	1 825 000.00	1 666 325.38	0.22
USD TEACHERS INSURANCE&ANNUITY ASS-144A-SUB 4.90000% 14-15.09.44	1 240 000.00	1 284 859.48	0.17
USD TESCO PLC-REG-S 2.70000% 11-05.01.17	2 290 000.00	2 298 083.70	0.30
USD UNITED AIRLINES 4.00000% 14-11.04.26	1 270 000.00	1 256 900.09	0.17
USD VALE SA 5.62500% 12-11.09.42	1 730 000.00	1 236 759.70	0.16
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 6.55000% 13-15.09.43	1 815 000.00	2 172 605.82	0.29
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.00000% 14-01.11.21	960 000.00	967 231.68	0.13
USD YAMANA GOLD INC 4.95000% 14-15.07.24	1 940 000.00	1 779 973.28	0.24
米ドル合計		49 108 187.51	6.51
ノート、固定利付債合計		49 108 187.51	6.51

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
メディアム・ターム・ノート、固定利付債			
ユーロ			
EUR BANCO DE SABADELL SA 3.37500% 13-23.01.18	1 100 000.00	1 297 925.09	0.17
EUR CAIXA GERAL DE DEPOSITOS SA 3.75000% 13-18.01.18	1 100 000.00	1 305 641.07	0.18
ユーロ合計		2 603 566.16	0.35
英ポンド			
GBP NATIONAL GRID ELECTRICITY TRANSMISSION 4.00000% 12-08.06.27	1 040 000.00	1 736 051.39	0.23
英ポンド合計		1 736 051.39	0.23
メディアム・ターム・ノート、固定利付債合計		4 339 617.55	0.58
メディアム・ターム・ノート、変動利付債			
米ドル			
USD NTESA SANPAOLO SPA-144A-SUB 7.700%/VAR 15-PRP	225 000.00	227 531.25	0.03
米ドル合計		227 531.25	0.03
メディアム・ターム・ノート、変動利付債合計		227 531.25	0.03
債券、固定利付債			
米ドル			
USD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 2.25000% 12-16.03.17	2 900 000.00	2 945 559.00	0.39
米ドル合計		2 945 559.00	0.39
債券、固定利付債合計		2 945 559.00	0.39

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 (注1)	純資産 比率 (%)
財務省証券（T-note）、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 13-31.10.20	30 000 000.00	30 269 520.00	4.01
米ドル合計		30 269 520.00	4.01
財務省証券（T-note）、固定利付債合計		30 269 520.00	4.01
財務省証券（T-note）、変動利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 15-15.04.20	16 850 000.00	17 017 236.41	2.26
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 13-15.01.23	15 690 000.00	15 652 023.67	2.07
米ドル合計		32 669 260.08	4.33
財務省証券（T-note）、変動利付債合計		32 669 260.08	4.33
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		175 397 178.05	23.26
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない 譲渡性のある証券および短期金融商品			
アセット・バック証券、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICREDIT AUTOMOBILE RECEIV TRUST-SUB 2.54000% 14-08.05.20	600 000.00	603 204.48	0.08
USD AMERICREDIT AUTOMOBILE REC TRST 15-3 3.34000% 15-08.08.21	600 000.00	606 555.36	0.08
USD CAP AUTO RECEIVBL ASSET TRUST 2015-3 SUB 3.65000% 15-22.03.21	1 300 000.00	1 286 080.90	0.17
USD SANTANDER DRIVE AUTO REC TRUST 2015-3 3.51000% 15-17.05.21	975 000.00	983 993.79	0.13
米ドル合計		3 479 834.53	0.46
アセット・バック証券、固定利付債合計		3 479 834.53	0.46
モーゲージ・バック証券、固定利付債			
米ドル			
USD BANK OF AMERICA MTGE SECS-SUB 6.00000% 07-01.01.37	4 053 000.00	5.50	0.00
USD MOR STAN BK OF AME MERR LY TRT 2015-C25 3.63500% 15-01.10.28	850 000.00	876 155.09	0.12
米ドル合計		876 160.59	0.12
モーゲージ・バック証券、固定利付債合計		876 160.59	0.12
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない 譲渡性のある証券および短期金融商品合計		4 355 995.12	0.58
最近発行された譲渡性のある証券および短期金融商品			
モーゲージ・バック証券、変動利付債			
米ドル			
USD BXHTL MORT TRST 2015-GL1-144A-SUB 1M LIBOR+285BP 15-15.05.29	450 000.00	446 206.00	0.06
USD CDGJ COMMERCIAL MORTG TRUST 2014-BXCH-144A FLR 14-15.12.16	275 000.00	272 221.73	0.04
USD CSMC TRUST 2015-DEAL-144A-SUB 1M LIBOR+310BP 15-15.04.29	975 000.00	964 031.25	0.13
USD JP MORGAN CHASE COM MTGE-144A-SUB 1M LIBOR+250BP 14-15.10.29	725 000.00	715 667.87	0.09
米ドル合計		2 398 126.85	0.32
モーゲージ・バック証券、変動利付債合計		2 398 126.85	0.32

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
<u>ノート、固定利付債</u>			
米ドル			
USD CCO SAFARI II LLC-144A 4.46400% 15-23.07.22	1 775 000.00	1 800 733.95	0.23
米ドル合計		1 800 733.95	0.23
<u>ノート、固定利付債合計</u>		1 800 733.95	0.23
<u>最近発行された譲渡性のある証券および短期金融商品合計</u>		4 198 860.80	0.55
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定された UCITS/その他のUCIs			
<u>投資信託、オープン・エンド型</u>			
ルクセンブルグ			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	1.00	14 952.12	0.00
ルクセンブルグ合計		14 952.12	0.00
<u>投資信託、オープン・エンド型合計</u>		14 952.12	0.00
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定された UCITS/その他のUCIs合計			
		14 952.12	0.00
<u>投資有価証券合計</u>		691 341 862.43	91.67

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
債券関連TBA金融先物(注1)			
債券関連金融先物			
USD FANNIE MAE (TBA-US01F0406B84) 4.00000% NOV 15 12.11.15	2 225 000.00	-6 824.48	0.00
USD FANNIE MAE (TBA-US01F0306B93) 3.00000% NOV 15 12.11.15	350 000.00	-2 518.36	0.00
USD FREDDIE MAC (TBA-US02R0326B03) 3.50000% NOV 15 12.11.15	1 575 000.00	-4 267.62	0.00
USD FANNIE MAE (TBA-US01F0326B57) 3.50000% NOV 15-12.11.15	750 000.00	984.38	0.00
USD FANNIE MAE (TBA-US01F0426B49) 4.50000% NOV 15 12.11.15	825 000.00	-1 856.25	0.00
USD FREDDIE MAC (TBA-US02R0426B93) 4.50000% NOV 15 12.11.15	1 325 000.00	0.00	0.00
USD FANNIE MAE (TBA-US01F0224B84) 2.50000% NOV 15 17.11.15	1 550 000.00	-692.29	0.00
USD FANNIE MAE (TBA-US01F0304B12) 3.00000% NOV 15 17.11.15	2 750 000.00	-4 897.39	0.00
USD GINNIE MAE (TBA-US21H0326B10) 3.50000% NOV 15 19.11.15	1 150 000.00	745.17	0.00
USD GINNIE MAE (TBA-US01N0406B92) 4.00000% NOV 15 19.11.15	1 625 000.00	-1 121.90	0.00
USD GINNIE MAE (TBA-US21H0326C92) 3.50000% DEC 15 17.12.15	1 325 000.00	2 717.18	0.00
債券関連金融先物合計		-17 731.56	0.00
債券関連TBA金融先物合計(注1)		-17 731.56	0.00

金融派生商品

公認の証券取引所に上場されている金融派生商品

債券関連金融先物			
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.15	-64.00	-6 000.51	0.00
EUR EURO-BUXL FUTURE 08.12.15	5.00	-9 831.39	0.00
EUR EURO-BOBL FUTURE 08.12.15	-332.00	-399 750.74	-0.05
EUR EURO-BUND FUTURE 08.12.15	-72.00	-293 627.02	-0.05
GBP LONG GILT FUTURE 29.12.15	-229.00	84 880.22	0.01
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 21.12.15	536.00	193 250.19	0.03
債券関連金融先物合計		-431 079.25	-0.06
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品合計		-431 079.25	-0.06

公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない
金融派生商品

クレジット・デフォルト・スワップ*

EUR JPM/BAYN CREDIT DEFAULT SWAP PAYER 1.00000% 12-20.03.18	-2 465 000.00	-53 662.60	-0.01
EUR JPMORGAN/QUIBB CREDIT DEFAULT SWAP PAYER 5.00000% 14-20.12.19	-1 480 000.00	119 327.64	0.02
EUR CITI/HSBC CREDIT DEFAULT SWAP PAYER 1.00000% 14-20.03.20	-1 580 000.00	-33 432.36	0.00
USD JPMORGAN/PFE CREDIT DEFAULT SWAP PAYER 1.00000% 14-20.06.20	-4 940 000.00	-152 092.89	-0.02
EUR BARCLAYS/MEGR CREDIT DEFAULT SWAP PAYER 1.00000% 15-20.06.20	-1 660 000.00	-5 749.68	0.00
USD BARCLAYS/CDX.NA.IG.24 JUN20 CDI PAYER 1.00000% 15-20.06.20	-21 070 000.00	-260 284.73	-0.04
USD BARCLAYS/CDX.NA.IG.24 JUN20 CDI PAYER 1.00000% 15-20.06.20	-39 340 000.00	-485 980.13	-0.07
EUR JPM/LANXESS FINANCE CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 13-20.06.19	2 465 000.00	52 900.44	0.01
EUR CITI/STANLN CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 14-20.03.20	1 580 000.00	2 465.89	0.00
USD JP MORGAN/TCKBCN CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 14-20.12.19	1 975 000.00	-538 924.11	-0.07
USD GOLDMAN SACHS/FCX CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 14-20.12.19	1 965 000.00	-296 637.91	-0.04
USD BARCLAYS/TCKBCN CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 15-20.09.20	255 000.00	-81 773.67	-0.01
クレジット・デフォルト・スワップ合計		-1 733 844.11	-0.23

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない 金融派生商品合計		-1 733 844.11	-0.23
金融派生商品合計		-2 164 923.36	-0.29

* 額面が正：サブ・ファンドは「受取側」、額面が負：サブ・ファンドは「支払側」

先渡為替契約

先渡為替契約（購入 / 売却）

USD	11 042 431.49	KRW	12 934 000 000.00	13.11.2015	-298 039.92	-0.04
CHF	172 703 000.00	USD	177 262 547.24	13.11.2015	-2 000 057.75	-0.26
USD	91 336 927.87	GBP	60 230 000.00	13.11.2015	-1 675 558.16	-0.22
USD	40 527 410.20	AUD	57 100 000.00	13.11.2015	-185 903.30	-0.01
USD	259 541 125.24	EUR	231 410 000.00	13.11.2015	3 877 336.28	0.51
EUR	232 363 000.00	USD	260 609 975.73	13.11.2015	-3 893 304.05	-0.52
GBP	22 855 900.00	USD	34 660 263.82	13.11.2015	635 835.79	0.08
USD	12 286 157.09	CAD	16 085 000.00	13.11.2015	-6 990.74	0.00
USD	35 463 068.34	JPY	4 265 700 000.00	13.11.2015	110 804.46	0.01
USD	3 771 878.52	SEK	31 330 000.00	13.11.2015	81 182.17	0.01
USD	953 095.10	CHF	921 500.00	13.11.2015	17 938.30	0.00
USD	2 383 979.96	EUR	2 095 300.00	13.11.2015	69 074.22	0.01
USD	2 177 118.59	EUR	1 902 000.00	13.11.2015	75 772.38	0.01
USD	1 076 702.93	CHF	1 030 100.00	13.11.2015	31 336.66	0.00
AUD	13 995 000.00	USD	10 078 975.08	13.11.2015	-100 291.67	-0.01
USD	1 443 937.91	EUR	1 292 000.00	13.11.2015	16 525.03	0.00
EUR	2 970 000.00	USD	3 284 291.34	13.11.2015	-3 009.40	0.00
GBP	5 540 000.00	USD	8 535 029.26	13.11.2015	20 328.08	0.00
USD	1 257 232.83	JPY	151 400 000.00	13.11.2015	2 495.57	0.00
先渡為替契約（購入 / 売却）合計					-3 224 526.05	-0.43
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産					49 792 679.60 *	6.60
その他の資産および負債					18 444 244.88	2.45
純資産総額					754 171 605.94	100.00

* 2015年10月31日現在、620,000米ドルおよび836,000米ドルの現金が、取引相手方であるJPモルガン・チェース・ニューヨークおよびパークレイズ・バンクに対する担保となっている。

注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.10.2015
Investments in securities, cost	724 237 705.54
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-32 895 843.11
Total investments in securities (Note 1)	691 341 862.43
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	47 449 389.65*
Other liquid assets (Margins)	2 343 289.95
Receivable on securities sales (Note 1)	68 772 893.54
Receivable on subscriptions	978 053.26
Interest receivable on securities	6 217 439.05
Interest receivable on liquid assets	2 338.29
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	-448 810.81
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-3 224 526.05
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	-1 733 844.11
Total Assets	811 698 085.20
Liabilities	
Payable on securities purchases (Note 1)	-55 430 112.66
Payable on redemptions	-2 016 768.53
Provisions for flat fee (Note 2)	-73 450.05
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-6 148.02
Total provisions	-79 598.07
Total Liabilities	-57 526 479.26
Net assets at the end of the financial year	754 171 605.94

Statement of Operations

	USD
Income	1.11.2014-31.10.2015
Interest on liquid assets	27 263.01
Interest on securities	20 557 368.60
Dividends	11 593.68
Interest received on swaps (Note 1)	1 193 799.65
Income on securities lending (Note 12)	615 504.58
Other income (Note 4)	260 954.95
Total income	22 666 484.47
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-1 659 606.56
Flat fee (Note 2)	-1 544 513.66
Taxe d'abonnement (Note 3)	-74 201.92
Cost on securities lending (Note 12)	-246 201.82
Other commissions and fees (Note 2)	-26 425.99
Interest on cash and bank overdraft	-1 524.66
Total expenses	-3 552 474.61
Net income (loss) on investments	19 114 009.86
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-26 211 610.35
Realized gain (loss) on options	-219 111.72
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	59 867.91
Realized gain (loss) on financial futures	-640 743.50
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	16 148 904.98
Realized gain (loss) on swaps	-6 478 942.04
Realized gain (loss) on foreign exchange	-616 781.40
Total realized gain (loss)	-17 958 416.12
Net realized gain (loss) of the financial year	1 155 593.74
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-24 643 720.17
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-23 839.20
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	338 315.83
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-4 733 566.19
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	4 311 221.99
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-24 751 587.74
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-23 595 994.00

* As at 31 October 2015, cash amounts serve as collateral for the counterparty JP Morgan Chase NY for an amount of USD 620 000 and Barclays Bank for an amount of USD 836 000

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2015

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.11.2014-31.10.2015
Net assets at the beginning of the financial year	782 101 939.96
Subscriptions	324 343 973.91
Redemptions	-327 620 089.16
Total net subscriptions (redemptions)	-3 276 115.25
Dividend paid	-1 058 224.77
Net income (loss) on investments	19 114 009.86
Total realized gain (loss)	-17 958 416.12
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-24 751 587.74
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-23 595 994.00
Net assets at the end of the financial year	754 171 605.94

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.11.2014-31.10.2015
Class	(CAD hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	8 510 0000
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-8 510 0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	(CHF hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 530 390.2100
Number of shares issued	353 239.1050
Number of shares redeemed	-506 648.7330
Number of shares outstanding at the end of the financial year	1 376 980.5820
Class	(EUR hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 668 838.6780
Number of shares issued	839 518.7100
Number of shares redeemed	-803 771.3530
Number of shares outstanding at the end of the financial year	1 704 586.0350
Class	(EUR hedged) F-UKdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	3 887.0100
Number of shares issued	54 194.1610
Number of shares redeemed	-6 515.4300
Number of shares outstanding at the end of the financial year	51 565.7410
Class	(GBP hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	91 394.2950
Number of shares issued	31 861.2520
Number of shares redeemed	-28 104.4540
Number of shares outstanding at the end of the financial year	95 151.0930
Class	(GBP hedged) F-UKdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	168 755.7190
Number of shares issued	86 065.2260
Number of shares redeemed	-154 518.8820
Number of shares outstanding at the end of the financial year	100 302.0630
Class	(USD) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	2 067 694.1940
Number of shares issued	932 440.5860
Number of shares redeemed	-813 570.0380
Number of shares outstanding at the end of the financial year	2 186 564.7420
Class	F-UKdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of shares issued	73 851.1330
Number of shares redeemed	-5 016.9140
Number of shares outstanding at the end of the financial year	68 834.2190

Annual Distribution

Focused SICAV	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
- Global Bond (EUR hedged) F-UKdist	3.12.2014	8.12.2014	EUR	2.85
- Global Bond (EUR hedged) F-UKdist	20.4.2015	23.4.2015	EUR	0.58
- Global Bond (GBP hedged) F-UKdist	3.12.2014	8.12.2014	GBP	2.89
- Global Bond (GBP hedged) F-UKdist	20.4.2015	23.4.2015	GBP	6.40

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2015

The notes are an integral part of the financial statements.

23

Focused SICAV – Global Bond

Three-year comparison

Date	ISIN	31.10.2015	31.10.2014	31.10.2013
Net assets in USD		754 171 605.94	782 101 939.96	2 102 915 309.50
Class (CAD hedged) F-acc¹	LU0326808952			
Shares outstanding		-	8 510.0000	30 590.0000
Net asset value per share in CAD		-	132.50	124.37
Issue and redemption price per share in CAD ²		-	132.50	124.37
Class (CHF hedged) F-acc	LU0326809257			
Shares outstanding		1 376 980.5820	1 530 390.2100	3 014 465.9700
Net asset value per share in CHF		124.50	123.64	117.57
Issue and redemption price per share in CHF ²		124.50	123.64	117.57
Class (EUR hedged) F-acc	LU0326809505			
Shares outstanding		1 704 586.0350	1 668 838.6780	5 581 757.1430
Net asset value per share in EUR		131.52	129.27	122.56
Issue and redemption price per share in EUR ²		131.52	129.27	122.56
Class (EUR hedged) F-UKdist	LU0526609390			
Shares outstanding		51 565.7410	3 887.0100	63 343.2990
Net asset value per share in EUR		80.03	82.06	117.56
Issue and redemption price per share in EUR ²		80.03	82.06	117.56
Class (GBP hedged) F-acc	LU0326809844			
Shares outstanding		95 151.0930	91 394.2950	205 514.9430
Net asset value per share in GBP		136.48	133.47	126.20
Issue and redemption price per share in GBP ²		136.48	133.47	126.20
Class (GBP hedged) F-UKdist	LU0326810180			
Shares outstanding		100 302.0630	168 755.7190	511 683.4680
Net asset value per share in GBP		103.59	110.33	107.58
Issue and redemption price per share in GBP ²		103.59	110.33	107.58
Class (USD) F-acc	LU0326808440			
Shares outstanding		2 186 564.7420	2 067 694.1940	5 257 905.0300
Net asset value per share in USD		130.37	127.93	121.28
Issue and redemption price per share in USD ²		130.37	127.93	121.28
Class F-UKdist³	LU1164771658			
Shares outstanding		68 834.2190	-	-
Net asset value per share in USD		100.08	-	-
Issue and redemption price per share in USD ²		100.08	-	-

¹ The share class (CAD hedged) F-acc was in circulation until 11.8.2015.

² See note 1.

³ First NAV: 19.2.2015.

Performance

	Currency	2014/2015	2013/2014	2012/2013
Class (CAD hedged) F-acc	CAD	-	6.5%	1.4%
Class (CHF hedged) F-acc	CHF	0.7%	5.2%	0.1%
Class (EUR hedged) F-acc	EUR	1.7%	5.5%	0.3%
Class (EUR hedged) F-UKdist	EUR	1.7%	5.5%	0.3%
Class (GBP hedged) F-acc	GBP	2.3%	5.8%	0.8%
Class (GBP hedged) F-UKdist	GBP	2.3%	5.8%	0.8%
Class (USD) F-acc	USD	1.9%	5.5%	0.6%
Class F-UKdist ¹	USD	-	-	-

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming shares.

The performance data were not audited.

The subfund has no benchmark.

¹ Due to the recent launch, there is no data for the calculation of the performance available.

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2015

Report of the Portfolio Manager

The reporting year from 1 November 2014 to 31 October 2015 was characterized by continued central bank intervention in the financial markets to support the global economic recovery. This led, at times, to an increase in market volatility due to macro concerns surrounding central banks' actions globally. Over the reporting year corporate spreads widened and treasuries yields fell.

Over the reporting year the subfund posted a positive return. Our preference for European rates, and in particular our allocation to Italy and Ireland, was a positive contributor to performance as yields fell. Our allocation to Investment Grade and High Yield Credit were negative contributors. At the end of the reporting year we had a preference for European credit versus US, remained cautious on Treasuries and maintained a position in inflation-linked bonds.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
United States	27.79
United Kingdom	10.11
Italy	8.48
Netherlands	6.75
Australia	6.45
France	4.89
Japan	4.89
Germany	3.69
Ireland	3.07
Canada	2.33
Sweden	1.99
South Korea	1.58
Spain	1.44
Belgium	1.19
New Zealand	1.18
Cayman Islands	1.12
Supranationals	0.90
Luxembourg	0.55
Jersey	0.48
British Virgin Islands	0.43
Finland	0.41
Hong Kong	0.38
Czech Republic	0.33
Denmark	0.26
Bermuda	0.21
Portugal	0.17
Guernsey	0.17
Brazil	0.16
Mexico	0.16
Switzerland	0.11
Total	91.67

Economic Breakdown as a % of net assets	
Countries & central governments	45.17
Finance & holding companies	9.67
Banks & credit institutions	9.21
Mortgage & funding institutions	9.15
Petroleum	3.35
Telecommunications	1.91
Energy & water supply	1.55
Miscellaneous unclassified companies	1.27
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	1.27
Insurance	1.19
Supranational organisations	0.90
Traffic & transportation	0.77
Healthcare & social services	0.62
Chemicals	0.61
Miscellaneous services	0.58
Electronics & semiconductors	0.58
Precious metals & stones	0.57
Mining, coal & steel	0.53
Electrical devices & components	0.47
Retail trade, department stores	0.46
Internet, software & IT services	0.41
Vehicles	0.32
Agriculture & fishery	0.20
Real Estate	0.20
Aerospace industry	0.19
Food & soft drinks	0.15
Building industry & materials	0.15
Packaging industry	0.15
Tobacco & alcohol	0.07
Investment funds	0.00
Total	91.67

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per share of each subfund or share class are expressed in the currency of account of the subfund or the share class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each share class by the number of shares issued in this share class of the subfund.

In this context, “business day” refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of subfund shares in circulation taking into account the fees charged to that share class.

If the total subscriptions or redemptions of all the share classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the respective subfund's net asset value may be increased or reduced accordingly (so-called single swing pricing). The maximum adjustment amounts to 1% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the subfund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a rise in the number of shares in the subfund concerned. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the number of shares. The Board of Directors of the Management Company can set a threshold value for each subfund. This may consist in the net movement on a trading day in relation to the net fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value would be adjusted only if this threshold were to be exceeded on a trading day.

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last-known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the latest available price on the stock exchange that represents the major market for these investments will apply.
- In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange but which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.
- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- Derivatives not listed at a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation obtained will be verified by means of calculation methods recognised by the Company and the Company's auditors, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative originates.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last-known net asset value. Certain units or shares of other UCITS and/or UCI can be valued on the basis of an estimation of their value that has been provided by reliable service providers, which are independent from the portfolio manager or the investment advisor (value estimation).

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2015

- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower. Interest income earned by subfunds between the Order Date concerned and the valuation date concerned is included in the valuation of the assets of the subfunds concerned. The asset value per share on a given valuation date therefore includes projected interest earnings.
- Securities, money market instruments, derivatives and other investments denominated in a currency other than the reference currency of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available from Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Global Valuation Policy.

The Company is authorised to apply other generally recognised and auditable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net asset value if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

These valuation criteria are determined by the Board of Directors with prudence, on the basis of market quotations resulting from transactions or from pricing models, as well as from any other source, which may include broker statements, considered as reliable and appropriate by the Board of Directors to reflect what is believed to be the fair value of those securities at the portfolio's valuation point.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemptions of shares.

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2015

The notes are an integral part of the financial statements.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Net realized gains (losses) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction day.

h) Consolidated financial statements

The consolidated financial statements are expressed in EUR. The various items of the consolidated statement of net assets and the consolidated statement of operations at 31 October 2015 of the Company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the consolidated financial statements as of 31 October 2015:

Exchange rates	
EUR 1 = CHF	1.088909
EUR 1 = GBP	0.715262
EUR 1 = USD	1.104650

For the liquidated or merged subfunds, the exchange rate used for the consolidation are the ones as at liquidation or merger date.

i) "Mortgage-backed-securities"

The Company, in accordance with its investment policies, may invest in "Mortgage-backed-securities". A "Mortgage-backed-security" is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the "Mortgage-backed-security" of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasi-governmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each paydown associated with each payment of principal.

This gain or loss has been included in "Net realized gain or loss on sales of securities" in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the Company's expected yield.

j) TBA financial futures on bonds

TBA positions refer to general trading practice on the mortgage-backed securities market where a security from a mortgage pool (Ginnie Mae, Fannie Mae or Freddie Mac) is acquired at a fixed price on a future date. The precise composition of the security is not known at the time of the purchase, but its main characteristics have already been defined. The price is also set at this point, although the Nominal value has not yet been definitively established.

The TBA positions are included in "Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)".

As per 31 October 2015 the value of the TBA positions is for the subfund Focused SICAV – Global Bond USD 16 223 602.05.

*k) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases*

The account "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The account "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

l) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

m) Swaps

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a monthly flat fee for each of the subfunds and share classes, calculated on the average net asset value of the subfund and share class as shown in the table below:

Focused SICAV	Maximum Flat fee
– Convert Global (CHF hedged) F-acc	2.00%
– Convert Global (EUR) F-acc	2.00%
– Convert Global (GBP hedged) F-acc	2.00%
– Convert Global (SGD hedged) F-acc	2.00%
– Convert Global (USD hedged) F-acc	2.00%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) DH F-acc	2.00%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) F-acc	2.00%
– Corporate Bond EUR (GBP hedged) F-UKdist	2.00%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) DH F-acc	2.00%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) F-acc	2.00%
– Corporate Bond EUR DH F-acc	2.00%
– Corporate Bond EUR F-acc	2.00%
– Corporate Bond EUR F-UKdist	2.00%
– Global Bond (CAD hedged) F-acc	2.00%
– Global Bond (CHF hedged) F-acc	2.00%
– Global Bond (EUR hedged) F-acc	2.00%
– Global Bond (EUR hedged) F-UKdist	2.00%
– Global Bond (GBP hedged) F-acc	2.00%
– Global Bond (GBP hedged) F-UKdist	2.00%
– Global Bond (USD) F-acc	2.00%
– Global Bond F-UKdist	2.00%
– Global Equity Strategy USD (CHF hedged) F-acc	2.00%
– Global Equity Strategy USD (EUR hedged) F-acc	2.00%
– Global Equity Strategy USD (GBP hedged) F-acc	2.00%
– Global Equity Strategy USD F-acc	2.00%
– High Grade Bond CHF F-acc	2.00%
– High Grade Bond EUR F-acc	2.00%
– High Grade Bond EUR F-UKdist	2.00%
– High Grade Bond GBP F-acc	2.00%
– High Grade Bond GBP F-UKdist	2.00%
– High Grade Bond USD F-acc	2.00%
– High Grade Bond USD (EUR hedged) F-acc	2.00%
– High Grade Long Term Bond CHF F-acc	2.00%
– High Grade Long Term Bond EUR F-acc	2.00%
– High Grade Long Term Bond EUR F-UKdist	2.00%
– High Grade Long Term Bond GBP F-acc	2.00%
– High Grade Long Term Bond GBP F-UKdist	2.00%
– High Grade Long Term Bond USD (SGD hedged) F-acc	2.00%
– High Grade Long Term Bond USD (EUR hedged) F-acc	2.00%
– High Grade Long Term Bond USD (EUR hedged) F-UKdist	2.00%
– High Grade Long Term Bond USD (CHF hedged) F-acc	2.00%
– High Grade Long Term Bond USD (CHF hedged) F-UKdist	2.00%
– High Grade Long Term Bond USD F-acc	2.00%
– High Grade Long Term Bond USD F-UKdist	2.00%
– Sovereign Long Term Bonds GBP F-UKdist	0.25%
– Sovereign Short Term Bonds GBP F-UKdist	0.25%

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2015

Focused SICAV	Effective Flat fee	
	30.4.2015	31.10.2015
- Convert Global (CHF hedged) F-acc	0.36%	0.36%
- Convert Global (EUR) F-acc	0.36%	0.36%
- Convert Global (GBP hedged) F-acc	0.36%	0.36%
- Convert Global (SGD hedged) F-acc	0.36%	0.36%
- Convert Global (USD hedged) F-acc	0.36%	0.36%
- Corporate Bond EUR (CHF hedged) DH F-acc	0.20%	0.20%
- Corporate Bond EUR (CHF hedged) F-acc	0.19%	0.19%
- Corporate Bond EUR (GBP hedged) F-UKdist	0.19%	0.19%
- Corporate Bond EUR (USD hedged) DH F-acc	0.20%	0.20%
- Corporate Bond EUR (USD hedged) F-acc	0.19%	0.19%
- Corporate Bond EUR DH F-acc	/	0.20%
- Corporate Bond EUR F-acc	0.19%	0.19%
- Corporate Bond EUR F-UKdist	0.19%	0.19%
- Global Bond (CAD hedged) F-acc	0.20%	0.20%
- Global Bond (CHF hedged) F-acc	0.20%	0.20%
- Global Bond (EUR hedged) F-acc	0.20%	0.20%
- Global Bond (EUR hedged) F-UKdist	0.20%	0.20%
- Global Bond (GBP hedged) F-acc	0.20%	0.20%
- Global Bond (GBP hedged) F-UKdist	0.20%	0.20%
- Global Bond (USD) F-acc	0.20%	0.20%
- Global Bond F-UKdist	0.20%	0.20%
- Global Equity Strategy USD (CHF hedged) F-acc	0.59%	0.59%
- Global Equity Strategy USD (EUR hedged) F-acc	0.59%	0.59%
- Global Equity Strategy USD (GBP hedged) F-acc	0.59%	0.59%
- Global Equity Strategy USD F-acc	0.59%	0.59%
- High Grade Bond CHF F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Bond EUR F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Bond EUR F-UKdist	0.14%	0.14%
- High Grade Bond GBP F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Bond GBP F-UKdist	0.14%	0.14%
- High Grade Bond USD F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Bond USD (EUR hedged) F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond CHF F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond EUR (CHF hedged) F-acc	/	0.14%
- High Grade Long Term Bond EUR (USD hedged) F-acc	/	0.14%
- High Grade Long Term Bond EUR F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond EUR F-UKdist	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond GBP F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond GBP F-UKdist	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD (SGD hedged) F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD F-UKdist	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD (CHF hedged) F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD (CHF hedged) F-UKdist	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD (EUR hedged) F-acc	0.14%	0.14%
- High Grade Long Term Bond USD (EUR hedged) F-UKdist	0.14%	0.14%
- Sovereign Long Term Bonds GBP F-UKdist	0.12%	0.12%
- Sovereign Short Term Bonds GBP F-UKdist	0.12%	0.12%

The effective Flat fee has been changed during the reporting period. Details can be found in the table above.

Out of the above flat fee the Company will bear all costs incurred in connection with the administration, portfolio management and safekeeping of Company's assets as well as distribution of the respective subfund, such as:

- annual fees and expenses for approving and supervising the Company in Luxembourg and abroad;
- other fees charged by the supervisory authorities;
- printing of the Articles of Incorporation, prospectuses and the annual and semi-annual reports;
- price publications and publication of notices to shareholders;
- fees incurred in connection with the listing of the Company and sales within Luxembourg and abroad;
- commission and expenses of the custodian for safekeeping of the Company's assets, dealing with payments and other duties required under the Luxembourg law of 17 December 2010 as amended;
- fees and other expenses for the payment of dividends to shareholders and
- auditor's fees.

Out of the management commission sales fees are paid to distributors and asset managers of the fund.

From 1 April 2015, the following regulations shall replace the respective provisions listed in the section entitled "Flat fee":

1. For the management, portfolio management and distribution of the Company (if applicable), as well as for all the tasks of the Custodian Bank, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the handling of payment transactions and all other tasks listed in the section "Custodian Bank and main paying agent" of the sales prospectus, the Management Company receives from the Company's assets a maximum flat fee based on the net asset value of the Company, in accordance with the following provisions: This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat fee).
2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses which are also charged to the Company:
 - a) all additional expenses related to management of the Company's assets for the sale and purchase of assets (bid/offer spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). These expenses are generally calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
 - b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as all fees of the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2015

The notes are an integral part of the financial statements.

107

- c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as any other fees paid to the auditor for the services it provides in relation to the administration of the Fund and as permissible by law;
 - d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Company, as well as for the general safeguarding of the interests of the Company and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
 - e) costs for the publication of the Company's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
 - f) costs for the Company's legal documents (prospectuses, KIID, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
 - g) costs for the Company's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees, translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
 - h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Company, including fees for external advisers;
 - i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or usufructuary rights of the Company;
 - j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Custodian Bank for protecting the interests of the investors;
 - k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Company's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Custodian Bank costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable and disclosed, and taken into account in the disclosure of the Company's total expense ratio (TER).
3. The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Company.

The custodian bank, administrative agent and Company are nevertheless entitled to be reimbursed the costs of non-routine arrangements made by them in the interests of the shareholders; otherwise such expenses will be charged direct to the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat fee.

The Company will also bear all transaction expenses arising in connection with the administration of the Company assets (brokerage commission in line with the market, fees, fiscal charges, etc.).

All taxes which are levied on the income and assets of the Company, particularly the "taxe d'abonnement" (subscription duty), will also be borne by the Company.

All costs which can be allocated to individual subfunds will be charged to these subfunds. Costs which can be allocated to share classes will be charged to these share classes. If costs pertain to several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to the subfunds/share classes concerned in proportion to their relative net asset values.

In the subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject in Luxembourg to the subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced taxe d'abonnement amounting to 0.01% p.a. for some share classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Company at the end of each quarter.

The "taxe d'abonnement" is waived for that part of the Company's assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the taxe d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

The average fees (brokerage commission, stock exchange fees/duties, etc.) incurred by the subfund in connection with the related transactions may be charged to the investor on a net asset value basis. This income is in favour of the subfund and mentioned in the statement of operations as "Other income". Other income mainly consist in incomes resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Income Distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfund shall decide, upon the proposal of the Board of Directors and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund and/or share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum volume of assets prescribed by law. If a distribution is made, payment will be effected no later than four month after the end of the financial year.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2015

Note 6 – Commitments on Financial Futures, Options and Swaps

Commitments on Financial Futures, Options and Swaps per subfund and respective currency as of 31 October 2015 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

Focused SICAV	Financial Futures on bonds (bought)	Financial Futures on bonds (sold)
– Corporate Bond EUR	– EUR	90 243 780.00 EUR
– Global Bond	85 535 229.04 USD*	109 277 508.44 USD
– High Grade Bond EUR	3 753 180.00 EUR	– EUR
– High Grade Bond USD	13 955 000.04 USD	– USD
– High Grade Long Term Bond EUR	– EUR	2 515 360.00 EUR
– High Grade Long Term Bond USD	42 136 875.00 USD	59 886 719.00 USD

* The Commitments on TBA amount 16 223 602.05 USD

Focused SICAV	Financial Futures on Indices (bought)	Financial Futures on Indices (sold)
– Global Equity Strategy USD	5 568 420.00 USD	120 403 640.46 USD

b) Options

Focused SICAV	Options on indices, classic-styled (bought)	Options on indices, classic-styled (sold)
– Global Equity Strategy USD	7 714 425.00 USD	– USD

c) Swaps

Focused SICAV	Credit default swaps (bought)	Credit default swaps (sold)
– Global Bond	74 072 306.34 USD	8 713 834.90 USD

Focused SICAV	Swaps and forward swaps on interest rates (bought)	Swaps and forward swaps on interest rates (sold)
– High Grade Long Term Bond CHF	32 000 000.00 CHF	87 000 000.00 CHF
– High Grade Bond CHF	– CHF	16 000 000.00 CHF

Note 7 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

Focused SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) DH F-acc	0.21%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) F-acc	0.20%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) DH F-acc	0.21%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) F-acc	0.21%
– Corporate Bond EUR DH F-acc	0.21%
– Corporate Bond EUR F-acc	0.20%
– Corporate Bond EUR F-UKdist	0.20%
– Global Bond (CAD hedged) F-acc	0.17%
– Global Bond (CHF hedged) F-acc	0.21%
– Global Bond (EUR hedged) F-acc	0.21%
– Global Bond (EUR hedged) F-UKdist	0.22%
– Global Bond (GBP hedged) F-acc	0.21%
– Global Bond (GBP hedged) F-UKdist	0.22%
– Global Bond (USD) F-acc	0.21%
– Global Bond F-UKdist	0.22%
– Global Equity Strategy USD (CHF hedged) F-acc	0.60%
– Global Equity Strategy USD (EUR hedged) F-acc	0.60%
– Global Equity Strategy USD (GBP hedged) F-acc	0.60%
– Global Equity Strategy USD F-acc	0.60%
– High Grade Bond CHF F-acc	0.15%
– High Grade Bond EUR F-acc	0.15%
– High Grade Bond EUR F-UKdist	0.15%
– High Grade Bond GBP F-acc	0.15%
– High Grade Bond GBP F-UKdist	0.15%
– High Grade Bond USD (EUR hedged) F-acc	0.16%
– High Grade Bond USD F-acc	0.15%
– High Grade Long Term Bond CHF F-acc	0.15%
– High Grade Long Term Bond EUR (CHF hedged) F-acc	0.14%
– High Grade Long Term Bond EUR (USD hedged) F-acc	0.14%
– High Grade Long Term Bond EUR F-acc	0.15%
– High Grade Long Term Bond EUR F-UKdist	0.15%
– High Grade Long Term Bond GBP F-acc	0.15%
– High Grade Long Term Bond GBP F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (CHF hedged) F-acc	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (CHF hedged) F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (EUR hedged) F-acc	0.15%
– High Grade Long Term Bond USD (EUR hedged) F-UKdist	0.16%
– High Grade Long Term Bond USD (SGD hedged) F-acc	0.15%
– High Grade Long Term Bond USD F-acc	0.15%
– High Grade Long Term Bond USD F-UKdist	0.15%

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

The changes on the effective Flat Fee during the reporting period may be found in Note 2.

Note 8 – Liquidation

The following subfunds have been liquidated as at 27 November 2014:

Focused SICAV – Sovereign Long Term Bonds GBP
Focused SICAV – Sovereign Short Term Bonds GBP

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2015

The notes are an integral part of the financial statements.

109

Note 9 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 October 2015, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions, as follows:

Focused SICAV	Transaction costs
– Convert Global	4 571.25 EUR
– Corporate Bond EUR	26 261.40 EUR
– Global Bond	33 273.55 USD
– Global Equity Strategy USD	359 181.67 USD
– High Grade Bond CHF	1 222.05 CHF
– High Grade Bond EUR	2 879.60 EUR
– High Grade Bond GBP	- GBP
– High Grade Bond USD	1 160.00 USD
– High Grade Long Term Bond CHF	1 222.80 CHF
– High Grade Long Term Bond EUR	5 283.10 EUR
– High Grade Long Term Bond GBP	- GBP
– High Grade Long Term Bond USD	29 029.00 USD
– Sovereign Long Term Bonds GBP	- GBP
– Sovereign Short Term Bonds GBP	- GBP

Note 10 – Mergers

The following mergers occurred:

Subfunds	Merged into	Date
UBS (Lux) SIF SICAV 1	Focused SICAV	
– Global Equity Strategy Fund I	– Global Equity Strategy USD	03.12.2014
Focused SICAV	UBS (Lux) Bond SICAV	
– Convert Global	– Convert Global (EUR)	25.08.2015

Note 11 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the custodian. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the custodian can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which Company shares were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Management Company and the Custodian Bank may recognise approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Custodian Bank) into the languages concerned as binding upon themselves.

Note 12 – OTC Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Custodian bank/Custodian in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Custodian Bank or within their sub custodian/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfil its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS (Luxembourg) S.A. acts as securities lending agent.

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

OTC-Derivatives*

Subfund Counterparty	Market value	Collateral
Focused Sicav – Corporate Bond EUR		
UBS AG	381 159.09 EUR	0.00 EUR
Focused Sicav – Global Bond		
Barclays	-833 788.21 USD	0.00 USD
Citibank	-32 088.37 USD	0.00 USD
Credit Suisse	984.38 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-307 659.17 USD	0.00 USD
JP Morgan	-572 451.52 USD	0.00 USD
Merrill Lynch	-9 342.84 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-692.29 USD	0.00 USD
UBS AG	-3 224 526.05 USD	0.00 USD
Wells Fargo	3 462.35 USD	0.00 USD
Focused Sicav – Global Equity Strategy USD		
UBS AG	-3 299 448.31 USD	0.00 USD
Focused Sicav – High Grade Bond CHF		
UBS AG	157 831.71 CHF	0.00 CHF
Zuercher Kantonalbank	38 850.93 CHF	0.00 CHF
Focused Sicav – High Grade Bond USD		
UBS AG	-365 885.92 USD	0.00 USD
Focused Sicav – High Grade Long Term Bond CHF		
UBS AG	242 952.23 CHF	0.00 CHF
Zuercher Kantonalbank	83 518.94 CHF	0.00 CHF
Focused Sicav – High Grade Long Term Bond EUR		
UBS AG	-1 104.78 EUR	0.00 EUR
Focused Sicav – High Grade Long Term Bond USD		
UBS AG	-14 282 560.38 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2015

The notes are an integral part of the financial statements.

111

Securities Lending

Focused SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 October 2015		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 October 2015		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS AG)	Equity	Bonds	Cash
- Convert Global	1 691 318.11 EUR	1 822 794.15 EUR	44.38	55.62	0.00
- Corporate Bond EUR	59 030 141.45 EUR	63 603 687.36 EUR	44.38	55.62	0.00
- Global Bond	224 578 704.21 USD	241 941 496.86 USD	44.38	55.62	0.00
- High Grade Bond CHF	7 127 105.00 CHF	7 679 299.88 CHF	44.38	55.62	0.00
- High Grade Bond EUR	77 291 993.97 EUR	83 280 434.36 EUR	44.38	55.62	0.00
- High Grade Bond GBP	100 578 403.10 GBP	108 371 031.29 GBP	44.38	55.62	0.00
- High Grade Bond USD	48 585 084.30 USD	52 349 366.55 USD	44.38	55.62	0.00
- High Grade Long Term Bond CHF	18 652 520.00 CHF	20 097 682.67 CHF	44.38	55.62	0.00
- High Grade Long Term Bond EUR	104 865 322.69 EUR	112 990 093.46 EUR	44.38	55.62	0.00
- High Grade Long Term Bond GBP	250 521 202.25 GBP	269 931 120.51 GBP	44.38	55.62	0.00
- High Grade Long Term Bond USD	802 826 285.65 USD	865 027 777.74 USD	44.38	55.62	0.00

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2015

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 October 2015

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
Asset Backed Securities, floating rate			
EUR			
EUR CADOGAN SQUARE CLO-REG-S-SUB 6M LIBOR+20BP 06-12.08.22	600 000.00	651 655.13	0.09
EUR PALS CDO PLC-REG-S-SUB 3M EURIBOR+100BP 01-24.07.16	650 000.00	71.80	0.00
Total EUR		651 726.93	0.09
Total Asset Backed Securities, floating rate		651 726.93	0.09
Notes, fixed rate			
EUR			
EUR BACARDI LTD-REG-S 2.75000% 13-03.07.23	1 310 000.00	1 545 160.89	0.21
EUR BAGGOT SECURITIES LTD-REG-S 10.24000% 13-PRP	585 000.00	653 225.28	0.09
EUR BRESNAHER BANK LUXEMBOURG SA-SUB 6.25000% 01-26.02.16	1 435 000.00	1 608 284.57	0.21
EUR PETROBRAS GLOBAL FINANCE BV 3.25000% 12-01.04.19	2 075 000.00	1 907 801.24	0.25
EUR STATE GRID EUROPE DEVELOPMENT-REG-S 1.50000% 15-26.01.22	1 175 000.00	1 266 111.72	0.17
Total EUR		6 980 583.70	0.93
GBP			
GBP PGH CAPITAL LTD-SUB 6.62500% 15-18.12.25	800 000.00	1 241 561.69	0.16
Total GBP		1 241 561.69	0.16
USD			
USD ACTAVIS FUNDING SCS 4.75000% 15-15.03.45	1 010 000.00	965 875.12	0.13
USD APT PIPELINES LTD-REG-S 4.20000% 15-23.01.25	1 640 000.00	1 583 791.20	0.21
USD CENTRICA PLC-144A 6.37500% 13-16.10.43	770 000.00	773 850.00	0.10
USD CF INDUSTRIES INC 5.15000% 14-15.03.34	1 560 000.00	1 537 303.56	0.20
USD CNPC GENERAL CAPITAL LTD-REG-S 3.40000% 13-16.04.23	710 000.00	692 754.10	0.09
USD CVS HEALTH CORP 5.12500% 15-20.07.45	2 145 000.00	2 321 064.03	0.31
USD ENERGY TRANSFER PARTNERS LP 6.05000% 13-01.06.41	1 110 000.00	989 008.89	0.13
USD FREEPORT MCMORGAN COPPER & GOLD INC 3.55000% 12-01.03.22	1 680 000.00	1 338 120.00	0.18
USD FREEPORT MCMORGAN OIL & GAS LLC 6.50000% 12-15.11.20	372 000.00	518 375.00	0.07
USD IMPERIAL TOBACCO FINANCE PLC-144A 6.95000% 15-21.07.20	1 255 000.00	1 261 006.43	0.17
USD JOHNSON CONTROLS INC 4.95000% 14-02.07.64	615 000.00	527 799.76	0.07
USD JPMORGAN CHASE & CO-SUB 3.87500% 14-10.09.24	1 105 000.00	1 103 823.18	0.15
USD JPMORGAN CHASE & CO 2.25000% 15-23.01.20	3 745 000.00	3 715 399.52	0.49
USD KINDER MORGAN ENERGY PARTNERS LP 3.50000% 14-01.03.21	2 550 000.00	2 415 997.50	0.32
USD KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 2.62500% 12-25.01.22	4 900 000.00	5 089 321.30	0.67
USD MEDTRONIC INC 4.00000% 13-01.04.43	765 000.00	734 234.00	0.10
USD NEXEN INC 6.40000% 07-15.05.37	1 670 000.00	1 950 451.45	0.26
USD PERIGO CO 4.00000% 14-15.11.23	855 000.00	839 359.49	0.11
USD PEZZER INC 5.20000% 15-12.08.20	2 040 000.00	2 300 977.20	0.30
USD REYNOLDS AMERICAN INC 5.70000% 15-15.08.35	520 000.00	568 842.04	0.08
USD SINOPEC CAPITAL 2013 LTD-REG-S 3.12500% 13-24.04.23	2 650 000.00	2 543 602.50	0.34
USD SWEDBANK MORTGAGE AB-REG-S 2.37500% 12-05.04.17	4 230 000.00	4 303 813.50	0.57
USD SWEDISH EXPORT CREDIT CORP 1.12500% 13-05.04.18	2 160 000.00	2 157 375.60	0.29
USD THERMO FISHER SCIENTIFIC INC 2.40000% 13-01.02.19	1 760 000.00	1 772 821.60	0.23
USD TRANSCOILAN INC 6.50000% 10-15.11.20	8 030 000.00	6 430 745.20	0.85
USD VALERO ENERGY CORP 6.62500% 07-15.06.37	690 000.00	763 251.78	0.10
USD WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC 3.80000% 14-18.11.24	1 645 000.00	1 632 670.73	0.22
USD XLIT LTD 5.25000% 13-15.12.43	605 000.00	638 283.47	0.08
USD ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC 4.45000% 15-15.08.45	1 645 000.00	1 556 679.95	0.21
Total USD		53 026 604.10	7.03
Total Notes, fixed rate		61 248 749.49	8.12
Notes, floating rate			
GBP			
GBP LIVERPOOL VICTORIA FRIENDLY-REG-S-SUB 6.500%VAR 13-22.05.43	970 000.00	1 472 870.50	0.19
Total GBP		1 472 870.50	0.19
USD			
USD ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 5.625%VAR 14-PRP	1 205 000.00	1 190 841.25	0.16
USD ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC-SUB 7.500%VAR 15-PRP	1 350 000.00	1 397 250.00	0.18
Total USD		2 588 091.25	0.34
Total Notes, floating rate		4 060 961.75	0.53
Medium term notes, fixed rate			
AUD			
AUD EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.12500% 07-23.01.17	7 240 000.00	5 410 785.11	0.72
Total AUD		5 410 785.11	0.72
EUR			
EUR ZF RETE GAS SPA-REG-S 1.12500% 14-02.01.20	1 000 000.00	1 107 632.56	0.15
EUR ACHMEA BV 2.50000% 13-10.11.20	2 375 000.00	2 776 260.24	0.37
EUR ALUMINON NETWORK PTY LTD-REG-S 2.00000% 14-18.09.24	2 140 000.00	2 276 839.40	0.30
EUR AUSTRALIA PACIFIC AIR MELBOURNE-REG-S 1.75000% 14-15.10.24	1 173 000.00	1 289 495.96	0.17
EUR BANK OF AMERICA CORP-REG-S 1.37500% 14-10.09.21	1 380 000.00	1 532 283.00	0.20
EUR BEVA SENIOR FINANCE SA 3.25000% 13-21.03.16	400 000.00	447 016.50	0.06
EUR CANAL DE ISABEL II GESTION SA-REG-S 1.68000% 15-26.02.25	600 000.00	635 854.22	0.08
EUR CELINEX TELECOM SAU-REG-S 3.12500% 15-27.07.22	1 200 000.00	1 292 957.47	0.17
EUR CAN INDUSTRIAL FINANCE EUROPE SA-REG-S 2.75000% 14-18.03.19	950 000.00	1 034 075.03	0.14
EUR COCA-COLA HBC FINANCE BV 2.37500% 13-18.06.20	1 860 000.00	2 170 161.37	0.29

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2015

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR EOP FINANCE BV-REG-S 2.00000% 15-22.04.25	790 000.00	817 380.90	0.11
EUR ELENA FINANCE OY-REG-S 2.87500% 13-17.12.20	1 240 000.00	1 464 211.37	0.19
EUR FGA CAPITAL IRELAND PLC-REG-S 2.62500% 14-17.04.19	1 320 000.00	1 506 650.25	0.20
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC-REG-S 1.37500% 15-26.07.22	1 985 000.00	2 175 736.60	0.29
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S 4.37500% 12-15.10.19	400 000.00	499 655.29	0.07
EUR JEFFERIES GROUP INC-REG-S 2.37500% 14-20.05.20	650 000.00	699 023.62	0.09
EUR NETASAS SRO-REG-S 2.50000% 14-28.07.21	2 150 000.00	2 465 128.65	0.33
EUR NOMURA EUROPE FINANCE NV-REG-S 1.50000% 14-12.05.21	1 400 000.00	1 544 143.84	0.20
EUR ORIGIN ENERGY FINANCE LTD-REG-S 2.50000% 13-23.10.20	2 170 000.00	2 315 469.57	0.31
EUR PGE SWEDEN AB-REG-S 1.62500% 14-09.06.19	650 000.00	722 711.18	0.09
EUR PRINCIPAL FINANCIAL GLOBAL FDS I LLC 4.50000% 07-26.01.17	900 000.00	1 041 587.74	0.14
EUR REDEXIS GAS FINANCE BV-REG-S 2.75000% 14-08.04.21	1 395 000.00	1 635 973.18	0.22
EUR REDEXIS GAS FINANCE BV-REG-S 1.87500% 15-27.04.27	2 690 000.00	2 649 188.97	0.35
EUR REN FINANCE BV-REG-S 4.75000% 13-16.10.20	2 015 000.00	2 173 951.26	0.34
EUR REN FINANCE BV-REG-S 2.50000% 15-12.02.25	320 000.00	354 866.60	0.05
EUR SANTANDER INTERNATIONAL DEBT SA 1.37500% 14-25.03.17	1 200 000.00	1 343 090.92	0.18
EUR SKY PLC-REG-S 2.50000% 14-15.09.26	1 185 000.00	1 349 916.82	0.18
EUR SNG BANK NV 2.12500% 12-30.08.17	1 460 000.00	1 676 123.22	0.22
EUR TSC AS-REG-S 1.75000% 15-27.02.27	650 000.00	623 243.53	0.08
EUR TELICOM ITALIA SPA-REG-S 3.25000% 15-16.01.23	825 000.00	945 693.62	0.12
EUR TEOLUSKJØEN VOMA OY 4.62500% 13-04.02.29	805 000.00	961 156.35	0.13
EUR TEOLUSKJØEN VOMA OY REG-S 2.50000% 14-17.03.21	600 000.00	654 591.29	0.09
EUR TESCO CORPORATE TREASURY SERVICES PLC 2.12500% 13-12.11.20	760 000.00	826 789.88	0.11
EUR TRANSGURBAN FINANCE CO PTY LTD 1.87500% 14-16.09.24	600 000.00	652 523.39	0.09
Total EUR		46 061 383.79	6.11
GBP			
GBP AA BOND CO LTD-REG-S 4.12500% 13-02.07.18	1 670 000.00	2 791 141.70	0.36
GBP ABN AMRO BANK NV 4.87500% 12-16.01.19	850 000.00	1 425 307.45	0.19
GBP AERONIA FINANCE PLC-REG-S 4.04000% 13-30.06.20	840 000.00	1 418 313.96	0.19
GBP AERONIA FINANCING PLC-REG-S 4.88200% 13-31.12.32	1 230 000.00	2 041 627.00	0.27
GBP GATWICK FUNDING LTD 5.25000% 12-23.01.24	530 000.00	926 872.89	0.12
GBP SOUTHERN GAS NETWORKS PLC-REG-S 2.50000% 15-03.02.25	470 000.00	687 549.43	0.09
GBP VERIZON COMMUNICATIONS INC 4.75000% 14-17.02.34	410 000.00	665 510.07	0.09
GBP VIRGIN MEDIA SECURE FIN PLC-REG-S 5.12500% 28.01.15-15.01.25	460 000.00	682 007.04	0.09
Total GBP		10 548 329.54	1.40
USD			
USD ASA GROUP LTD-REG-S 1.75000% 13-13.03.18	1 960 000.00	1 945 260.80	0.26
USD EUROPLAN INVESTMENT BANK REG-S 2.12500% 12-15.03.19	1 315 000.00	1 347 322.70	0.18
USD MORGAN STANLEY SUB 4.35000% 14-08.09.26	2 060 000.00	2 089 748.46	0.28
USD NPW BANK-REG-S 2.12500% 12-09.02.17	6 250 000.00	6 353 550.00	0.84
USD PRUDENTIAL FINANCIAL INC 4.60000% 14-15.05.44	1 980 000.00	2 010 282.12	0.26
Total USD		13 746 164.08	1.82
Total Medium term notes, fixed rate		75 766 662.52	10.05
Medium term notes, floating rate			
EUR			
EUR ACHMEA BV-REG-S SUB 4.250%/3M EURBOR+455BP 15-PPF	1 395 000.00	1 446 231.47	0.19
EUR CHINGROUP INC-SUB 4.750%/3M EURBOR+74BP 07-31.05.17	600 000.00	660 435.93	0.09
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S SUB 4.125%/VAR 14-PPF	1 600 000.00	1 784 106.96	0.24
EUR GAS NETWORKS IRELAND-REG-S 3.625%/RAIOWS LINKED 12-04.12.17	530 000.00	624 421.31	0.08
EUR NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD-REG-S SUB 2.000%/VAR 14-12.11.24	1 900 000.00	2 060 867.07	0.27
EUR SANTOS FIN LTD-SUB 8.250%/3M EURBOR+485 BP 10-22.09.70	1 760 000.00	1 996 949.16	0.27
EUR TOTAL SA-REG-S SUB 2.625%/VAR 15-PPF	900 000.00	916 439.73	0.12
EUR UBS AG-REG-S SUB 4.750%/VAR 14-12.02.26	685 000.00	809 865.09	0.11
Total EUR		10 299 516.72	1.37
GBP			
GBP AXA SA-SUB 6.6666%/3M LIBOR+250BP 06-PPF	1 188 000.00	1 861 919.80	0.24
GBP BELFUS FINANCING CO-SUB 5.875%/3M LIBOR+70BP 07-09.02.17	1 275 000.00	1 944 496.13	0.26
Total GBP		3 806 415.93	0.50
USD			
USD ABN AMRO BANK NV-SUB 6.25000% 12-13.09.22	1 950 000.00	2 059 648.50	0.27
USD CREDIT SUISSE GROUP GUERIN-REG-S SUB 7.875%/VAR 11-24.02.41	1 255 000.00	1 300 182.40	0.17
USD STANDARD CHARTERED-REG-S SUB 4.000%/H15Y+325BP 12-12.07.22	1 980 000.00	2 002 413.60	0.27
Total USD		5 362 844.50	0.71
Total Medium term notes, floating rate		19 468 777.15	2.58
Bonds, fixed rate			
AUD			
AUD AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	34 420 000.00	24 937 827.28	3.31
Total AUD		24 937 827.28	3.31
CAD			
CAD CANADA, GOVERNMENT 1.75000% 13-01.03.19	4 830 000.00	3 824 063.27	0.51
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.50000% 13-01.06.24	4 330 000.00	3 500 682.95	0.47
CAD CANADA, GOVERNMENT 3.50000% 11-01.12.45	4 930 000.00	4 739 522.30	0.63
Total CAD		12 154 268.52	1.61
EUR			
EUR AGURS DE BARCELONA FINANCE SAS-REG-S 1.94400% 14-15.09.21	925 000.00	1 033 061.50	0.14
EUR ALBEMARLE CORPORATION-REG-S 1.87500% 14-08.12.21	1 415 000.00	1 506 246.17	0.20
EUR AON PLC 2.87500% 14-14.05.26	615 000.00	708 184.98	0.09
EUR BADTRANS ENTERPRISES LTD REG-S 1.62500% 15-23.02.18	840 000.00	922 338.56	0.12
EUR BELGIUM KINGDOM DE-144A-REG-S 2.60000% 14-22.06.24	6 945 000.00	8 942 243.38	1.19
EUR BHARTI AIRTEL NTL NETHERLANDS BV-REG-S 4.00000% 13-10.12.18	1 860 000.00	2 187 543.70	0.29

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2015

The notes are an integral part of the financial statements.

25

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR COP RETI SPA-REG-S 1.87500% 15-29.05.22	1 730 000.00	1 921 306.81	0.25
EUR ECOLAB INC 2.62500% 15-08.07.25	885 000.00	1 038 579.34	0.14
EUR ET TOWERS SPA 3.87500% 13-26.04.18	740 000.00	869 847.14	0.12
EUR FRANCE, REPUBLIC OF OAT 2.25000% 12-25.10.22	8 540 000.00	10 670 470.51	1.41
EUR FRANCE, REPUBLIC OF OAT 1.75000% 14-25.11.24	10 270 000.00	12 406 624.61	1.64
EUR GENERAL ELECTRIC CO 1.87500% 15-28.05.27	1 350 000.00	1 518 702.09	0.20
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 3.25000% 10-04.07.42	9 360 000.00	15 195 998.42	2.01
EUR IRELAND 3.40000% 14-18.03.24	10 730 000.00	14 176 061.82	1.88
EUR IRELAND, REPUBLIC OF-REG-S 2.00000% 15-18.02.45	2 760 000.00	2 977 491.28	0.39
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 4.75000% 08-01.08.23	3 980 000.00	5 538 279.87	0.73
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 5.00000% 09-01.03.25	9 270 000.00	13 374 089.79	1.77
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 5.50000% 12-01.09.22	20 200 000.00	28 861 952.16	3.83
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 2.50000% 14-01.05.19	8 350 000.00	9 936 368.17	1.32
EUR MERCK & CO INC 1.87500% 14-15.10.26	1 145 000.00	1 306 234.59	0.17
EUR MERCK KGAA-REG-S-SUB 3.375%STEP 14-12.12.74	1 110 000.00	1 221 894.46	0.16
EUR MONDELEZ INTERNATIONAL INC 2.37500% 13-26.01.21	1 000 000.00	1 169 040.05	0.17
EUR MPT OPERATING PARTNERSHIP LP/HN CORP 4.00000% 15-19.08.22	2 650 000.00	2 958 791.22	0.39
EUR NETHERLANDS, KINGDOM OF THE-NAAM-REG-S 1.75000% 13-15.07.23	10 680 000.00	13 024 028.97	1.73
EUR NUMERICAL GROUP SA-REG-S 5.37500% 14-15.05.22	430 000.00	490 023.73	0.06
EUR PROCLUE.COM INC-REG-S 2.37500% 14-23.09.24	1 260 000.00	1 452 451.04	0.19
EUR SHAL KINGDOM OF-REG-S 1.80000% 15-30.04.25	3 690 000.00	4 072 381.35	0.54
EUR SA MANUFACTURING LTD-REG-S 3.62500% 15-15.04.23	1 340 000.00	1 407 329.62	0.19
EUR TDF INFRASTRUCTURE SAS 2.87500% 15-19.10.22	1 300 000.00	1 460 141.84	0.19
Total EUR		162 302 707.77	21.50
GBP			
GBP BURA FINANCE PLC 3.37500% 14-17.06.21	685 000.00	1 079 685.87	0.14
GBP BURA FINANCE PLC-REG-S-SUB 5.00000% 13-25.04.23	410 000.00	642 790.71	0.09
GBP NORTHERN GAS NETWORKS FINANCE PLC 5.87500% 09-08.07.19	850 000.00	1 482 398.52	0.20
GBP SCOTTISH WIDOWS PLC-REG-S-SUB 5.50000% 13-16.06.23	480 000.00	766 190.43	0.10
GBP TRAVERS PERKINS PLC-REG-S 4.375% 14-15.09.21	730 000.00	1 137 186.66	0.15
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 4.25000% 06-07.12.27	1 820 000.00	3 475 001.93	0.46
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 4.00000% 09-22.01.60	3 890 000.00	8 407 798.54	1.12
GBP UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN & N IRL 3.25000% 12-22.01.44	3 380 000.00	5 882 499.14	0.78
GBP UNITED KINGDOM TREASURY GILT 1.75000% 13-22.07.19	13 360 000.00	21 140 760.33	2.80
GBP WALES & WEST UTILITIES FINANCE PLC 6.25000% 09-30.11.21	300 000.00	553 540.84	0.07
Total GBP		44 567 872.97	5.91
JPY			
JPY JAPAN 1.70000% 14-20.09.44	950 000 000.00	8 554 526.69	1.14
JPY JAPAN 2.10000% 09-20.12.29	920 000 000.00	9 142 592.99	1.21
JPY JAPAN 2.30000% 05-20.06.35	1 895 000 000.00	19 152 259.12	2.54
Total JPY		36 849 378.80	4.89
KRW			
KRW KOREA, REPUBLIC OF 5.75000% 08-10.09.18	12 200 000 000.00	11 898 276.43	1.58
Total KRW		11 898 276.43	1.58
NZD			
NZD NEW ZEALAND 3.00000% 13-15.04.20	13 045 000.00	8 920 070.00	1.19
Total NZD		8 920 070.00	1.19
SEK			
SEK SWEDEN, KINGDOM OF 1.50000% 11-13.11.23	34 240 000.00	4 359 002.28	0.58
Total SEK		4 359 002.28	0.58
USD			
USD BARCLAYS PLC-REG-S 2.25000% 12-19.05.17	3 360 000.00	3 413 928.00	0.46
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC-SUB 5.15000% 15-22.05.45	1 600 000.00	1 606 052.80	0.21
Total USD		5 019 980.80	0.67
Total Bonds, fixed rate		311 009 384.85	41.24
Bonds, floating rate			
EUR			
EUR ABN AMRO BANK NV-REG-S-SUB 5.750%/VAR 15-PRP	1 300 000.00	1 436 102.44	0.19
EUR AMERICA MOVIL SAB DE CV-REG-S-SUB 5.12500% 13-06.09.73	1 000 000.00	1 230 728.34	0.16
EUR BANCO SANTANDER SA-REG-S-SUB 6.250%/VAR 14-PRP	700 000.00	753 652.98	0.10
EUR BANK OF IRELAND-REG-S-SUB 7.375%/VAR 15-PRP	335 000.00	382 943.16	0.05
EUR BARCLAYS PLC-SUB 6.500%/VAR 14-PRP	725 000.00	807 094.02	0.11
EUR DEUTSCHE ANWINTON FN BV-REG-S-SUB 4.000%/VAR 14-PRP	1 400 000.00	1 516 275.14	0.20
EUR DONG ENERGY AS-REG-S-SUB 3.000%/VAR 15-06.11.3015	1 220 000.00	1 309 897.73	0.17
EUR FINANCIERE QUICK SAS-REG-S 3M EURIBOR+750BP 14-15.10.19	1 545 000.00	1 389 582.31	0.19
EUR GDF SUEZ-SUB 4.750%/VAR 13-PRP	2 800 000.00	3 306 654.89	0.44
EUR RABOBANK NEDERLAND NV-REG-S-SUB 2.500%/VAR 14-26.05.26	500 000.00	555 870.92	0.07
EUR RABOBANK NEDERLAND NV-REG-S 5.500%/VAR 15-PRP	3 775 000.00	4 196 366.79	0.56
EUR REXAM PLC-SUB 6.75000%/VAR 07-29.06.67	1 020 000.00	1 130 021.83	0.15
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 4.200%/VAR 14-PRP	1 100 000.00	1 225 990.28	0.16
Total EUR		19 241 181.43	2.55
GBP			
GBP CENTRICA PLC-REG-S-SUB 5.250%/VAR 15-10.04.75	840 000.00	1 273 918.74	0.17
GBP COVENTRY BUILDING SOCIETY-REG-S-SUB 6.375% 14-PRP	1 030 000.00	1 528 741.17	0.20
GBP J SAINSBURY PLC-REG-S-SUB 6.500%/VAR 15-PRP	750 000.00	1 171 828.95	0.16
GBP ORANGE SA-REG-S-SUB 5.875%/VAR 14-PRP	875 000.00	1 379 552.67	0.18
GBP VIRGIN MONEY HOLDINGS UK-REG-S-SUB 7.875%/VAR 14-PRP	665 000.00	1 035 385.99	0.14
Total GBP		6 389 427.52	0.85

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2015

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD			
USD AQUARIUS/IN/ FOR SWISS REIN-REG-S-SUB 6.375%/NAR 13-01-09-24	750 000.00	725 081.00	0.10
USD HSBC FINANCE CAPITAL TRUST IX 5.911%/NAR 05-30-11-35	2 100 000.00	2 102 100.00	0.28
USD QBE INSURANCE GROUP LTD-REG-S-SUB 6.750%/NAR 14-02-12-44	2 595 000.00	2 717 691.60	0.36
USD SVENSKA HANDELSBANKEN AB-REG-S-SUB 5.250%/NAR 15-PRP	1 785 000.00	1 721 382.60	0.23
USD SWEDBANK AB-REG-S-SUB 5.500%/NAR 15-PRP	1 800 000.00	1 778 400.00	0.23
Total USD		9 044 655.20	1.20
Total Bonds, floating rate		34 675 264.15	4.60
Treasury notes, fixed rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 15-15-08-25	500 000.00	493 349.50	0.07
Total USD		493 349.50	0.07
Total Treasury notes, fixed rate		493 349.50	0.07
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		507 374 876.34	67.28
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Asset Backed Securities, fixed rate			
USD			
USD AMERICREDIT AUTOMOBILE RECEIVABLES-SUB 2.86000% 13-08-12-19	750 000.00	757 115.55	0.10
USD DRIVE AUTO RECEIVABLES TRT 2015-8-144A 3.84000% 15-15-07-21	600 000.00	592 222.62	0.08
USD DRIVE AUTO RECEIVABLE TR 2015D-144A-SUB 4.59000% 15-17-01-23	725 000.00	727 910.95	0.10
USD FIFTH THIRD AUTO TRUST 2015-1 0.43000% 15-15-11-16	925 000.00	925 000.00	0.12
USD GE CAPITAL CREDIT CARD MASTER NOTE-SUB 1.36000% 12-17-08-20	1 950 000.00	1 948 247.45	0.14
USD SANTANDER DRIVE AUTO RECEIV TRST 2014-1 2.36000% 14-15-04-20	600 000.00	593 467.05	0.07
USD SANTANDER DRIVE AUTO RECEIVABLES-SUB 2.76000% 14-18-02-20	600 000.00	650 103.29	0.08
Total USD		5 203 286.91	0.69
Total Asset Backed Securities, fixed rate		5 203 286.91	0.69
Asset Backed Securities, floating rate			
EUR			
EUR AXOS EUROPE CLO SA-REG-S-SUB RM EURBOR+200BP 07-15-11-23	500 000.00	539 897.69	0.07
Total EUR		539 897.69	0.07
Total Asset Backed Securities, floating rate		539 897.69	0.07
Mortgage Backed Securities, fixed rate			
USD			
USD AMERISCOLD 2010 LLC TRUST-144A-SUB 6.81100% 10-11-01-29	500 000.00	571 809.25	0.08
USD COMMA 2015-CRE2% MORTGAGE TRUST-SUB 4.64500% 15-01-10-48	450 000.00	427 318.34	0.06
USD FANNIE MAE 3.00000% 13-01-07-43	2 029 686.00	1 803 985.27	0.24
USD FANNIE MAE 3.00000% 13-01-08-43	136 385.00	120 494.70	0.02
USD FANNIE MAE 3.50000% 15-01-10-45	1 775 000.00	1 845 893.20	0.24
USD FANNIE MAE 3.50000% 15-01-09-45	760 405.00	750 893.48	0.11
USD FANNIE MAE 3.50000% 15-01-09-45	900 000.00	935 672.85	0.12
USD FANNIE MAE 3.50000% 15-01-10-45	1 028 560.00	1 068 143.05	0.14
USD FANNIE MAE 4.00000% 10-01-01-41	1 357 002.00	506 162.66	0.07
USD FANNIE MAE 4.00000% 11-01-01-41	1 584 763.00	678 970.24	0.09
USD FANNIE MAE 4.00000% 15-01-08-45	1 575 000.00	1 684 860.03	0.22
USD FANNIE MAE 4.00000% 11-01-02-41	938 348.00	402 043.65	0.05
USD FANNIE MAE 4.00000% 11-01-02-41	2 969 225.00	1 258 503.43	0.17
USD FANNIE MAE 4.00000% 11-01-02-41	3 700 000.00	2 138 278.75	0.28
USD FANNIE MAE 4.50000% 14-01-09-44	1 210 638.00	1 028 450.40	0.14
USD FANNIE MAE 4.50000% 14-01-08-44	1 252 033.00	1 113 616.74	0.15
USD FANNIE MAE 4.50000% 14-01-09-44	775 298.00	671 005.97	0.09
USD FANNIE MAE 4.50000% 14-01-12-44	1 130 944.00	1 076 525.02	0.14
USD FANNIE MAE 5.00000% 10-01-06-40	50 000.00	11 876.74	0.00
USD FANNIE MAE 5.00000% 04-01-11-34	5 200 000.00	646 703.97	0.09
USD FANNIE MAE 5.00000% 07-01-04-37	1 242 395.00	201 465.26	0.03
USD FANNIE MAE 5.00000% 07-01-12-37	950 000.00	99 124.31	0.01
USD FREDDIE MAC 3.00000% 13-01-08-43	2 731 841.00	2 410 206.90	0.32
USD FREDDIE MAC 3.50000% 15-01-09-45	900 000.00	932 659.92	0.12
USD FREDDIE MAC 3.50000% 15-01-10-45	1 064 083.00	1 105 772.18	0.15
USD FREDDIE MAC 3.50000% 15-01-09-45	900 000.00	933 932.34	0.12
USD FREDDIE MAC 4.00000% 15-01-08-45	1 900 000.00	2 009 492.96	0.27
USD FREDDIE MAC 4.00000% 15-01-10-45	1 225 000.00	1 304 031.00	0.17
USD FREDDIE MAC 4.00000% 11-01-01-41	4 925 000.00	2 513 368.56	0.33
USD FREDDIE MAC 4.50000% 11-01-03-41	2 647 244.00	767 639.69	0.10
USD FREDDIE MAC 4.50000% 11-01-09-41	1 120 431.00	278 890.91	0.04
USD GNIE MAE 3.00000% 15-01-09-45	2 775 000.00	2 838 332.72	0.38
USD GNIE MAE 3.50000% 12-01-08-42	1 300 000.00	1 044 098.78	0.14
USD GNIE MAE 3.50000% 15-01-10-45	4 500 000.00	4 722 100.65	0.63
USD GNIE MAE 4.50000% 11-01-05-41	1 541 511.00	484 132.30	0.06
USD GNIE MAE 5.50000% 11-01-06-41	1 219 909.00	20 939.25	0.00
USD GNIE MAE 5.50000% 08-01-12-38	1 206 205.00	169 549.49	0.02
USD GNIE MAE 5.50000% 10-01-03-40	1 357 167.00	206 127.54	0.03
USD GNIE MAE 5.50000% 08-01-01-38	1 053 419.00	396 693.11	0.05
USD GNIE MAE 5.50000% 08-01-01-38	1 165 438.00	205 887.01	0.03
USD GNIE MAE 6.50000% 07-01-06-37	8 288 862.00	787 345.39	0.10
USD GNIE MAE 6.50000% 08-01-10-38	8 474 348.00	233 183.82	0.03
USD MORGAN STANLEY BAML TRUST-SUB 4.46400% 14-01-08-47	500 000.00	517 906.20	0.07
Total USD		42 884 268.03	5.69
Total Mortgage Backed Securities, fixed rate		42 884 268.03	5.69

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2015

The notes are an integral part of the financial statements.

27

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Mortgage Backed Securities, floating rate			
USD			
USD CG-CORE CMCL MORTG TRUST-144A-SUB 1M LIBOR+175BP 14-15.06.31	475,000.00	462,088.89	0.06
USD GS MORTGAGE SECURITIES TRUST-144A-SUB 14-15.07.31	975,000.00	967,976.49	0.13
USD JPM CHASE COMM MORT SEC TRST-144A 1M LIBOR+350BP 14-15.07.31	825,000.00	819,603.75	0.11
USD JPMBS COMM MORTG SEC TRST 2015-C30-SUB 4.226%VAR 15-01.07.48	900,000.00	940,967.46	0.13
USD MORGAN STANLEY BAML TRUST-SUB 14-01.11.46	1,000,000.00	1,035,685.50	0.14
USD MORGAN STANLEY BOA ML TRT 2015-C24-SUB VAR 15-01.08.47	900,000.00	930,002.40	0.12
USD MORGAN STANLEY CAPITAL INC-144A-SUB 14-01.07.29	475,000.00	468,670.96	0.06
USD NLY COMMERCIAL MTGE TR-144A-SUB 1M LIBOR+175BP 14-15.11.30	850,000.00	848,046.62	0.11
USD VINDO 2013-PENN MORTGAGE TRUST-144A-SUB 13-01.12.29	725,000.00	737,007.96	0.10
Total USD		7,210,050.03	0.96
Total Mortgage Backed Securities, floating rate		7,210,050.03	0.96
Notes, fixed rate			
USD			
USD ABBVIE INC 4.40000% 13-06.11.42	910,000.00	828,335.69	0.11
USD ALTEL CORP 7.87500% 02-01.07.32	855,000.00	1,070,356.54	0.14
USD ANADARKO PETROLEUM CORP 6.37500% 10-15.09.17	1,050,000.00	1,130,611.65	0.15
USD CAPITAL ONE FINANCIAL CORP 1.00000% 12-06.11.15	1,190,000.00	1,190,015.47	0.16
USD ENABLE MIDSTREAM PARTNERS LP-144A 3.90000% 14-15.05.24	1,250,000.00	1,007,730.00	0.13
USD ENERGY TRANSFER PARTNERS LP 7.50000% 08-01.07.38	620,000.00	645,552.06	0.09
USD ENTERPRISE PRODUCTS OPERATING LLC 5.20000% 10-01.09.20	900,000.00	989,437.50	0.13
USD FIRSTENERGY TRANSMISSION LLC-144A 5.45000% 14-15.07.44	2,515,000.00	2,584,761.07	0.34
USD FREEPORT-MCMORAN COPPER & GOLD INC 3.87500% 13-15.03.23	1,485,000.00	1,161,270.00	0.15
USD GENERAL ELECTRIC CO 4.12500% 12-09.10.42	685,000.00	673,264.58	0.09
USD GENERAL MOTORS CO 6.25000% 14-02.10.43	1,685,000.00	1,860,571.95	0.25
USD GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORP 1.00000% 12-11.12.15	1,445,000.00	1,445,968.15	0.19
USD GLENCORE FUNDING LLC-144A 2.50000% 13-15.01.19	1,855,000.00	1,584,865.63	0.21
USD GLENCORE FUNDING LLC-144A 3.12500% 14-29.04.19	280,000.00	240,100.00	0.03
USD INTESA SANPAOLO SPA 3.87500% 13-16.01.18	685,000.00	707,050.83	0.09
USD LYB INTERNATIONAL FINANCE BV 5.25000% 13-15.07.43	1,120,000.00	1,126,462.40	0.15
USD MICROSOFT CORP 3.50000% 12-15.11.42	1,930,000.00	1,711,485.40	0.23
USD MORGANTO CO 4.20000% 14-15.07.34	1,111,000.00	1,016,354.87	0.13
USD MORGAN STANLEY 2.65000% 15-27.01.20	1,750,000.00	1,761,716.25	0.23
USD MORGAN STANLEY 6.37500% 12-24.07.42	1,140,000.00	1,433,192.04	0.19
USD MOSAIC CO 5.85000% 13-15.11.23	1,030,000.00	1,069,943.40	0.14
USD NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD-REG-S 2.00000% 12-20.06.17	3,650,000.00	3,696,939.00	0.49
USD NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING-144A 1.85000% 12-15.05.17	3,250,000.00	3,272,688.25	0.43
USD NORLE HOLDING INTERNATIONAL LTD 5.95000% 15-01.04.25	840,000.00	753,566.84	0.09
USD ORION ENERGY FINANCE LTD-REG-S 5.45000% 15-14.10.21	1,180,000.00	1,194,974.20	0.16
USD PHILLIPS 66 PARTNERS LP 4.60000% 15-15.02.45	605,000.00	490,518.88	0.07
USD PPL CAPITAL FUNDING INC 4.70000% 13-01.06.43	505,000.00	513,796.60	0.07
USD QBE INSURANCE GROUP LTD-144A 2.40000% 13-01.05.18	950,000.00	954,742.40	0.13
USD SUNAMOUNT BANKS INC 2.35000% 13-01.11.18	725,000.00	729,176.73	0.10
USD TAUSMAN ENERGY INC 3.75000% 10-01.02.21	1,825,000.00	1,666,325.38	0.22
USD TEACHERS INSURANCE&ANNUITY ASS-144A-SUB 4.90000% 14-15.09.44	1,240,000.00	1,284,859.48	0.17
USD TESCO PLC-REG-S 2.70000% 11-05.01.17	2,290,000.00	2,278,083.70	0.30
USD UNITED AIRLINES 4.00000% 14-11.04.26	1,270,000.00	1,256,900.09	0.17
USD VALE SA 5.62500% 12-11.09.42	1,730,000.00	1,236,759.70	0.16
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 6.55000% 13-15.09.43	1,815,000.00	2,172,605.82	0.29
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.00000% 14-01.11.21	960,000.00	967,231.68	0.13
USD YAMANA GOLD INC 4.95000% 14-15.07.24	1,940,000.00	1,779,973.28	0.24
Total USD		49,108,187.51	6.51
Total Notes, fixed rate		49,108,187.51	6.51
Medium term notes, fixed rate			
EUR			
EUR BANCO DE SABADELL SA 3.37500% 13-23.01.18	1,100,000.00	1,297,925.09	0.17
EUR CAIXA GERAL DE DEPOSITOS SA 3.75000% 13-18.01.18	1,100,000.00	1,305,641.07	0.18
Total EUR		2,603,566.16	0.35
GBP			
GBP NATIONAL GRID ELECTRICITY TRANSMISSION 4.80000% 12-08.06.27	1,040,000.00	1,736,051.39	0.23
Total GBP		1,736,051.39	0.23
Total Medium term notes, fixed rate		4,339,617.55	0.58
Medium term notes, floating rate			
USD			
USD INTESA SANPAOLO SPA-144A-SUB 7.700%VAR 15-PRP	225,000.00	227,531.25	0.03
Total USD		227,531.25	0.03
Total Medium term notes, floating rate		227,531.25	0.03
Bonds, fixed rate			
USD			
USD COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-REG-S 2.25000% 12-16.03.17	2,900,000.00	2,945,559.00	0.39
Total USD		2,945,559.00	0.39
Total Bonds, fixed rate		2,945,559.00	0.39

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2015

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Treasury notes, fixed rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.75000% 13-31.10.20	30 000 000.00	30 269 520.00	4.01
Total USD		30 269 520.00	4.01
Total Treasury notes, fixed rate		30 269 520.00	4.01
Treasury notes, floating rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/3M LINKED 15-15.04.20	16 850 000.00	17 017 236.41	2.26
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/3M LINKED 13-15.01.23	15 690 000.00	15 652 023.67	2.07
Total USD		32 669 260.08	4.33
Total Treasury notes, floating rate		32 669 260.08	4.33
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		175 397 178.05	23.26
Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market			
Asset Backed Securities, fixed rate			
USD			
USD AMERICREDIT AUTOMOBILE RECEIV TRUST SUB 2.54000% 14-08.05.20	600 000.00	603 204.48	0.08
USD AMERICREDIT AUTOMOBILE REC TRST 15-3 3.34000% 15-08.08.23	600 000.00	606 555.36	0.08
USD CAP AUTO RECEIV ASSET TRUST 2015-3 SUB 3.65000% 15-22.03.21	1 300 000.00	1 286 080.90	0.17
USD SANTANDER DRIVE AUTO REC TRUST 2015-3 3.51000% 15-17.05.21	975 000.00	983 993.79	0.13
Total USD		3 479 834.53	0.46
Total Asset Backed Securities, fixed rate		3 479 834.53	0.46
Mortgage Backed Securities, fixed rate			
USD			
USD BANK OF AMERICA MTGE SEC'S SUB 6.00000% 07-01.01.37	4 053 000.00	5.50	0.00
USD MORGAN BK OF AME MERR LY TRT 2015-C25 3.63500% 15-01.10.28	850 000.00	876 155.09	0.12
Total USD		876 160.59	0.12
Total Mortgage Backed Securities, fixed rate		876 160.59	0.12
Total Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		4 355 995.12	0.58
Recently issued transferable securities and money market instruments			
Mortgage Backed Securities, floating rate			
USD			
USD BNYTL MORT TRST 2015-GL1-144A-SUB 1M LIBOR+285BP 15-15.05.29	450 000.00	446 206.00	0.06
USD COGIC COMMERCIAL MORTG TRUST 2014-EDCH-144A-FLR 14-15.12.16	275 000.00	272 221.73	0.04
USD CSAC TRUST 2015-DEAL-144A-SUB 1M LIBOR+310BP 15-15.04.29	975 000.00	964 031.25	0.13
USD IF MORGAN CHASE COM MTGE-144A-SUB 1M LIBOR+250BP 14-15.10.29	725 000.00	715 667.87	0.09
Total USD		2 398 126.85	0.32
Total Mortgage Backed Securities, floating rate		2 398 126.85	0.32
Notes, fixed rate			
USD			
USD CCO SAFARI 8 LLC-144A 4.86400% 15-23.07.22	1 775 000.00	1 800 733.95	0.23
Total USD		1 800 733.95	0.23
Total Notes, fixed rate		1 800 733.95	0.23
Total Recently issued transferable securities and money market instruments		4 198 860.80	0.55
UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			
Investment funds, open end			
Luxembourg			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	1.00	14 952.12	0.00
Total Luxembourg		14 952.12	0.00
Total Investment funds, open end		14 952.12	0.00
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		14 952.12	0.00
Total investments in securities		691 341 862.43	91.67

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2015

The notes are an integral part of the financial statements.

29

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
TBA Financial Futures on bonds (Note 1)			
Financial Futures on bonds			
USD FANNIE MAE (TBA-US01F0406884) 4.00000% NOV 15 12.11.15	2 225 000.00	-6 824.48	0.00
USD FANNIE MAE (TBA-US01F0306893) 3.00000% NOV 15 12.11.15	350 000.00	-2 518.36	0.00
USD FREDDIE MAC (TBA-US02F0326857) 3.50000% NOV 15 12.11.15	1 525 000.00	-4 267.62	0.00
USD FANNIE MAE (TBA-US01F0326857) 3.50000% NOV 15 12.11.15	750 000.00	984.38	0.00
USD FANNIE MAE (TBA-US01F0426849) 4.50000% NOV 15 12.11.15	825 000.00	-1 894.25	0.00
USD FREDDIE MAC (TBA-US02F0426893) 4.50000% NOV 15 12.11.15	1 325 000.00	0.00	0.00
USD FANNIE MAE (TBA-US01F0224884) 2.50000% NOV 15 17.11.15	1 550 000.00	-692.29	0.00
USD FANNIE MAE (TBA-US01F0304812) 3.00000% NOV 15 17.11.15	2 750 000.00	-4 897.39	0.00
USD GNIBB MAE (TBA-US01F0326810) 3.50000% NOV 15 19.11.15	1 150 000.00	745.17	0.00
USD GNIBB MAE (TBA-US01F0406892) 4.00000% NOV 15 19.11.15	1 625 000.00	-1 121.90	0.00
USD GNIBB MAE (TBA-US01F0326832) 3.50000% DEC 15 17.12.15	1 325 000.00	2 717.18	0.00
Total Financial Futures on bonds		-17 731.56	0.00
Total TBA Financial Futures on bonds (Note 1)		-17 731.56	0.00

Derivative instruments

Derivative instruments listed on an official stock exchange

Financial Futures on bonds			
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.15	-64.00	-6 000.51	0.00
EUR EURO-BUND FUTURE 08.12.15	5.00	-9 831.39	0.00
EUR EURO-BOBL FUTURE 08.12.15	-832.00	-399 750.74	-0.05
EUR EURO-BUND FUTURE 08.12.15	-72.00	-293 627.02	-0.05
GBP LONG GILT FUTURE 29.12.15	-229.00	-84 860.22	0.01
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 21.12.15	536.00	193 250.19	0.01
Total Financial Futures on bonds		-431 079.25	-0.06
Total Derivative Instruments listed on an official stock exchange		-431 079.25	-0.06

Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

Credit default swaps*			
EUR IPMBAYN CREDIT DEFAULT SWAP RIVER 1.00000% 12-20.03.18	-2 465 000.00	-53 662.60	-0.01
EUR IPMORGANJUBB CREDIT DEFAULT SWAP RIVER 5.00000% 14-20.12.19	-1 480 000.00	119 327.64	0.02
EUR CITYGBC CREDIT DEFAULT SWAP RIVER 1.00000% 14-20.03.20	-1 580 000.00	-33 432.36	0.00
USD IPMORGANPPL CREDIT DEFAULT SWAP RIVER 1.00000% 14-20.06.20	-4 940 000.00	-152 092.89	-0.02
EUR BARCLAYSMEGR CREDIT DEFAULT SWAP RIVER 1.00000% 15-20.06.20	-1 660 000.00	-5 749.68	0.00
USD BARCLAYSCEXNAJG.24 JUN20 CDI RIVER 1.00000% 15-20.06.20	-21 070 000.00	-260 284.73	-0.04
EUR BARCLAYSCEXNAJG.24 JUN20 CDI RIVER 1.00000% 15-20.06.20	-39 340 000.00	-485 980.13	-0.07
EUR IPALANKISS FINANCE CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 15-20.06.19	2 465 000.00	52 900.44	0.01
EUR CRYSTALAN CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 14-20.03.20	1 580 000.00	2 465.89	0.00
USD IPMORGANVCKBCH CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 14-20.12.19	1 975 000.00	-138 024.11	-0.02
USD GOLDMAN SACHSSECK CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 14-20.12.19	1 965 000.00	-296 637.91	-0.04
USD BARCLAYSCKBCH CREDIT DEFAULT SWAP REC 1.00000% 15-20.09.20	255 000.00	-81 773.67	-0.01
Total Credit default swaps		-1 733 844.11	-0.23
Total Derivative Instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		-1 733 844.11	-0.23
Total Derivative Instruments		-2 164 923.36	-0.29

* Positive nominal: the subfund is "Receiver", negative nominal: the subfund is "Payer".

Forward Foreign Exchange contracts

Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)						
USD	11 042 431.49	KRW	12 934 000 000.00	13.11.2015	-298 039.92	-0.04
CHF	172 703 000.00	USD	177 262 547.24	13.11.2015	-2 000 057.75	-0.26
USD	91 336 927.87	GBP	60 230 000.00	13.11.2015	-1 675 558.16	-0.22
USD	40 527 410.20	AUD	57 100 000.00	13.11.2015	-185 903.90	-0.01
USD	259 541 125.24	EUR	231 410 000.00	13.11.2015	3 877 336.28	0.51
EUR	232 363 000.00	USD	260 609 975.73	13.11.2015	-3 853 904.05	-0.52
GBP	22 855 900.00	USD	34 660 263.82	13.11.2015	635 835.79	0.06
USD	12 286 157.09	CAD	16 085 000.00	13.11.2015	-6 990.74	0.00
USD	35 463 068.34	JPY	4 265 700 000.00	13.11.2015	110 804.46	0.01
USD	3 771 878.52	SEK	31 330 000.00	13.11.2015	81 182.17	0.01
USD	953 095.10	CHF	921 500.00	13.11.2015	17 938.30	0.00
USD	2 383 979.96	EUR	2 095 300.00	13.11.2015	69 074.22	0.01
USD	2 177 118.59	EUR	1 902 000.00	13.11.2015	75 772.38	0.01
USD	1 076 702.93	CHF	1 030 100.00	13.11.2015	31 336.66	0.00
AUD	13 995 000.00	USD	10 078 975.08	13.11.2015	-100 291.67	-0.01
USD	1 443 937.91	EUR	1 292 000.00	13.11.2015	16 525.03	0.00
EUR	2 970 000.00	USD	3 284 291.34	13.11.2015	-3 009.40	0.00
GBP	5 540 000.00	USD	8 535 029.26	13.11.2015	20 328.08	0.00
USD	1 257 232.83	JPY	151 400 000.00	13.11.2015	2 495.57	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)					-3 224 526.05	-0.43
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets					49 792 679.60*	6.60
Other assets and liabilities					18 444 244.88	2.45
Total net assets					754 171 605.94	100.00

* As at 31 October 2015, cash amounts serves as collateral for the counterparty IP Morgan Chase NY for an amount of USD 620 000 and Barclays Bank for an amount of USD 836 000

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2015

（ 2 ）【2014年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

純資産計算書

	2014年10月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	728,834,504.97	82,810,176
投資有価証券、未実現評価（損）益	(8,228,283.74)	(934,898)
投資有価証券合計（注１）	720,606,221.23	81,875,279
現金預金、要求払預金および預託金勘定	63,482,743.60 *	7,212,909
その他の流動資産（マージン）	1,792,789.66	203,697
投資有価証券売却未収金（注１）	437,212.26	49,676
発行未収金	2,450,861.94	278,467
有価証券に係る未収利息	6,675,518.25	758,472
金融先物に係る未実現（損）益（注１）	(787,126.64)	(89,433)
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	1,509,040.14	171,457
スワップに係る未実現（損）益（注１）	(6,045,066.10)	(686,840)
資産合計	790,122,194.34	89,773,684
負 債		
投資有価証券購入未払金（注１）	(2,137,972.24)	(242,916)
買戻未払金	(5,807,030.39)	(659,795)
報酬引当金（注２）	(68,756.42)	(7,812)
年次税引当金（注３）	(6,495.33)	(738)
引当金合計	(75,251.75)	(8,550)
負債合計	(8,020,254.38)	(911,261)
期末現在純資産	782,101,939.96	88,862,422

* 2014年10月31日現在、2,996,000米ドルの現金が、取引相手方であるパークレイズに対する担保となっている。

注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド

運用計算書

自2013年11月1日 至2014年10月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	36,163.49	4,109
有価証券に係る利息	28,719,882.27	3,263,153
分配金	21,383.88	2,430
スワップに係る受取利息（注１）	2,147,763.00	244,029
貸付証券に係る収益（注13）	438,292.08	49,799
その他の収益	107,665.91	12,233
収益合計	31,471,150.63	3,575,752
費 用		
スワップに係る支払利息（注１）	(4,078,153.25)	(463,360)
報酬（注２）	(1,933,504.20)	(219,685)
年次税（注３）	(70,354.50)	(7,994)
貸付証券に係るコスト（注13）	(175,316.82)	(19,919)
現金流動性資産および当座借越に係る利息	(4,909.05)	(558)
費用合計	(6,262,237.82)	(711,515)
投資純（損）益	25,208,912.81	2,864,237
実現（損）益（注１）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	28,250,532.80	3,209,826
オプションに係る実現（損）益	56,632.87	6,435
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる 実現（損）益	89,137.80	10,128
金融先物に係る実現（損）益	(7,459,420.56)	(847,539)
先渡為替契約に係る実現（損）益	10,414,970.34	1,183,349
スワップに係る実現（損）益	(3,578,674.38)	(406,609)
発行／買戻しに係る実現（損）益（注４）	3,053,696.64	346,961
投資実現（損）益合計	30,826,875.51	3,502,550
為替差（損）益	(2,478,496.48)	(281,607)
実現（損）益合計	28,348,379.03	3,220,943
当期実現純（損）益	53,557,291.84	6,085,179
未実現評価（損）益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(45,861,563.94)	(5,210,791)
オプションに係る未実現評価（損）益	(75,343.38)	(8,561)
利回り評価有価証券および短期金融商品にかかる 未実現評価（損）益	23,839.20	2,709
金融先物に係る未実現評価（損）益	2,781,241.99	316,005
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	736,039.51	83,629
スワップに係る未実現評価（損）益	(1,538,191.58)	(174,769)
未実現評価（損）益の変動合計	(43,933,978.20)	(4,991,779)
運用の結果による純資産の純増（減）	9,623,313.64	1,093,401

注記は当財務書類の一部である。

フォーカス・シキャブ
財務書類に対する注記
2014年10月31日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のように要約される。

a) 純資産額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの投資証券クラスの投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、ルクセンブルグの法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、投資証券クラスに請求される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

単一の取引日におけるサブ・ファンドの全投資証券クラスの発行または買戻しの合計が純資本の流入または流出になる場合、それぞれのサブ・ファンドの純資産額は、それに伴い増加または減少することがある（いわゆるシングル・スイング・プライシング）。最大調整額は、投資証券の純資産価額の1%に達する。サブ・ファンドに発生する可能性のある見積取引費用および課税金ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積呼値スプレッドは考慮される。該当サブ・ファンドの投資証券数が純増する場合、調整は純資産額の増加を導く。投資証券数が純減する場合、調整は純資産額の減少となる。管理会社の取締役会は、各サブ・ファンドに関して限界値を設定することができる。これは、ファンドの純資産額または該当サブ・ファンドの通貨の絶対量に関して一取引日における純増/純減について設けられる。純資産価額は、当該限界値が取引日に越えられた場合にのみ、調整が行われる。

b) 評価原則

- 流動資産は、現金、預金、為替手形、要求払約束手形および売掛金、前払費用、現金配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息、いずれの形においても全額で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額を表すために適切と思われる控除が考慮された上で、評価額が決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。これらの証券、派生商品もしくはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該投資対象の主要市場である証券取引所における入手可能な最新の価格が適用される。

証券取引所における取引がごく僅かな証券、派生商品およびその他の資産で、証券トレーダー間に市場と一致する値付が行われる流通市場が存在する場合、本投資法人は証券、派生商品およびその他

の投資対象をそれらの価格に基づき評価できる。証券取引所に上場されていないが、定期的に運営され、認知され、公開されている他の規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象商品は、当該市場における入手可能な最終価格で評価される。

- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場でも取引されていない、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、本投資法人が誠実に選択するその他の原則に従って予想売買価格に基づき本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）は、独立の値付機関に基づき評価される。派生商品に利用可能である独立の値付機関が1社の場合、得られた評価の妥当性は、派生商品が由来する対象商品の市場価格に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算方法によって検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および/または集合投資事業（UCIs）の受益証券は、その最終純資産価額で評価される。特定のその他のUCITSおよび/またはUCIsの受益証券は、ポートフォリオ・マネージャーまたは投資顧問会社から独立した、信頼できるサービス・プロバイダーによって提供される見積評価額（価値評価）に基づいて評価される。
 - （ ）サブ・ファンドがマネー・マーケット・ファンドである場合、
 - 証券取引所または公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの2要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、残余期間が最も近い金利が補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付に重大な変更がある場合には調整される。
 - 該当する注文日と該当する評価日の間にサブ・ファンドが得た利息収入は、該当するサブ・ファンドの資産の評価に含まれる。それ故、評価日における投資証券1口当たりの資産価格は、予定される利子所得を含む。
 - （ ）前節（ ）の規制に該当しないその他のサブ・ファンドに関しては、次の規制が適用される。短期金融商品に関して、評価は、純取得価格をベースに以後の利回りを確保しつつ、買戻価格に向けて漸進的に調整される。市場環境に重大な変動が生じた場合、個々の投資対象の評価基準は、新たな市場利回りに沿ってもたらされる。
- 関連するサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける為替相場の仲値（売買相場の仲値）または、入手不能な場合は、当該通貨の最も代表的な市場におけるレートで評価される。
- 定期預金および信託投資資産は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社によって計算され、また別の外部サービス提供会社による第二の独立した評価も利用される。かかる計算は、流入および流出の両方のすべてのキャッシュ・フローの正味現在価値に基づいている。特定の場合に、（ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた）内部での算出額、および/またはブローカー・ステイトメントの評価を利用することもできる。評価方法は、各有価証券によって異なり、UBSグローバル評価方針に従って決定される。

特別な状況に起因して、上記の規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、誠実に純資産額の適切な評価を遂行するために他の一般に認められておりかつ精査が可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

これらの評価基準は、取引または価格設定モデルによる市場の相場、ならびにポートフォリオの評価時点でこれらの証券の公正価値を判断する際に信頼性があり、かつ適切であると取締役会が考えるブローカーの声明を含むその他のあらゆるソースに基づき、取締役会によって慎重に決定される。

特別な状況のもとで、さらなる評価は、当該日に限り行うことができる。これらの新評価は、爾後に発行もしくは買戻される投資証券について正式なものとなる。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

e) 証券売買実現純（損）益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

連結財務書類は、ユーロで表示される。本投資法人の2014年10月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目を以下の為替レートでユーロに換算した金額の合計に等しい。

以下の為替レートが、2014年10月31日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ	=	1.205854	スイスフラン
1 ユーロ	=	0.783136	英ポンド
1 ユーロ	=	1.252900	米ドル

i) モーゲージ担保証券

本投資法人はその投資方針に従い、「モーゲージ担保証券」に投資することができる。「モーゲージ担保証券」は、証券の形態に統合されたモーゲージ・プールへの参加を意味するものである。対象モーゲージに係る元本および利息の支払いは、モーゲージ担保証券の保有者にパススルーされ、そのうちの元本部分により証券のコスト・ベースが減少する。元本および利息の支払いは、米国の準政府機関によ

り保証されることがある。利益または損失は、各元本に対する支払いがある都度計算される。この利益または損失は、運用計算書の「有価証券の売却に係る実現純利益または損失」に計上されている。さらに、対象モーゲージの期限前返済により証券の残存期間が短縮することがあり、それにより本投資法人の予想利回りが影響を受けることがある。

「モーゲージ担保证券」について、証券の額面価格に適用されるべき要因が、評価日現在1つ以上である場合、財務書類に表示される額面価格はこの要因を反映するよう調整される。その他の場合、表示される額面価格は、1要因についての影響を反映する。

j) 債券関連TBA金融先物

TBAポジションとは、モーゲージ・プール（ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディ・マック）からの証券が、将来日において定められた価格で取得される場合のモーゲージ・バック証券市場に係る一般的な取引慣行のことをいう。かかる証券の正確な構成については購入時点では知ることが出来ないが、その主な特性についてはすでに定義されている。現時点で価格も設定されているものの、額面価格についてはまだ明確に設定されていない。

TBAポジションは、「金融先物に係る未実現（損）益」に含まれている（注1）。

サブ・ファンドのTBAポジションの評価額は、以下のとおりである。

- グローバル・ボンド	26,434,845.67米ドル
-------------	------------------

k) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

l) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

m) スワップ

本投資法人は、その分野の取引において専門性を持つ一流金融機関を相手方として、金利スワップ契約、金利スワップションに係る先渡レート契約、およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書の「スワップに係る未実現評価（損）益」の変動の項目に含まれる。

手じまいまたは満期到来により生じたスワップに係る損益は、運用計算書の「スワップに係る実現（損）益」に計上される。

n) その他の税金

その他の税金は、韓国の税務当局による5年間の遡及的な税率修正を受け、韓国に対する税金引当金により構成される。

○) スワップに係る受入担保

フォーカス・シキャブ	種類	2014年10月31日
- グローバル・ボンド	受領証券	400,000.00米ドル
- グローバル・ボンド	受領証券（再投資）	400,000.00米ドル

受入担保および再投資された担保は、純資産に含まれていない。

注2 - 報酬

本投資法人は、以下の表に表示されるように、サブ・ファンドおよび投資証券クラスの平均純資産額で計算される各サブ・ファンドおよび投資証券クラスの月次報酬を支払う。

フォーカス・シキャブ	上限報酬
- グローバル・ボンド（カナダドル・ヘッジ）F - a c c	2.00%
- グローバル・ボンド（スイスフラン・ヘッジ）F - a c c	2.00%
- グローバル・ボンド（ユーロ・ヘッジ）F - a c c	2.00%
- グローバル・ボンド（ユーロ・ヘッジ）F - U K d i s t	2.00%
- グローバル・ボンド（英ポンド・ヘッジ）F - a c c	2.00%
- グローバル・ボンド（英ポンド・ヘッジ）F - U K d i s t	2.00%
- グローバル・ボンド（米ドル）F - a c c	2.00%

フォーカス・シキャブ	定率報酬	
	2013年10月31日	2014年10月31日
- グローバル・ボンド（カナダドル・ヘッジ）F - a c c	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド（スイスフラン・ヘッジ）F - a c c	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド（ユーロ・ヘッジ）F - a c c	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド（ユーロ・ヘッジ）F - U K d i s t	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド（英ポンド・ヘッジ）F - a c c	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド（英ポンド・ヘッジ）F - U K d i s t	0.20%	0.20%
- グローバル・ボンド（米ドル）F - a c c	0.20%	0.20%

上記の報酬から、本投資法人は、本投資法人資産の管理事務、ポートフォリオ運用および安全保管ならびに以下を含む各サブ・ファンドの販売業務に関連して生じる一切の費用を負担する。

- ルクセンブルグ内外での本投資法人の認可および監督に係る年間手数料および費用
- 監督官庁によるその他の請求額
- 定款、目論見書、年次報告書および半期報告書の印刷費
- 投資主に対する公告価格および通知の公告
- ルクセンブルグ内外での本投資法人の上場および販売に関連して発生する費用
- 本投資法人資産の安全保管、支払の取扱およびルクセンブルグの2010年12月17日法（改訂済）に従い要求されるその他の業務に係るカストディアンの手数料および費用
- 投資主に対する配当の支払に関する手数料および費用
- 監査報酬

保管受託銀行、管理事務代行会社および本投資法人は、投資者の利益のためこれらが行う特別手配に係る費用の払戻しを受ける権利を有するが、かかる費用は本投資法人に対し直接請求されることもある。

本投資法人はまた、本投資法人資産の管理事務に関連して生じる一切の取引費用（市場に沿ったブローカー手数料、報酬、税金等）も負担する。

本投資法人の収益および資産に対し課せられる一切の税金、特に年次税（"taxe d'abonnement"）（申込み税）は、これもまた本投資法人が負担する。

個々のサブ・ファンドに割当てられる費用はすべて、当該サブ・ファンドに請求される。投資証券クラスに割当てられる費用は、当該投資証券クラスに請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンド／投資証券クラスに関連する場合には、これらの費用について当該サブ・ファンド／投資証券がその純資産額に比例して負担する。

その投資方針の条項に従ってその他の投資信託（UCIsまたはUCITS）に投資するサブ・ファンドの場合、当該対象ファンドおよびサブ・ファンドの両段階で支払が生じる。

注3 - 年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の本投資法人の純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税、または幾つかの投資証券クラスに関して年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている本投資法人の資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4 - 発行／買戻しに係る実現（損）益

関連取引に関しサブ・ファンドが支出する平均的な報酬（仲介手数料、証券取引所報酬／手数料等）は、純資産価額ベースで、投資家に対して請求されることがある。かかる収益はサブ・ファンドにとって有利となり、運用計算書において「発行／買戻しに係る実現（損）益」として計上される。

注5 - 収益の分配

当該サブ・ファンドの投資主総会は、取締役会の提案によりサブ・ファンドの年次決算の終了後に、各サブ・ファンドおよび／または投資証券クラスから分配を行うかおよび支払われる分配金の程度を決定する。本投資法人の純資産額が法律に規定されている最低額を下回る場合には、分配の支払は行われず、分配が行われる場合、支払は年度末後4ヶ月以内に行われる。

取締役会は、中間分配金を支払い、また分配金支払を停止する権限を有している。

注6 - 金融先物契約およびスワップ契約

2014年10月31日現在、サブ・ファンドごとの金融先物契約およびスワップ契約ならびに関連する通貨は、以下のように要約される。

a) 金融先物

フォーカス・シキャブ	債券に係る金融先物 (購入)	債券に係る金融先物 (売却)
- グローバル・ボンド	43,960,553.71米ドル*	117,226,826.93米ドル

* TBAにかかる契約金額は、26,434,845.67米ドルである。

b) スワップ

フォーカス・シキャブ	クレジット・デフォルト・ スワップ (購入)	クレジット・デフォルト・ スワップ (売却)
- グローバル・ボンド	- 米ドル	138,111,768.07米ドル

フォーカス・シキャブ	金利スワップ (購入)	金利スワップ (売却)
------------	----------------	----------------

本サブ・ファンドは該当していない。

注7 - 名称変更および清算

本投資法人の取締役会は、2013年11月19日付で、以下の投資証券クラスの名称を変更することを決定した。

旧名称	新名称
-----	-----

A	F - d i s t
B	F - a c c

以下のサブ・ファンドが、2014年2月20日付で清算された。

本サブ・ファンドは該当していない。

以下のサブ・ファンドが、2014年3月20日付で清算された。

本サブ・ファンドは該当していない。

本投資法人の取締役会は、2014年8月25日付で、以下の投資証券クラスの名称を変更することを決定した。

旧名称	新名称
フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド(ユーロ・ヘッジ) F - d i s t	フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド(ユーロ・ヘッジ) F - U K d i s t
フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド(英ボンド・ヘッジ) F - d i s t	フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド(英ボンド・ヘッジ) F - U K d i s t

注8 - 総費用比率(TER)

この比率は、スイス・ファンド資産運用協会(SFAMA)の「TERおよびPTRの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産(運用費用)に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヶ月のTERは、以下のとおりである。

フォーカス・シキャブ	総費用比率(TER)
- グローバル・ボンド(カナダドル・ヘッジ) F - a c c	0.21%
- グローバル・ボンド(スイスフラン・ヘッジ) F - a c c	0.21%
- グローバル・ボンド(ユーロ・ヘッジ) F - a c c	0.21%
- グローバル・ボンド(ユーロ・ヘッジ) F - U K d i s t	0.20%
- グローバル・ボンド(英ボンド・ヘッジ) F - a c c	0.21%
- グローバル・ボンド(英ボンド・ヘッジ) F - U K d i s t	0.21%
- グローバル・ボンド(米ドル) F - a c c	0.21%

定率報酬は、当報告期間中に変更された。詳細については、注2を参照のこと。

運用が12ヶ月未満の投資証券クラスのTERは、年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注9 - ポートフォリオ回転率（PTR）

この比率は、スイス・ファンド資産運用協会（SFAMA）の「TERおよびPTRの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。PTRは、投資有価証券を売買する時に負担する追加費用の関連性の指標とみなされる。それは、平均純資産に関連する任意の投資有価証券の転換の結果として生じる証券取引の数量を表す。制御できない発行および買戻しに起因する取引は、この比率に含まれない。

PTRは以下のとおりである。

フォーカス・シキャブ	ポートフォリオ回転率（PTR）
- グローバル・ボンド	76.51%

注10 - 取引費用

取引費用には、会計年度中に発生した売買委託手数料、印紙税、地方税およびその他海外での費用が含まれる。取引手数料は、購入および売却証券の費用に含まれる。

2014年10月31日に終了した会計年度に、ファンドは、投資有価証券の購入売却および類似取引に関する取引費用を、以下のように負担した。

フォーカス・シキャブ	取引費用
- グローバル・ボンド	116,184.82 米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、先渡為替契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注11 - 後発事象

併合

本投資法人の取締役会は、以下の併合を決定した。

サブ・ファンド	以下に併合	日付
本サブ・ファンドは該当していない。		

清算

本投資法人の取締役会は、2014年11月27日付で、以下の清算を決定した。

本サブ・ファンドは該当していない。

注12 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、本投資法人およびカストディアンとの間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、本投資法人および／またはカストディアンは、本投資法人投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らを服することを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版の年次報告書のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資主に対して投資証券が販売される場合、管理会社および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、管理会社および保管受託銀行によって承認されたもの）に自らが拘束されるものと認めることができる。

注13 - OTC派生商品および貸付証券

本投資法人がOTC（店頭）取引を締結する場合、OTC相手先の信用度に関連するリスクに晒される可能性がある。本投資法人が、先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結したり、またはその他のデリバティブ技法を利用する時に、特定もしくは多数の契約の下でOTC相手先が義務を果たさない（または履行できない）というリスクを被る。取引相手方リスクは、保証金を預託することによって軽減できる。本投資法人が、適用契約に従って保証金を負担する場合、かかる保証金は本投資法人のために保管受託銀行／カストディアンによって保護預かりにされる。OTC相手方、保管受託銀行またはサブ・カストディアン／コルレス銀行のネットワーク内での破産および支払不能の事態またはその他の信用事由の発生が、保証金に関連する本投資法人の権利または承認の遅滞や制約または消滅を生じさせる可能性がある。かかる債務に充当するためにそれまで利用可能であった保証金を有していたにも関わらず、OTC取引の枠組みにおいて、本投資法人がその債務の履行を強いられることがある。

本投資法人は、第三者にファンドの組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付は、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介を通して、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。貸付証券の収益および費用は、運用計算書に別個に計上される。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付証券から構成される。

以下のサブ・ファンドのOTC派生商品は、担保を有していない代わりにマージン勘定を有する。

OTC派生商品*

サブ・ファンド

取引相手方	時価	担保
フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド		
BNPパリバ	7,104.00米ドル	- 米ドル
バンク・オブ・アメリカ	- 225.54米ドル	- 米ドル
パークレイズ	- 3,337,441.55米ドル	- 米ドル
シティバンク	- 60,098.27米ドル	- 米ドル
クレディ・スイス	- 35,365.12米ドル	- 米ドル
ドイツ銀行	- 224,800.40米ドル	- 米ドル
ゴールドマン・サックス	- 2,958,749.51米ドル	- 米ドル
JPモルガン	522,998.42米ドル	400,000.00米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	1,509,040.14米ドル	- 米ドル
ウェルズ・ファーゴ	16,749.02米ドル	- 米ドル

*公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

構成

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド	割合（％）
JPモルガン	
現金	100.00
債券	0.00
株式	0.00

貸付有価証券

2014年10月31日現在の貸付有価証券からの 取引相手方エクスポージャー				2014年10月31日現在の 担保の内訳（％）		
フォーカス・シキャブ	貸付有価証券の時価	担保 （ユービーエス・ エイ・ジー）	担保 （クリアー・ ストリーム）	株式	債券	現金
- グローバル・ボンド	228,602,250.71 米ドル	241,283,881.26 米ドル	8,629,340.73 米ドル	68.70	31.30	0.00

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.10.2014
Investments in securities, cost	728 834 504.97
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-8 228 283.74
Total investments in securities (Note 1)	720 606 221.23
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	63 482 743.60*
Other liquid assets (Margins)	1 792 789.66
Receivable on securities sales (Note 1)	437 212.26
Receivable on subscriptions	2 450 861.94
Interest receivable on securities	6 675 518.25
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	-787 126.64
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	1 509 040.14
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	-6 045 066.10
Total Assets	790 122 194.34
Liabilities	
Payable on securities purchases (Note 1)	-2 137 972.24
Payable on redemptions	-5 807 030.39
Provisions for flat fee (Note 2)	-68 756.42
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-6 495.33
Total provisions	-75 251.75
Total Liabilities	-8 020 254.38
Net assets at the end of the financial year	782 101 939.96

Statement of Operations

	USD
Income	1.11.2013-31.10.2014
Interest on liquid assets	36 163.49
Interest on securities	28 719 882.27
Dividends	21 383.88
Interest received on swaps (Note 1)	2 147 763.00
Income on securities lending (Note 13)	438 292.08
Other income	107 665.91
Total income	31 471 150.63
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-4 078 153.25
Flat fee (Note 2)	-1 933 504.20
Taxe d'abonnement (Note 3)	-70 354.50
Cost on securities lending (Note 13)	-175 316.82
Interest on cash liquidity and bank overdraft	-4 909.05
Total expenses	-6 262 237.82
Net income (loss) on investments	25 208 912.81
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	28 250 532.80
Realized gain (loss) on options	56 632.87
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	89 137.80
Realized gain (loss) on financial futures	-7 459 420.56
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	10 414 970.34
Realized gain (loss) on swaps	-3 578 674.38
Realized result on subscriptions/redemptions (Note 4)	3 053 696.64
Total realized gain (loss) on investments	30 826 875.51
Realized gain (loss) on foreign exchange	-2 478 496.48
Total realized gain (loss)	28 348 379.03
Net realized gain (loss) of the financial year	53 557 291.84
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-45 861 563.94
Unrealized appreciation (depreciation) on options	-75 343.38
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	23 839.20
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	2 781 241.99
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	736 039.51
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-1 538 191.58
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-43 933 978.20
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	9 623 313.64

* As at 31 October 2014, cash amounts serves as collateral for the counterparty Barclays for an amount of USD 2 996 000.

Focused SICAV – Global Bond
Annual Report as of 31 October 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

33

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per share of each subfund or share class are expressed in the currency of account of the subfund or the share class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each share class by the number of shares issued in this share class of the subfund.

In this context, "business day" refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of subfund shares in circulation taking into account the fees charged to that share class.

If the total subscriptions or redemptions of all the share classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the respective subfund's net asset value may be increased or reduced accordingly (so-called single swing pricing). The maximum adjustment amounts to 1% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the subfund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a rise in the number of shares in the subfund concerned. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the number of shares. The Board of Directors of the Management Company can set a threshold value for each subfund. This may consist in the net movement on a trading day in relation to the net fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value would be adjusted only if this threshold were to be exceeded on a trading day.

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2014

b) Valuation principles

– Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.

– Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last-known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the latest available price on the stock exchange that represents the major market for these investments will apply.

In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange but which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.

– Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.

– Derivatives not listed at a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation obtained will be verified by means of calculation methods recognised by the Company and the Company's auditors, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative originates.

– Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last-known net asset value. Certain units or shares of other UCITS and/or UCI can be valued on the basis of an estimation of their value that has been provided by reliable service providers, which are independent from the portfolio manager or the investment advisor (value estimation).

- (i) If the subfund is a money market fund,
 - money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
 - interest income earned by subfunds between the Order Date concerned and the valuation date concerned is included in the valuation of the assets of the subfunds concerned. The asset value per share on a given valuation date therefore includes projected interest earnings.
- (ii) For the other subfunds that do not fall under the regulation in subsection (i), the following regulation shall apply: For money market instruments, the valuation price will be gradually adjusted to the redemption price, based on the net acquisition price and retaining the ensuing yield. In the event of a significant change in market conditions, the basis for the valuation of the individual investments is brought into line with the new market yields.
- Securities, money market instruments, derivatives and other investments denominated in a currency other than the reference currency of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available from Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Global Valuation Policy.

The Company is authorised to apply other generally recognised and auditable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net asset value if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

These valuation criteria are determined by the Board of Directors with prudence, on the basis of market quotations resulting from transactions or from pricing models, as well as from any other source, which may include broker statements, considered as reliable and appropriate by the Board of Directors to reflect what is believed to be the fair value of those securities at the portfolio's valuation point.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemptions of shares.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Net realized gains (losses) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction day.

h) Consolidated financial statements

The consolidated financial statements are expressed in EUR. The various items of the consolidated statement of net assets and the consolidated statement of operations at 31 October 2014 of the Company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the consolidated financial statements as of 31 October 2014:

Exchange rates		
EUR 1 = CHF	1.205854	
EUR 1 = GBP	0.783136	
EUR 1 = USD	1.252900	

i) "Mortgage-backed-securities"

The Company, in accordance with its investment policies, may invest in "Mortgage-backed-securities". A "Mortgage-backed-security" is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the "Mortgage-backed-security" of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasi-governmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each paydown associated with each payment of principal.

This gain or loss has been included in "Net realized gain or loss on sales of securities" in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the Company's expected yield.

j) TBA financial futures on bonds

TBA positions refer to general trading practice on the mortgage-backed securities market where a security from a mortgage pool (Ginnie Mae, Fannie Mae or Freddie Mac) is acquired at a fixed price on a future date. The precise composition of the security is not known at the time of the purchase, but its main characteristics have already been defined. The price is also set at this point, although the Nominal value has not yet been definitively established.

The TBA positions are included in "Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)".

The value of the TBA positions of the subfund is the following:

– Global Bond: USD 26 434 845.67.

k) Receivable on securities sales,

Payable on securities purchases

The account "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The account "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

l) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

m) Swaps

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

n) Other taxes

Other taxes consist of provisions for Korean taxes following a 5 years retroactive tax rate modification of the Korean tax authorities.

o) Received Collateral on Swaps

Focused SICAV	Type	31.10.2014
– Global Bond	Securities received	400 000.00 USD
– Global Bond	Securities received (re-invested)	400 000.00 USD

Received and re-invested collateral is not included in the net assets.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a monthly flat fee for each of the subfunds and share classes, calculated on the average net asset value of the subfund and share class as shown in the table below:

Focused SICAV	Maximum Flat fee
– Convert Global (CHF hedged) F-acc	2.00%
– Convert Global (EUR) F-acc	2.00%
– Convert Global (GBP hedged) F-acc	2.00%
– Convert Global (SGD hedged) F-acc	2.00%
– Convert Global (USD hedged) F-acc	2.00%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) DH F-acc	2.00%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) F-acc	2.00%
– Corporate Bond EUR (GBP hedged) F-UKdist	2.00%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) DH F-acc	2.00%
– Corporate Bond EUR DH F-acc	2.00%
– Corporate Bond EUR F-acc	2.00%
– Corporate Bond EUR F-UKdist	2.00%
– Global Bond (CAD hedged) F-acc	2.00%
– Global Bond (CHF hedged) F-acc	2.00%
– Global Bond (EUR hedged) F-acc	2.00%
– Global Bond (EUR hedged) F-UKdist	2.00%
– Global Bond (GBP hedged) F-acc	2.00%
– Global Bond (GBP hedged) F-UKdist	2.00%
– Global Bond (USD) F-acc	2.00%
– High Grade Bond CHF F-acc	2.00%
– High Grade Bond EUR F-acc	2.00%
– High Grade Bond EUR F-UKdist	2.00%
– High Grade Bond GBP F-acc	2.00%
– High Grade Bond GBP F-UKdist	2.00%
– High Grade Bond USD F-acc	2.00%

Focused SICAV	Maximum Flat fee
– High Grade Long Term Bond CHF F-acc	2.00%
– High Grade Long Term Bond EUR F-acc	2.00%
– High Grade Long Term Bond EUR F-UKdist	2.00%
– High Grade Long Term Bond GBP F-acc	2.00%
– High Grade Long Term Bond GBP F-UKdist	2.00%
– High Grade Long Term Bond USD (SGD hedged) F-acc	2.00%
– High Grade Long Term Bond USD F-acc	2.00%
– High Grade Long Term Bond USD F-UKdist	2.00%
– Sovereign Long Term Bonds GBP F-UKdist	0.25%
– Sovereign Short Term Bonds GBP F-UKdist	0.25%

Focused SICAV	Effektive Flat fee	
	31.10.2013	31.10.2014
– Convert Global (CHF hedged) F-acc	0.36%	0.36%
– Convert Global (EUR) F-acc	0.36%	0.36%
– Convert Global (GBP hedged) F-acc	0.36%	0.36%
– Convert Global (SGD hedged) F-acc	0.36%	0.36%
– Convert Global (USD hedged) F-acc	0.36%	0.36%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) DH F-acc	0.20%	0.20%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) F-acc	0.19%	0.19%
– Corporate Bond EUR (GBP hedged) F-UKdist	0.19%	0.19%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) DH F-acc	0.20%	0.20%
– Corporate Bond EUR DH F-acc	0.20%	0.20%
– Corporate Bond EUR F-acc	0.19%	0.19%
– Corporate Bond EUR F-UKdist	0.19%	0.19%
– Global Bond (CAD hedged) F-acc	0.20%	0.20%
– Global Bond (CHF hedged) F-acc	0.20%	0.20%
– Global Bond (EUR hedged) F-acc	0.20%	0.20%
– Global Bond (EUR hedged) F-UKdist	0.20%	0.20%
– Global Bond (GBP hedged) F-acc	0.20%	0.20%
– Global Bond (GBP hedged) F-UKdist	0.20%	0.20%
– Global Bond (USD) F-acc	0.20%	0.20%
– High Grade Bond CHF F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Bond EUR F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Bond EUR F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Bond GBP F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Bond GBP F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Bond USD F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond CHF F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond EUR F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond EUR F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond GBP F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond GBP F-UKdist	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond USD (SGD hedged) F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond USD F-acc	0.14%	0.14%
– High Grade Long Term Bond USD F-UKdist	0.14%	0.14%
– Sovereign Long Term Bonds GBP F-UKdist	0.12%	0.12%
– Sovereign Short Term Bonds GBP F-UKdist	0.12%	0.12%

- Euro Collateralized and Government Related Bonds (EUR)
- Euro Collateralized and Government Related Short Term Bonds (EUR)
- US Securitized and Government Related Short Term Bonds (USD)
- US Securitized and Government Related Bonds (USD)

Focused SICAV	Flat fee
Share classes with "F" in their name	max 0.31%

- Sovereign Long Term Bonds EUR
- Sovereign Long Term Bonds USD
- Sovereign Short Term Bonds EUR
- Sovereign Short Term Bonds USD

Focused SICAV	Flat fee
Share classes with "F" in their name	max 0.25%

Out of the above flat fee the Company will bear all costs incurred in connection with the administration, portfolio management and safekeeping of Company's assets as well as distribution of the respective subfund, such as:

- annual fees and expenses for approving and supervising the Company in Luxembourg and abroad;
- other fees charged by the supervisory authorities;
- printing of the Articles of Incorporation, prospectuses and the annual and semi-annual reports;
- price publications and publication of notices to shareholders;
- fees incurred in connection with the listing of the Company and sales within Luxembourg and abroad;
- commission and expenses of the custodian for safekeeping of the Company's assets, dealing with payments and other duties required under the Luxembourg law of 17 December 2010 as amended;
- fees and other expenses for the payment of dividends to shareholders and
- auditor's fees.

The custodian bank, administrative agent and Company are nevertheless entitled to be reimbursed the costs of non-routine arrangements made by them in the interests of the shareholders; otherwise such expenses will be charged direct to the Company.

The Company will also bear all transaction expenses arising in connection with the administration of the Company assets (brokerage commission in line with the market, fees, fiscal charges, etc.).

All taxes which are levied on the income and assets of the Company, particularly the "taxe d'abonnement" (subscription duty), will also be borne by the Company.

All costs which can be allocated to individual subfunds will be charged to these subfunds. Costs which can be allocated to share classes will be charged to these share classes. If costs pertain to several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to the subfunds/share classes concerned in proportion to their relative net asset values.

In the subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund.

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2014

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject in Luxembourg to the subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced taxe d'abonnement amounting to 0.01% p.a. for some share classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Company at the end of each quarter.

The "taxe d'abonnement" is waived for that part of the Company's assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the taxe d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Realized result on subscriptions/redemptions

The average fees (brokerage commission, stock exchange fees/duties, etc.) incurred by the subfund in connection with the withgoing transactions may be charged to the investor on a net asset value basis. This income is in favour of the subfund and mentioned in the Statement of Operations as "Realized result on subscriptions/redemptions".

Note 5 – Income Distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfund shall decide, upon the proposal of the Board of Directors and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund and/or share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum volume of assets prescribed by law. If a distribution is made, payment will be effected no later than four month after the end of the financial year.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Note 6 – Commitments on Financial Futures and Swaps

Commitments on financial futures and Swaps per subfund and respective currency as of 31 October 2014 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

Focused SICAV	Financial Futures on bonds (bought)	Financial Futures on bonds (sold)
– Corporate Bond EUR	5 734 580.00 EUR	163 032 680.00 EUR
– Global Bond	43 960 553.71 USD*	117 226 826.93 USD
– High Grade Bond EUR	- EUR	31 848 390.00 EUR
– High Grade Long Term Bond EUR	4 980 030.00 EUR	- EUR

* The Commitments on TBA amount 26 434 845.67 USD.

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

b) Swaps

Focused SICAV	Credit-Default-Swaps (bought)	Credit-Default-Swaps (sold)
– Global Bond	- USD	138 111 768.07 USD

Focused SICAV	Internal rate-Swaps Swaps (bought)	Internal rate-Swaps Swaps (sold)
– High Grade Bond CHF	5 000 000.00 CHF	23 000 000.00 CHF
– High Grade Long Term Bond CHF	- CHF	10 000 000.00 CHF

Note 7 – Name change and Liquidation

The Board of Directors of the Company has decided to rename the following share classes with effect 19 November 2013:

Old name	New name
A	F-dist
B	F-acc

The following subfunds have been liquidated as at 20 February 2014:

Focused SICAV – Euro Collateralized and Government Related Bonds (EUR)
Focused SICAV – Euro Collateralized and Government Related Short Term Bonds (EUR)
Focused SICAV – Sovereign Long Term Bonds EUR
Focused SICAV – Sovereign Short Term Bonds EUR

The following subfunds have been liquidated as at 20 March 2014:

Focused SICAV – Sovereign Long Term Bonds USD
Focused SICAV – Sovereign Short Term Bonds USD
Focused SICAV – US Securitized and Government Related Bonds (USD)
Focused SICAV – US Securitized and Government Related Short Term Bonds (USD)

The Board of Directors of the Company decided to change the names of the following share classes with effect as per 25 August 2014:

Old name	New name
Focused SICAV	Focused SICAV
– Corporate Bond EUR F-dist	– Corporate Bond EUR F-UKdist
Focused SICAV	Focused SICAV
– Corporate Bond EUR (GBP hedged) F-dist	– Corporate Bond EUR (GBP hedged) F-UKdist
Focused SICAV	Focused SICAV
– Global Bond (EUR hedged) F-dist	– Global Bond (EUR hedged) F-UKdist
Focused SICAV	Focused SICAV
– Global Bond (GBP hedged) F-dist	– Global Bond (GBP hedged) F-UKdist
Focused SICAV	Focused SICAV
– High Grade Bond EUR F-dist	– High Grade Bond EUR F-UKdist
Focused SICAV	Focused SICAV
– High Grade Bond GBP F-dist	– High Grade Bond GBP F-UKdist
Focused SICAV	Focused SICAV
– High Grade Long Term Bond EUR F-dist	– High Grade Long Term Bond EUR F-UKdist
Focused SICAV	Focused SICAV
– High Grade Long Term Bond GBP F-dist	– High Grade Long Term Bond GBP F-UKdist

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER and PTR" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

Focused SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Convert Global (CHF hedged) F-acc	0.37%
– Convert Global (EUR) F-acc	0.37%
– Convert Global (GBP hedged) F-acc	0.37%
– Convert Global (SGD hedged) F-acc	0.37%
– Convert Global (USD hedged) F-acc	0.37%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) DH F-acc	0.21%
– Corporate Bond EUR (CHF hedged) F-acc	0.19%
– Corporate Bond EUR (USD hedged) DH F-acc	0.21%
– Corporate Bond EUR DH F-acc	0.21%
– Corporate Bond EUR F-acc	0.20%
– Corporate Bond EUR F-UKdist	0.20%
– Global Bond (CAD hedged) F-acc	0.21%
– Global Bond (CHF hedged) F-acc	0.21%
– Global Bond (EUR hedged) F-acc	0.21%
– Global Bond (EUR hedged) F-UKdist	0.20%
– Global Bond (GBP hedged) F-acc	0.21%
– Global Bond (GBP hedged) F-UKdist	0.21%
– Global Bond (USD) F-acc	0.21%
– High Grade Bond CHF F-acc	0.15%
– High Grade Bond EUR F-acc	0.15%
– High Grade Bond EUR F-UKdist	0.15%
– High Grade Bond GBP F-acc	0.15%
– High Grade Bond GBP F-UKdist	0.15%
– High Grade Bond USD F-acc	0.15%
– High Grade Long Term Bond CHF F-acc	0.15%
– High Grade Long Term Bond EUR F-acc	0.15%
– High Grade Long Term Bond EUR F-UKdist	0.15%
– High Grade Long Term Bond GBP F-acc	0.15%
– High Grade Long Term Bond GBP F-UKdist	0.15%
– High Grade Long Term Bond USD (SGD hedged) F-acc	0.15%
– High Grade Long Term Bond USD F-acc	0.15%
– High Grade Long Term Bond USD F-UKdist	0.15%
– Sovereign Long Term Bonds GBP F-UKdist	0.13%
– Sovereign Short Term Bonds GBP F-UKdist	0.13%

The effective flat fee has changed during the reporting period. Details may be found in Note 2.

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER and PTR" in the current version. The PTR is considered an indicator of the relevance of the additional costs incurred when buying and selling investments. It shows how many security transactions occurred as a result of voluntary investment shifts in relation to the average net assets. Transactions that resulted from uncontrollable subscriptions and redemptions are not included in this rate.

PTR:

Focused SICAV	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Convert Global	55.89%
– Corporate Bond EUR	-20.06%
– Global Bond	76.51%
– High Grade Bond CHF	-25.96%
– High Grade Bond EUR	-18.18%
– High Grade Bond GBP	-1.97%
– High Grade Bond USD	-87.86%
– High Grade Long Term Bond CHF	-35.88%
– High Grade Long Term Bond EUR	-60.69%
– High Grade Long Term Bond GBP	8.04%
– High Grade Long Term Bond USD	-78.34%
– Sovereign Long Term Bonds GBP	50.15%
– Sovereign Short Term Bonds GBP	75.66%

Note 10 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 October 2014, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions, as follows:

Focused SICAV	Transaction costs
– Convert Global	122.17 EUR
– Corporate Bond EUR	33 097.00 EUR
– Euro Collateralized and Government Related Bonds (EUR)	3 930.70 EUR
– Euro Collateralized and Government Related Short Term Bonds (EUR)	1 380.00 EUR
– Global Bond	116 184.82 USD
– High Grade Bond CHF	- CHF
– High Grade Bond EUR	2 398.90 EUR
– High Grade Bond GBP	- GBP
– High Grade Bond USD	1 116.50 USD
– High Grade Long Term Bond CHF	- CHF
– High Grade Long Term Bond EUR	1 851.50 EUR
– High Grade Long Term Bond GBP	- GBP
– High Grade Long Term Bond USD	2 436.00 USD
– Sovereign Long Term Bonds EUR	- EUR
– Sovereign Long Term Bonds GBP	- GBP

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2014

Focused SICAV	Transaction costs
– Sovereign Long Term Bonds USD	– USD
– Sovereign Short Term Bonds EUR	– EUR
– Sovereign Short Term Bonds GBP	– GBP
– Sovereign Short Term Bonds USD	– USD
– US Securitized and Government Related Bonds (USD)	– USD
– US Securitized and Government Related Short Term Bonds (USD)	– USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

Note 11 – Subsequent events

Mergers

The Board of Directors of the Company decided the following mergers:

Subfunds	merger in	Date
Focused Fund	Focused SICAV	20.11.2014
– Corporate Bond EUR DH F-acc	– Corporate Bond EUR DH F-acc	
Focused Fund	Focused SICAV	20.11.2014
– Corporate Bond EUR F-acc	– Corporate Bond EUR F-acc	
UBS (Lux) SIF SICAV 1	Focused SICAV	04.12.2014
– Global Equity Strategy Fund I	– Global Equity Strategy USD	

Liquidation

The Board of Directors of the Company decided the following liquidations as per 27 November 2014:

- Focused SICAV – Sovereign Short Term Bond GBP
- Focused SICAV – Sovereign Long Term Bonds GBP

Note 12 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the custodian. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the custodian can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which Company shares were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version of the annual report was audited by the auditor. However, in the case of shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Management Company and the Custodian Bank may recognise approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Custodian Bank) into the languages concerned as binding upon themselves.

Note 13 – OTC Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or can not meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Custodian bank/Custodian in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Custodian Bank or within their subcustodian/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfil its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Securities lending income and costs are shown separately in the Statement of Operations. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

OTC-Derivatives*

Subfund Counterparty	Market value	Collateral
Focused SICAV – Convert Global		
UBS AG	-1 620 903.48 EUR	- EUR
Focused SICAV – Corporate Bond EUR		
UBS AG	1 093 040.62 EUR	- EUR
Focused SICAV – Global Bond		
BNP Paribas	7 104.00 USD	- USD
Bank of America	-225.54 USD	- USD
Barclays	-3 337 441.55 USD	- USD
Citibank	-60 098.27 USD	- USD
Credit Suisse	-35 365.12 USD	- USD
Deutsche Bank	-224 800.40 USD	- USD
Goldman Sachs	-2 958 749.51 USD	- USD
JP Morgan	522 998.42 USD	400 000.00 USD
UBS AG	1 509 040.14 USD	- USD
Wells Fargo	16 749.02 USD	- USD
Focused SICAV – High Grade Bond CHF		
UBS AG	-47 594.06 CHF	- CHF
Zuercher Kantonalbank	6 413.10 CHF	- CHF
Focused SICAV – High Grade Long Term Bond CHF		
UBS AG	26 906.96 CHF	- CHF
Focused SICAV – High Grade Long Term Bond USD		
UBS AG	-74 595.16 USD	- USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Composition	Weight %
Focused SICAV – Global Bond	
JP Morgan	
Cash	100.00
Bonds	0.00
Equity	0.00

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2014

Securities Lending

Focused SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 October 2014			Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 October 2014		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS AG)	Collateral (Clearstream)	Equities	Bonds	Cash
- Convert Global	13 240 643.15 EUR	13 333 373.71 EUR	871 336.73 EUR	66.80	33.20	0.00
- Corporate Bond EUR	85 317 875.75 EUR	89 265 479.95 EUR	3 675 248.31 EUR	68.35	31.65	0.00
- Global Bond	228 602 250.71 USD	241 283 881.26 USD	8 629 340.73 USD	68.70	31.30	0.00
- High Grade Bond CHF	21 933 362.50 CHF	24 568 634.93 CHF	6 776.21 CHF	71.14	28.86	0.00
- High Grade Bond EUR	124 649 505.90 EUR	137 027 608.09 EUR	1 542 706.02 EUR	70.37	29.63	0.00
- High Grade Bond GBP	69 499 770.30 GBP	77 887 191.99 GBP	- GBP	71.16	28.84	0.00
- High Grade Bond USD	72 489 735.78 USD	81 117 242.18 USD	69 902.35 USD	71.10	28.90	0.00
- High Grade Long Term Bond CHF	42 215 277.50 CHF	44 204 324.29 CHF	1 797 804.17 CHF	68.38	31.62	0.00
- High Grade Long Term Bond EUR	317 849 567.77 EUR	339 748 426.41 EUR	9 528 577.06 EUR	69.22	30.78	0.00
- High Grade Long Term Bond GBP	86 906 935.60 GBP	97 395 101.44 GBP	- GBP	71.16	28.84	0.00
- High Grade Long Term Bond USD	417 895 467.07 USD	462 072 848.45 USD	3 621 175.93 USD	70.61	29.39	0.00
- Sovereign Long Term Bonds GBP	32 429 335.15 GBP	36 342 995.70 GBP	- GBP	71.16	28.84	0.00
- Sovereign Short Term Bonds GBP	7 589 485.00 GBP	8 505 404.73 GBP	- GBP	71.16	28.84	0.00

Focused SICAV
Annual Report as of 31 October 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

111

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド)

(2016年1月末日現在)

	米ドル	千円 (d.およびe.を除く。)
a. 資産総額	622,631,921.83	75,257,520.39
b. 負債総額	4,409,941.29	533,029.60
c. 純資産総額 (a. - b.)	618,221,980.54	74,724,490.79
d. 発行済株式総数 (クラス米ドル F - a c c 投資証券)	2,103,511.754口	
e. 1口当たり純資産価格 (クラス米ドル F - a c c 投資証券)	130.64	15,790円

(注) 純資産額計算書の米ドルの円貨換算は、2016年1月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝120.87円）による。

第6【販売及び買戻しの実績】

（フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド）

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2008年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - a c c 投資証券	7,593,800.543 (0)	1,713,467.826 (0)	5,880,332.717 (0)
2009年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - a c c 投資証券	741,548.081 (0)	2,146,399.506 (0)	4,475,481.292 (0)
2010年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - a c c 投資証券	806,542.223 (0)	948,678.263 (0)	4,333,345.252 (0)
2011年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - a c c 投資証券	859,808.040 (0)	1,145,927.772 (0)	4,047,225.520 (0)
2012年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - a c c 投資証券	3,249,215.840 (0)	2,320,268.657 (0)	4,976,172.703 (0)
2013年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - a c c 投資証券	1,955,317.090 (0)	1,673,584.763 (0)	5,257,905.030 (0)
2014年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - a c c 投資証券	1,265,375.083 (0)	4,455,585.919 (0)	2,067,694.194 (0)
2015年10月末日に 終了する会計年度末	クラス米ドル F - a c c 投資証券	932,440.586 (0)	813,570.038 (0)	2,186,564.742 (0)

（注1）（ ）内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

（注2）フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンドは2008年2月20日に運用を開始し、クラス米ドルF - a c c 投資証券は2008年2月20日に運用が開始された。

第三部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】

（2015年5月15日付）

定 義

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	指令2011 / 61 / E U 第4条第1項（a号）に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 （a）多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 （b）指令2009 / 65 / E C 第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルグにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I F を運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE C が継承）
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合（特に、E C により構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U 加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
パート ファンド	2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達2009 / 65 / E C をルクセンブルグ法に導入）。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（随時改正および補足済）
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

．ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定され、2014年12月末日現在でファンド数は1,763、その純資産総額は7,627億ユーロ（100兆8,061億円）に達している。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけて初めて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2014年12月末日現在で、ルクセンブルグにおける投資法人の数は2,142、その純資産総額は、2兆3,323億ユーロ（308兆2,601億円）に達している。

ルクセンブルグの監督当局（以下「CSSF」という。）が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は、以下のようになっている。

	契約型投資信託		投資法人		合計	
	2000年までは億 ルクセンブルグ・フランで 2001年以降は億 ユーロ	億円	2000年までは億 ルクセンブルグ・フランで 2001年以降は億 ユーロ	億円	2000年までは億 ルクセンブルグ・フランで 2001年以降は億 ユーロ	億円
1981年末	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001	4,821	637,192	4,463	589,875	9,284	1,227,066
2002	4,358	575,997	4,087	540,179	8,445	1,116,176
2003	4,662	616,177	4,871	643,800	9,533	1,259,977
2004	5,040	666,137	6,023	796,060	11,062	1,462,065
2005	6,243	825,137	9,009	1,190,720	15,252	2,015,857
2006	6,813	900,474	11,635	1,537,798	18,449	2,438,404
2007	7,487	989,557	13,107	1,732,352	20,594	2,721,909
2008	5,672	749,668	9,925	1,311,787	15,597	2,061,455
2009	6,018	795,399	12,391	1,637,718	18,410	2,433,250
2010	6,522	862,013	15,468	2,044,406	21,990	2,906,418
2011	6,096	805,708	14,869	1,965,236	20,965	2,770,944
2012	6,691	884,349	17,147	2,266,319	23,832	3,149,875
2013	6,922	914,881	19,180	2,535,021	26,238	3,467,876
2014	7,627	1,008,061	23,323	3,082,601	30,950	4,090,662

（注）2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場（1ルクセンブルグ・フラン＝2.68円）により、ユーロの円貨換算は、2016年1月29日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.17円）による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引ならびに証券発行を規制する1965年6月19日付勅令に基づき権限を有しており、その後投資信託の監督に関する1972年12月22日付勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁（以下「IML」という。）に付託され（IMLは同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行（以下「中央銀行」という。）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（以下「CSSF」という。）によって行使されている。CSSFは、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督、ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルグ証券取引所および証券の公募ならびにルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を行使している。

・ルクセンブルグの投資信託の形態

1．前書き

1.1 一般

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1.2 UCITS / UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、通達85 / 611 / EEC（以下「UCITS通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001 / 107 / ECおよび通達2001 / 108 / ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、直ちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）により、ルクセンブルグは、2009年7月13日付通達2009 / 65 / EC（以下「UCITS IV通達」という。）を実施した。2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パート I に基づくUCIについては、2011年1月1日より2010年法が法律上適用された。

2010年法は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）により改正された。2013年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）は、ルクセンブルグの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった（以下、併せて「2007年法」という。）。これによりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託（以下「SIF」という。）が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。

S I F は、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。S I F は、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってU C I に区分されている。S I F は企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート U C I T S (以下「パート 」という。)

パート その他のU C I (以下「パート 」という。)

パート 外国のU C I (以下「パート 」という。)

パート 管理会社(以下「パート 」という。)

パート U C I T S およびその他のU C I に適用される一般規定(以下「パート 」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「U C I T S」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「U C I」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくU C I は、2013年法に規定するA I Fとしての資格を有するのに対して、U C I T S は、2013年法の範囲から除外されている。

2.1.2. 欧州連合(以下「E U」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート ファンド」という。)としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のよう

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T S の行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のU C I T S の定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

a) クローズド・エンド型のU C I T S

b) E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S

c) 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるU C I T S

d) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S F が判断する種類のU C I T S

2.1.5. 上記d) の分類は、2003年1月22日付C S S F 通達03 / 88 (2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。) によって予め以下のとおり定義されている。

a) 2002年法第41条第1項(現2010年法第41条第1項) に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および / またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託

- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託(以下「レバレッジ・ファンド」という。)
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパート(現在は2010年法のパート)の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), common fund)

2) 投資法人(investment companies)、これは

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)である場合と、
- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に記載される特徴に加え、2010年法第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125 - 1条は、特定の特性を規定し、または、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本書の日付において、当該規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条)および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定される。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- F C P の純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F 規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
 - 管理会社は、F C P の運用管理業務を約款に従って執行すること。
 - 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。その他のF C Pの場合は、少なくとも1か月に1度は計算されること。
 - 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C P の名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C P から受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C P の会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C P の解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- (注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、C S S F はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C P に適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I に適用される制限とを明確に区別している。

A) パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T S は、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制ある市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T S の設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T S は、通達 2009 / 65 / E C に従い認可されたU C I T S または同通達第1条第2項第1号および/または第2号に規定する範囲のその他のU C I の受益証券に(設立国がE U加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のU C I は、C S S F がE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のU C I の受益者に対する保護水準はU C I T S の受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009 / 65 / E C の要件と同等であること。
 - かかるU C I の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。

- 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、2007年8月2日付CSSF通達07/308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。さらに、通達では、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達11/512を發布した。通達は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESMAガイドラインならびに2010年12月22日付CSSF規則10-4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - 3) EC法が規定する基準に従った慎重な監督に服している発行体またはEC法が規定する基準と少なくとも同程度の厳格さを有しているとCSSFが判断する慎重なルールに服しかつこれを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - 4) CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、その発行体は、資本および準備金が

少なくとも10,000,000ユーロあり、通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社であるか、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従するもしくは銀行の与信ラインを享受する証券化目的のビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金および/またはそのOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本(10)に定める基準に適合した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストをESMAに送付するものとする。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12)(a)(10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび/またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

(14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

(b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

(c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうのような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。

- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a) にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1) による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a) は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。
- フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。
- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
 - 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
 - フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産
- フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。
- コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還(ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計)の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。
- UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。
- (21) UCITSのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUCITS(以下「ターゲット・ファンド」とい

う。)内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および/または保有する場合がある。

- ターゲット・ファンドが、反対に、ターゲット・ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計でターゲット・ファンドの10%を超える資産を、その他のターゲット・ファンドの受益証券に投資することはできない。
- ターゲット・ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUCIに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUCIの純資産の計算について考慮されない。
- ターゲット・ファンドに投資しているUCIのコンパートメントの段階とターゲット・ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および/または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、以下の法的文書もまた考慮されなければならない。

- 一定の定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/CE(以下「2007/16通達」という。)を、ルクセンブルグにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則(以下「大公規則」という。)
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339(以下「通達」という。)

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸借取引においてUCITS(および原則としてUCI)が利用することのできる技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されたCSSF通達08/356

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITS(UCI)のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITS(UCI)のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937(改定済)に言及する2014年9月30日付CSSF通達14/592(同通達は、CSSF通達13/559により実施された、2012年公告の関連するESMAガイドライン(ESMA/2012/832)に取って代わった。)

この通達は、主に、UCITS、インデックス・トラッキングUCITS、レバレッジUCITSおよび逆レバレッジUCITS、証券貸付などの担保を利用するUCITS、レポおよび逆レポ契約を扱う。

(注) 2002年法に関連して示達された上記のCSSF通達および大公規則は、2010年法上でも引き続き適用される。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施という文脈において、ルクセンブルグの管理会社およびSICAVは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度を監視・測定することを可能とし、かつOTCデリバ

ティプの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に出されたC S S F 通達11 / 512、に基づき定められた要件を遵守するものとし、当該通達は、リスク管理における主要な規制変更を示し、リスク管理ルールに関してC S S F よりさらに明確化しており、かつC S S F に対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、U C I T S の目論見書は、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていないなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブV a Rまたは絶対的V a Rアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、ならびにそれより高いレバレッジ・レベルの可能性（V a Rアプローチを用いるU C I T S について）
- レラティブV a Rアプローチを用いるU C I T S についての参照ポートフォリオに関する情報

また、C S S F 通達14 / 592により実施された、E T F およびその他のU C I T S に関するE S M A ガイドライン2014 / 937（改定済）も、同文脈の中で考慮されるべきである。

当該ガイドラインの目的は、インデックス - トラッキングU C I T S およびU C I T S E T F に関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、U C I T S が店頭市場において金融デリバティブ取引を行う時および効率的なポートフォリオ管理を行う時に利用する一定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パート ファンドに該当するF C P に適用される投資制限に関して、2010年法パート には、U C I の投資規則または借入規則についての規定はない。パート ファンドに該当しないF C P に適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、C S S F 規則によって決定され得る。

（注）かかるC S S F 規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パート に準拠するU C I に適用される投資制限は、1991年1月21日付I M L 通達91 / 75およびオルタナティブ投資戦略を実行するU C I に関する通達02 / 80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドの資格を有するF C P の管理会社は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章に定められる条件を遵守する管理会社でなければならない。

パート ファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定められる要件を遵守しなければならない（以下を参照のこと。）。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125 - 1 条、第125 - 2 条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125 - 1 条に服する管理会社と同法第125 - 2 条に従う管理会社とを区別している。

（1）2010年法第125 - 1 条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、ルクセンブルグの官報（以下「メモリアル」という。）において公告される。

2010年法第125 - 2 条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

- (a) 指令2011 / 61 / E Uに規定するA I F以外の投資ビークルの管理を確保すること
- (b) 指令2011 / 61 / E Uに規定するA I Fとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2 項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および / または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人(いずれも、単数か複数かを問わない。) のために、2010年法第88 - 2 条第2 項 a) に従い外部A I F Mを任命しなければならない。
- (c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のA I Fの管理が、2013年法第3 条第2 項に規定される閾値の1 つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。
 - 自らが管理するA I FについてC S S Fに確認すること
 - 自らが管理するA I Fの投資戦略に関する情報を、C S S Fに提供すること
 - C S S Fが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するA I Fの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、C S S Fに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88 - 2 条第2 項 a) に規定する外部A I F Mを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2 章に規定される手続に従い、30暦日以内に、C S S Fに認可を申請しなければならない。指令2011 / 61 / E Uに規定するA I F以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記(b) または(c) に記載される業務を遂行することなく、上記(a) に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、U C I の管理以外の活動に従事してはならない(ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる) 。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠するU C I でなければならない。

当該管理会社の本店(中央管理機構) および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はC S S Fに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) (c) または(d) の条件が充足されない場合、当該委託は、C S S F による事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。

f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部AIFM自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行い、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注)：現在はかかる規則は存在しない。

b) a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

d) 管理会社の参照株主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。

e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(2) 2010年法第125 - 2条に服する管理会社

2010年法第88 - 2 条第 2 項 a) に規定する外部 A I F M を任命することなく、任命を受けた管理会社として、指令2011 / 61 / E U に規定する一または複数の A I F を管理し、2010年法第125 - 2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第 3 条第 2 項に規定される閾値の 1 つを上回った場合、2013年法第 2 章に基づく A I F の A I F M として、C S S F による事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第 5 条第 4 項に記載される付随的業務および同法別紙 に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理する A I F に関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有する、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前に C S S F の承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される（下記2.2.1.2.2.の（17）および（18）を参照のこと。）。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A . 業務を行うための条件

（ 1 ）第15章の意味における管理会社の業務の開始は、C S S F の事前の認可に服する。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前に C S S F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

（ 2 ）管理会社は、通達2009 / 65 / E C に従い認可される U C I T S の管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていないその他の U C I の管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009 / 65 / E C の下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T S の管理のための活動は、2010年法別表 に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

（ 3 ）上記（ 2 ）とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

（ a ）投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの管理（年金基金が保有するものも含む）

（ b ）付随的業務としての、2010年法第101条第 3 項により詳細に記載される投資顧問業務および U C I の受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または（ a ）の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

（ 4 ）上記（ 2 ）からの一部修正として、指令2011 / 61 / E U に規定する A I F の A I F M として任命され、ルクセンブルグに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第 2 章に基づく A I F の A I F M として、C S S F による事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本

項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがCSSFに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙に記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本(4)に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- (5) 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の資本の十分性に関する、ヨーロッパ議会および2006年6月14日会議の通達2006/49/ECを実施するルクセンブルグ規則を遵守しなければならない。

- (6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (7) CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- (a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- (i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

- () 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

- (e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

- (f) 管理会社の業務を遂行する者は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に適合しない場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条の規定と同様の規定に服する。
- CSSFは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第140条により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) CSSFは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

(18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはU C I に関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、C S S F に対し速やかに報告しなければならない。

- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
- 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
- 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をC S S F に対し速やかに報告する義務を有する。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはC S S F に提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、監査人は直ちにC S S F に報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、C S S F に対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのC S S F が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がC S S F に対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

C S S F は、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

C S S F は、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B . ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。

管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S F は、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が管理するU C I T S の性格に関し、またU C I T S の管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、通達2009 / 65 / E C に従い、以下を義務づけられる。

(a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T S に係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するU C I T S の資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T S またはU C I T S 間の利益の相反により害されるU C I T S または顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (3) 2.2.1.2.2.のA.(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- (i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - () (3) の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に基づく投資家補償スキームに関する通達97 / 9 / ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行うしなければならない。
 - (b) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行うなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

- (6) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (7) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命するよう決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第37 - 8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37 - 8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 通達2009 / 65 / ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルグにおいて設定されたUCITSは、指令2009 / 65 / EC第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、または同指令に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

- (2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、2012年10月24日付CSSF通達12 / 546（以下「通達」という。）によりさらに処理される。かかる通達は、2010年法第15章に従う、ルクセンブルグ法に基づく全ルクセンブルグ籍管理会社ならびに2010年法第27条および2010年7月1日付欧州委員会指令2010 / 43 / EUを置換するCSSF規制10 - 4に規定する管理会社を指定していない全投資法人に適用ある、CSSF通達03 / 108および05 / 185に取って代わることをその目的とする。同通達は、管理会社および自己管理投資法人（以下「S I A G」という。）の認可の取得ならびに維持に係る条件が単一の文書に集約されることを目的として、CSSF通達11 / 508を組み入れている。さらに、当該通達は、認可に係る特定条件（特に、自己の資金の再利用、経営体、中央管理事務に関する取決めおよび委任規則に関するものを含む。）に関して追加的な説明を提示している。

また通達の規定により、業務プログラムをCSSFに提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として職務を達成し、委託した業務を監督するために必要な技能、知識および専門性を有するルクセンブルグの職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。

管理会社の業務を遂行する者について、通達では、少なくとも業務を遂行する者を2名とし、かかる2名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはなら

ないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。業務を遂行する者は、管理されるUCITSまたはUCIに必要な高い評価および専門的な実績において条件を満たさなければならない。また、通達は業務を遂行する者が管理委員会を構成することを規定している。

管理会社は、配分された責務を果たすために必要な技能、知識および専門性を有する人材を雇用し、特定の配置のもとに、第三者により実施される活動を効果的に監視するために必要な資質および専門性を維持しなければならない。

管理会社の職員は、原則として同社により雇用されるが、CSSFは、管理会社と同じグループに属する企業または第三者企業によりメンバーが派遣されまたは対応可能であることに同意することができる。管理会社は、多くの職務の遂行責任者である職員が、常に特定の職務を着実に、誠実に、専門的に遂行する立場にあることを保証する。

さらに、通達では、管理会社がその機能の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う者が、管理会社から機能を委任された者を監視することができるよう用意されるべきシステムおよび取決めである。これについて、通達はまた、かかる業務を遂行する者が、機能の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を保管銀行に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能にかかる企業に委託できると重ねて規定している。

2.2.1.3. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

A) 保管受託銀行は、パート ファンドの資格を有するFCPについて以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、FCPの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条第1項および第4項、ならびに第18条第2項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、その義務の正当と認められない不履行または不適切な履行の結果蒙った損失につき責任を負う。

保管受託銀行のFCPの受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。保管受託銀行がパート ファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後継者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり得たもので、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFが監視するために必要であるすべての情報を、CSSFに対し提供するように求められる。

CSSFは、2014年7月11日に、UCITSの預託機関を務めるルクセンブルグの信用機関に適用される規定を明確化することを目的とした新たな通達（通達14/587）を出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、CSSFは、UCITSの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を発布した。UCITSの預託機関は、遅くとも2016年3月18日の時点で、通達14/587に適合している必要がある（通達15/608）。

B) パート ファンドの資格を有するFCPについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するFCPと、2013年法第3条に規定される一部修正により利益を受けかつかかる修正を利用するAIFMが管理するFCPとを区別している。

AIFMが管理するFCP（パート ファンド）に関しては、UCIの資産は、2010年法第88 - 3条および2013年法第19条の規定に従い、さらには指令2011/61/EUに規定される委任業務の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

UCIの預託機関の職務および責務は、特に2013年法第19条に定められる規則および指令2011/61/EUに規定される委任業務に定められる規則に従って定義されている。

2013年法第3条に規定される一部修正により利益を受けかつかかる修正を利用するAIFMが管理するFCP（パート ファンド）に関しては、2010年法の第17条第1項および同第4項、第18条第1項、同第2項a）、c）、d）およびe）、第19条ならびに第20条（上述のとおり、これらはパート ファンドに対しても適用される。）が適用される。

2010年法第90条に従って、2013年法第3条に規定される一部修正により利益を受けかつかかる修正を利用するAIFMが管理するFCPの資産の預託機関は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有するか、または登記上の事務所が他の加盟国または第三国にある場合はルクセンブルグで設立されなければならない。

預託機関は、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に定める信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項に定める条件をも満たす場合に限り、預託機関としての資格を有する。

2013年法第3条に規定される一部修正により利益を受けかつかかる修正を利用するAIFMが管理するコモン・ファンド（最初の投資日から5年間の間に行使することができる買戻請求権がなく、かつその中核的な投資方針に従って、2013年法第19条第8項a）に従い保管されなければならない資産には一般的に投資しないか、または同法第24条に従い発行者もしくは非上場会社の支配権を潜在的に取得するためにかかる会社に一般的に投資する。）については、金融セクターに関する1993年4月5日法第26 - 1条に定める金融商品以外の資産のプロの預託機関の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する会社も預託機関となることができる。

2.2.1.4. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB.(4)に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行のF C Pの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において1株につき1票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることはいできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（société d'investissement à capital variable。以下「S I C A V」という。）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月

以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F 規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる(注:本書の日付において、かかるC S S F 規則は発行されていない。)

- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S F に届け出ることを要し、C S S F の異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A V はいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A V は、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A V の純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F 規則により決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S F が決定する。)
- 通常の期間内にS I C A V の資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A V の株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A V の資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S F が許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。)
- 定款中にS I C A V が負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A V の株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき(買戻手数料を課され、または課されずに)販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授權に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にメモリアルに公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

（注）S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が定款に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、S I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうするために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mにより管理されるS I C A Vの場合には、特別規定が適用される（2010年法第95条を参照のこと。）。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

（1）S I C A Vが、通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的

に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

(e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」をS I C A Vと読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、2012年10月24日付C S S F通達12 / 546に基づいて、2010年法第15章に従い、2010年法第27条の規定する意味において、管理会社を指定していない投資法人およびルクセンブルグの管理会社の認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該S I C A Vの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するS I C A Vの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府に投資信託を監督する権限を与えた法律に基づくものであり、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告および運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および政府通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状況は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。その後1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日には投資信託に関する2002年法が施行され、2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2011年1月1日付で、投資信託に関する2010年法が施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、（F C Pおよび／または非セルフ・マネージドS I C A V）の管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）S I C A Vの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第26条)

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項(1915年法第27条)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

() 会社の形態および名称

() 登録事務所の所在地

() 会社の目的

(v) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額

() 当初払込済の発行済資本の額

() 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載

() 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定

() 現金払込み以外の出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

(注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

(x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

() 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)およびかかる株式に付随する権利に関する記載

() 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

() 会社の存続期間

() 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第29条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

(i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをメモリアルに公告すること

() 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第31条および第32条の1)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグの C S S F から正式な認可を受けることを要する。

- 2010年法第 2 条および第87条に服するルクセンブルグの投資信託は、認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他の E U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「 U C I T S 」という。）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

かかる認可は、2013年法第58条第 5 項に従うことを条件として、ルクセンブルグのプロの投資家に対する外国法 A I F の受益証券または株式の販売が、ルクセンブルグで設立された A I F Mにより行われる場合において2013年法第 6 章および第 7 章の規定に従って行われる場合、または別の加盟国もしくは第三国で設立された A I F Mにより行われる場合において指令2011 / 61 / E U第 6 章および第 7 章の規定に従って行われる場合には、免除される。

- () 認可を受けた U C I は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第 2 条および第87条に記載される U C I については、リストへの登録の申請は、設立または設定の日から 1 か月以内に C S S F に対しなされなければならない。
- () ルクセンブルグ法、規則および C S S F の通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S F のかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所 (tribunal administratif) に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から 1 か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官または C S S F の要請に基づき、該当するルクセンブルグの U C I の解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託 (fonds d ' investissement) の定義は、1991年 1月21日付 I M L 通達91 / 75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第 5 条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年 5月20日法によって創立された金融庁 (Institut Monétaire Luxembourgeois) (I M L) によりとってかわられた。I M L は、1998年 4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会（以下「 C S S F 」という。）に移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連する C S S F の権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人（または、 F C P の場合は管理会社）に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社（ＦＣＰの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ４か月および２か月以内に公表されなければならない。）。パート ファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が４か月から６か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が３か月に延長される（2010年法第150条第２項）。

パート ファンドに関しては、投資法人／管理会社（ＦＣＰの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「ＫＩＩ」という。）を作成しなければならない（2010年法の第159条を参照のこと）。ＫＩＩは、該当するＵＣＩＴＳの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならない、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

ＫＩＩは、該当するＵＣＩＴＳについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) ＵＣＩＴＳの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するＵＣＩＴＳへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

ＫＩＩは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

ＫＩＩは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

ＫＩＩは、当該ＵＣＩＴＳが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- ＵＣＩはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をＣＳＳＦに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびＵＣＩＴＳに関するＫＩＩに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

欧州連合理事会は、2014年10月24日に、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品（ＰＲＩＩＰ）の重要情報文書に関する新たなＥＵ規則（ＥＵ規則1286／2014）を採択した。当該ＥＵ規則は、小口投資家に対する投資商品の開示に関する統一規則を定めており、かかる投資家が小口投資家向け投資商品の重要な性質およびリスクを理解し、異なる商品の性質を比較できるようにすることを目的としている。ＫＩＩを作成する義務は、ＰＲＩＩＰ（投資信託を含む。）が小口投資家にとって利用可能となる場合に適用される。

UCITSは、PRIIPの定義を満たす投資信託であるが、同EU規則は、UCITSの販売者に対して施行から5年間の移行期間を認め、かかる販売者は、当該期間中は同規則の条件を免除される。

同EU規則は、EU官報での公告から20日後に施行される。同規則は、2016年12月31日から加盟国において適用される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および保管銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法パート に服するUCIは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パート に服する、同法第88 - 2条第2項b)に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88 - 2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177(2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。)に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正）に基づき、2002年法（現在の2010年法）に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

（ ）違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のUCITS」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS（以下「吸収する側のUCITS」という。）に移転する場合
- 2つ以上のUCITS（またはその/それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS（一部または全部が吸収される）がルクセンブルグで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、通達2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、通達2009/65/EC第41条に従い、2010年法第40条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、通達2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20営業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条（1）によれば、吸収される側のUCITSおよび/または吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席また

は代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅するFCPである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該UCITSの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、メモリアルに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に係るコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.5.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a．約款で定められていた期間が満了した場合。
- b．管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c．管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d．連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a．資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b．資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S F がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S F が提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S F を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルグの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S F の請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S F の監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 固定登録税

出資税に関する会社に適用ある規則を改定する2008年12月19日法に従い、設立に際しては、ルクセンブルグの全会社に対して、75ユーロの固定登録税が課税される。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に係る金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免責を規定している。

- その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
- その専属的目的が短期金融商品への集会的投資および信用機関への預金である場合
- その投資対象の満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
- 公認の格付機関から最高の格付を受け得ると認められた場合

最後に、2010年法第175条により、その受益証券が以下に該当するUCIについても、かかる免税が同様に適用される。(i) 従業員のため同一グループの主導により創設された専門年金機関または同様の投資ピークル、() 従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資するグループ会社、() 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに() (a) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているか、または(b) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントに対して限定されるUCIである。

2.6.2. 日本の受益者への課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの株式または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設を有している場合およびかつてルクセンブルグの居住者であった特定の者については、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

3. ルクセンブルグの専門投資信託（以下「SIF」という。）

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法を採択した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年2月13日法に準拠するSIFになった。

2007年法は、直近では2013年法により改正された。

3.1 範囲

SIF制度は、(i) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび() その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」。）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、金融機関の業務の遂行および追求に関する通達2006/48/ECに定める金融機関、金融商品市場に関する通達2004/39/ECに定める投資会社もしくはUCITSに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/CEに定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ピークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲

の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、FCPの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、SICAVの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に準拠するSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2. 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3 資本構造

2007年法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは会社型の形態において、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を

発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式(当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。)によっても行うことができる。

3.3 投資規制

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、CSSFの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、CSSFは、特に、通達CSSF 07/309を、専門投資信託におけるリスク分散に関して発行し、そこで専門投資信託がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型SIFのコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一SIF(以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および/または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、SIFがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるSIFの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 慎重な制度

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実により、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役 / マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2007年法の規定により、S I Fは、C S S Fによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うS I Fは、2013年法が適用される範囲のA I Fの資格を自動的に得るわけではない。S I Fは、A I Fの定義の全ての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するS I Fに対しては、2007年法パート の特定の規定が適用される。

3.4.2 保管受託銀行

S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関であるか、もしくは登記上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルグ支店である預託機関、または金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に規定する投資会社に委託しなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項に記載される条件をも満たす場合に限り、預託機関としての資格を有する。

最初の投資日から5年間の間に行使することができる買戻請求権がなく、かつその中核的な投資方針に従って、2013年法第19条第8項a）に従い保管されなければならない資産には一般的に投資しないか、または同法第24条に従い発行者もしくは非上場会社の支配権を潜在的に取得するためにかかる会社に一般的に投資するコモン・ファンドおよびS I C A Vについては、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第26 - 1条に定める金融商品以外の資産のプロの預託機関の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する会社も預託機関となることができる。

預託機関の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を第三者に委託したことにより影響を受けない。

2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mにより管理されるS I Fの場合には、特別規定が適用される（2007年法第81条および2013年法第19条を参照のこと。）。

3.4.3 監査人

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

S I Fは、事業のより効率的な遂行のため、S I Fを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、2013年6月30日までに、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) C S S Fは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がS I Fに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、S I Fが投資家の最善の利益のために活動し、またはS I Fがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人また

は法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、C S S Fが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該S I Fのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) S I Fの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) S I Fの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、S I Fの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I Fの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

S I Fは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

S I Fは、更に、必要に応じて、S I FとS I Fの事業活動に寄与している者、またはS I Fに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I Fは、投資家の利益の保護を確保する。S I Fは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

3.5 S I Fの税制の特徴

S I Fは、0.01%（2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、当該税金を課される他のルクセンブルグUCIに投資された資産部分、一定の機関のキャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドに対し年次税を免除している。

S I Fが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

会社型S I Fは、設立時に75ユーロの登録税を支払われなければならない。

第2【参考情報】

該当事項なし。

監査報告書

フォーカス・シキャブの投資主各位

我々は、フォーカス・シキャブおよび各サブ・ファンドの2015年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券その他の純資産明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関するSICAVの取締役会の責任

SICAVの取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であるとSICAVの取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（“Réviseur d'entreprises agréé”）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（“Commission de Surveillance du Secteur Financier”）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性およびSICAVの取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、フォーカス・シキャブおよび各サブ・ファンドの2015年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の事項

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々にかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2016年2月22日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
代表して署名
パトリック・リース

Audit report

To the Shareholders of
Focused SICAV

We have audited the accompanying financial statements of Focused SICAV and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 31 October 2015, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the SICAV for the financial statements

The Board of Directors of the SICAV is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the SICAV determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the SICAV, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Focused SICAV and of each of its subfunds as of 31 October 2015, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Luxembourg, 22 February 2016

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Patrick Ries

Prüfungsvermerk

An die Aktionäre der
Focused SICAV

Wir haben den beigefügten Abschluss der Focused SICAV und ihrer jeweiligen Subfonds geprüft, der aus der Nettovermögensaufstellung, der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte zum 31. Oktober 2015, der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie aus einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden und anderen erläuternden Informationen besteht.

Verantwortung des Verwaltungsrats der SICAV für den Abschluss

Der Verwaltungsrat der SICAV ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Abschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung des Abschlusses und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Abschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist, unabhängig davon, ob diese aus Unrichtigkeiten oder Verstößen resultieren.

Verantwortung des <Réviseur d'entreprises agréé>

In unserer Verantwortung liegt es, auf der Grundlage unserer Abschlussprüfung über diesen Abschluss ein Prüfungsurteil zu erteilen. Wir führten unsere Abschlussprüfung nach den für Luxemburg von der <Commission de Surveillance du Secteur Financier> angenommenen internationalen Prüfungsstandards (International Standards on Auditing) durch. Diese Standards verlangen, dass wir die beruflichen Verhaltensanforderungen einhalten und die Prüfung dahingehend planen und durchführen, dass mit hinreichender Sicherheit erkannt werden kann, ob der Abschluss frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist.

Eine Abschlussprüfung beinhaltet die Durchführung von Prüfungshandlungen zum Erhalt von Prüfungsnachweisen für die im Abschluss enthaltenen Wertansätze und Informationen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen obliegt der Beurteilung des <Réviseur d'entreprises agréé> ebenso wie die Bewertung des Risikos, dass der Abschluss wesentliche unzutreffende Angaben aufgrund von Unrichtigkeiten oder Verstößen enthält. Im Rahmen dieser Risikoeinschätzung berücksichtigt der <Réviseur d'entreprises agréé> das für die Aufstellung und die sachgerechte Gesamtdarstellung des Abschlusses eingerichtete interne Kontrollsystem, um die unter diesen Umständen angemessenen Prüfungshandlungen festzulegen, nicht jedoch, um eine Beurteilung der Wirksamkeit des internen Kontrollsystems abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsgrundsätze und -methoden und der Vertretbarkeit der vom Verwaltungsrat der SICAV ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Abschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Prüfungsurteil

Nach unserer Beurteilung vermittelt der Abschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung des Abschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Focused SICAV und ihrer jeweiligen Subfonds zum 31. Oktober 2015 sowie der Ertragslage und der Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Sonstiges

Die im Jahresbericht enthaltenen ergänzenden Angaben wurden von uns im Rahmen unseres Auftrags durchgesehen, waren aber nicht Gegenstand besonderer Prüfungshandlungen nach den oben beschriebenen Standards. Unser Prüfungsurteil bezieht sich daher nicht auf diese Angaben. Im Rahmen der Gesamtdarstellung des Abschlusses haben uns diese Angaben keinen Anlass zu Anmerkungen gegeben.

Luxemburg, 22. Februar 2016

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Vertreten durch

Patrick Ries

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

フォーカス・シキャブの投資主各位

我々は、フォーカス・シキャブおよび各サブ・ファンドの2014年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券その他の純資産明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関するSICAVの取締役会の責任

SICAVの取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であるとSICAVの取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

公認企業監査人（“Réviseur d'entreprises agréé”）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（“Commission de Surveillance du Secteur Financier”）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性およびSICAVの取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、フォーカス・シキャブおよび各サブ・ファンドの2014年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の事項

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々にかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2015年2月24日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
代表して署名
バレリー・ピアストレリ

Audit report

To the Shareholders of
Focused SICAV

We have audited the accompanying financial statements of Focused SICAV and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 31 October 2014, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the SICAV for the financial statements

The Board of Directors of the SICAV is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the SICAV determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the SICAV, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Focused SICAV and of each of its subfunds as of 31 October 2014, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Luxembourg, 24 February 2015

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Valérie Piastrelli

Prüfungsvermerk

An die Aktionäre der

Focused SICAV

Wir haben den beigefügten Abschluss der Focused SICAV und ihrer jeweiligen Subfonds geprüft, der aus der Nettovermögensaufstellung, der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte zum 31. Oktober 2014, der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie aus einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden und anderen erläuternden Informationen besteht.

Verantwortung des Verwaltungsrats der SICAV für den Abschluss

Der Verwaltungsrat der SICAV ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Abschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung des Abschlusses und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Abschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist, unabhängig davon, ob diese aus Unrichtigkeiten oder Verstößen resultieren.

Verantwortung des <Réviseur d'entreprises agréé>

In unserer Verantwortung liegt es, auf der Grundlage unserer Abschlussprüfung über diesen Abschluss ein Prüfungsurteil zu erteilen. Wir führten unsere Abschlussprüfung nach den für Luxemburg von der <Commission de Surveillance du Secteur Financier> angenommenen internationalen Prüfungsstandards (International Standards on Auditing) durch. Diese Standards verlangen, dass wir die beruflichen Verhaltensanforderungen einhalten und die Prüfung dahingehend planen und durchführen, dass mit hinreichender Sicherheit erkannt werden kann, ob der Abschluss frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist.

Eine Abschlussprüfung beinhaltet die Durchführung von Prüfungshandlungen zum Erhalt von Prüfungsnachweisen für die im Abschluss enthaltenen Wertansätze und Informationen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen obliegt der Beurteilung des <Réviseur d'entreprises agréé> ebenso wie die Bewertung des Risikos, dass der Abschluss wesentliche unzutreffende Angaben aufgrund von Unrichtigkeiten oder Verstößen enthält. Im Rahmen dieser Risikoeinschätzung berücksichtigt der <Réviseur d'entreprises agréé> das für die Aufstellung und die sachgerechte Gesamtdarstellung des Abschlusses eingerichtete interne Kontrollsystem, um die unter diesen Umständen angemessenen Prüfungshandlungen festzulegen, nicht jedoch, um eine Beurteilung der Wirksamkeit des internen Kontrollsystems abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsgrundsätze und -methoden und der Vertretbarkeit der vom Verwaltungsrat der SICAV ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Abschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Prüfungsurteil

Nach unserer Beurteilung vermittelt der Abschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung des Abschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Focused SICAV und ihrer jeweiligen Subfonds zum 31. Oktober 2014 sowie der Ertragslage und der Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Sonstiges

Die im Jahresbericht enthaltenen ergänzenden Angaben wurden von uns im Rahmen unseres Auftrags durchgesehen, waren aber nicht Gegenstand besonderer Prüfungshandlungen nach den oben beschriebenen Standards. Unser Prüfungsurteil bezieht sich daher nicht auf diese Angaben. Im Rahmen der Gesamtdarstellung des Abschlusses haben uns diese Angaben keinen Anlass zu Anmerkungen gegeben.

Luxemburg, 24. February 2015

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Vertreten durch

Valérie Piastrelli

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。